

第6次平泉町総合計画 (案)

(令和3年1月 20 日時点)

第6次平泉町総合計画

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画の背景と目的	2
第2節 計画の位置づけと役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
第4節 計画の評価体系	4
第2章 平泉町の概要	5
第1節 まちづくりの歩み	5
第2節 位置・地勢・気候	6
第3節 交通	7
第4節 農業	8
第5節 工業	9
第6節 商業	10
第7節 観光	11
第8節 人口と世帯	13
第9節 就業構造	18
第10節 平泉町の特長・魅力	19
第11節 現計画達成状況調査結果	21
第12節 町民アンケート調査結果	38
第13節 時代の潮流	49
第14節 平泉町の発展課題	51
第15節 SDGsとの調和	53
第2部 基本構想	57
第1章 平泉町の将来像	58
第1節 将来像	58
第2節 まちづくりの基本方針	59
第3節 人口の将来推計	60
第4節 土地利用の基本方針	61
第5節 施策の大綱	63
第3部 前期基本計画	70
基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち	71
1-1 子どもの教育の充実	71
1-2 生涯学習・社会教育の推進	74
1-3 生涯スポーツの推進	76
1-4 移住・定住の推進	78
1-5 町民参画のまちづくりの推進	80
1-6 持続可能な行財政運営の推進	82

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち	84
2-1 保育・子育て支援の充実	84
2-2 地域福祉の充実	86
2-3 高齢者福祉の充実	88
2-4 障がい者(児)福祉の充実	90
2-5 保健・医療の充実	92
2-6 社会保障制度の充実	95
基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち	97
3-1 農業の振興	97
3-2 農山村環境の保全	100
3-3 観光の振興	103
3-4 商工業の振興	106
3-5 働く場の充実	108
基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち	110
4-1 消防・救急体制の充実	110
4-2 地域防災力の強化	112
4-3 防犯・生活安全の向上	114
4-4 交通安全の推進	116
4-5 道路の整備	118
基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち	120
5-1 上下水道の整備	120
5-2 住宅・市街地・公園の整備	122
5-3 地域公共交通の充実	124
5-4 環境保全の推進	126
5-5 空き家対策の推進	129
5-6 情報環境の充実	131
基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち	133
6-1 文化遺産の保存と活用	133
6-2 芸術・文化の振興	135
6-3 景観の保全・整備	137

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の背景と目的

本町では、平成 23 年度に基本構想と前期基本計画からなる「新平泉町総合計画」を策定し、将来像として、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」を掲げ、町民の生活の全分野にわたる多くの施策に取り組んできました。その後、平成 28 年度には、「平泉町総合計画後期基本計画」の改訂を行い、着実に町政の発展を遂げてきました。

一方、本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会への突入、都市圏への人口集中とそれに伴う地方の人口減少による弊害、社会や経済のグローバル化の進展や情報技術の発達など大きく変化しています。それに伴い、一人ひとりの価値観、地域の課題なども多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、地域の資産や資源を大切にしながら、次世代に誇りを持って繋いでいく平泉町としていくために、新しい将来像を掲げ、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていくための指針として、この度、第6次平泉町総合計画を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけと役割

総合計画とは、自治体が進めていくまちづくりのすべての分野における行財政運営の「最上位計画」であり、平泉町においては、今後 10 年間にわたる町の将来像と基本目標、基本施策等を明確にし、町民と一体となって進めていく指針となるものです。

本計画は、このような位置づけを踏まえて、次のような役割を持ちます。

役割1 町内のあらゆる主体が一体となって進めるためのもの

今後、本町のまちづくりを進めるにあたっては、町民、地域、企業、学校、各種団体、行政等のあらゆる主体が協力し合い、一体となってまちづくりに取り組むことが重要です。総合計画は、そのための共通目標となるものです。

役割2 暮らしを支える行財政運営の指針となるもの

昨今、時代の潮流の激しい変化や町の財政が年々厳しさを増している中、町民の暮らしがより一層豊かなものとなることを目指すため、様々な施策や事業を計画的に効率良く実施していくための行財政運営の総合的な指針となるものです。

役割3 国、県、広域圏との連携の基礎となるもの

国や県、周辺自治体等と広域的に連携していくための基礎となるものを目指します。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

1. 基本構想

本町が目指すべき将来像やそれを実現するための基本方針、施策の大綱を示すものです。
計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2. 基本計画

基本構想を実現するために、今後推進すべき施策や目標事業等を体系的に示すものです。
計画期間は、前期を5年間、後期を5年間として、前期基本計画は、令和3年度を初年度として、令和7年度を目標年度とします。

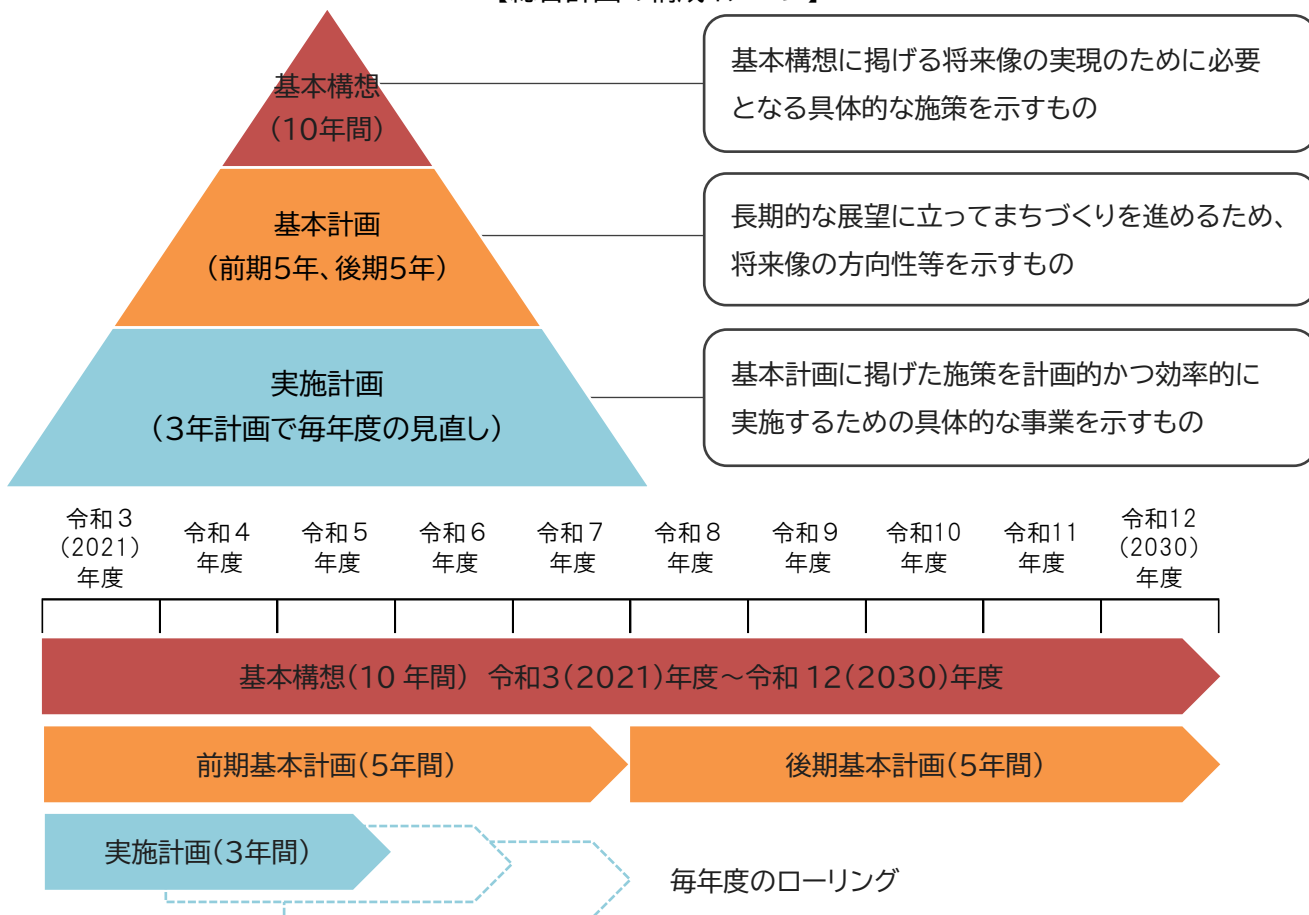
3. 実施計画

基本計画に挙げた施策を実現するため、財政見通しを勘案しながら、計画的かつ効率的に実施する事業を定めるもので、具体的な事業内容や事業費、財源内訳等を示すものです。

計画期間は3年間として、別途策定します。

また、社会情勢の変化や政策評価の結果を反映させるため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。

【総合計画の構成イメージ】

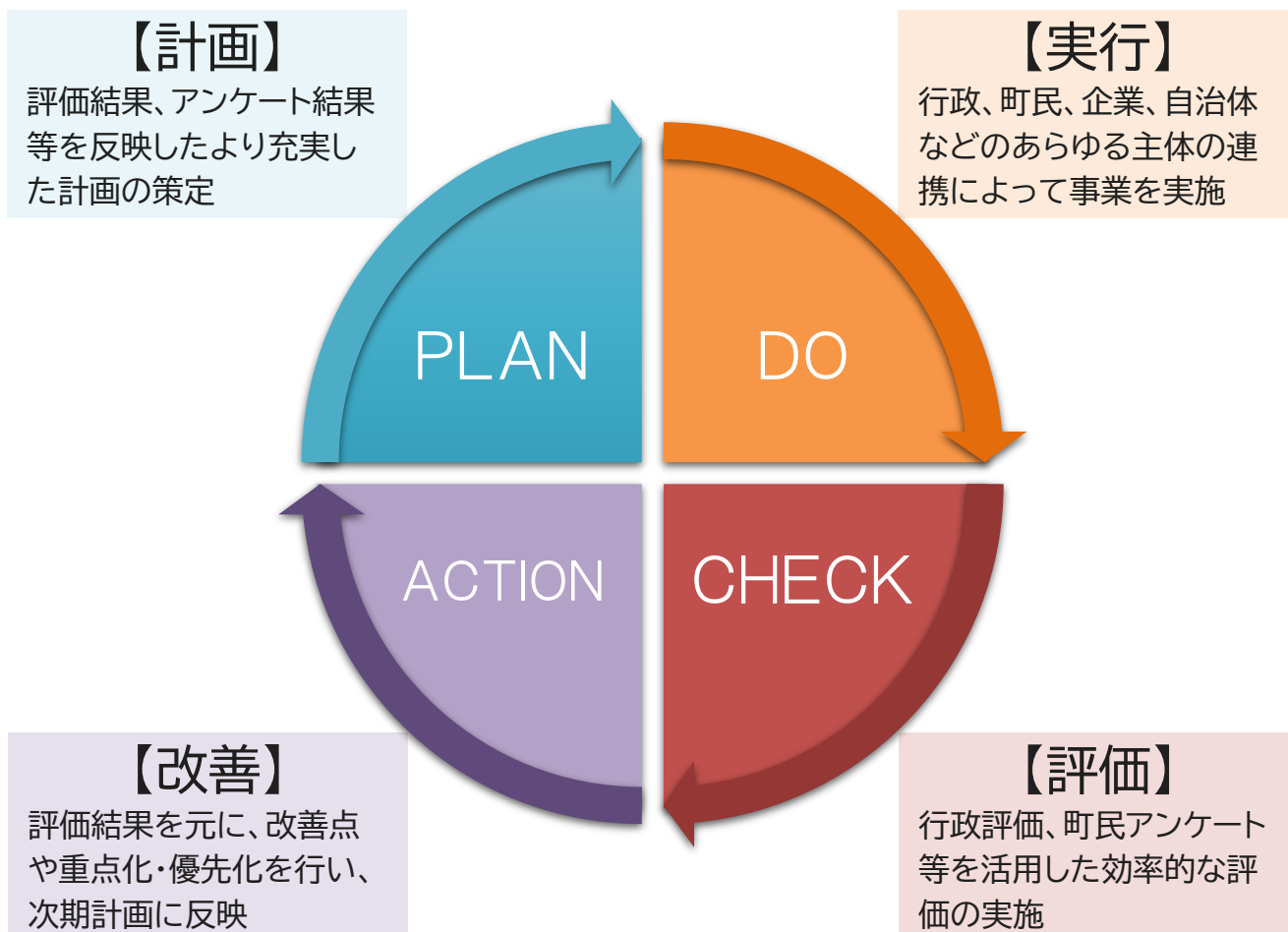


PDCAサイクルを活用した行政評価の実施

刻一刻と変化する社会情勢に対応するため、第6次平泉町総合計画では、PDCAサイクルを用いて行政評価を実施していきます。評価は、前総合計画でも毎年度実施してきた「政策評価」において、毎年度の実施計画への見直しに反映させていきます。また、5年後の後期基本計画の策定時には、それまでの「政策評価」の結果及び町民アンケート結果を踏まえた前期基本計画の総合的な評価を実施し、後期基本計画へ反映させていきます。

また、具体的な施策や事業などは、様々な分野で定める個別計画などに位置付けて、総合計画との整合性を図りながら柔軟に対応していきます。

PDCAサイクルとは、計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画(PLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとするものです。



第2章 平泉町の概要

第1節 まちづくりの歩み

12世紀に栄えた奥州藤原文化の名残を多く残す本町は、明治22年の町村制施行により、平泉村、中尊寺村、戸河内村が合併して平泉村となり、昭和28年に町制を施行して平泉町となり、昭和30年4月には東磐井郡長島村と合併して現在の平泉町となりました。

昭和40年代から、簡易水道、上水道、町営住宅などの住環境整備が進み、昭和50年代には、一関バイパスや東北自動車道、東北新幹線などの交通網が整えられました。昭和41年には、NHK大河ドラマ「源義経」の影響で藤原まつりに20万人の人出があり、また、同年11月には平泉駅新駅舎が完成しています。

昭和50年代に入ると、昭和50年6月に国道4号バイパス、昭和52年11月には東北自動車道一関・盛岡間、昭和57年6月には東北新幹線(盛岡－大宮間)が開通しました。

昭和60年代に入ると、昭和61年10月に現在の平泉町役場庁舎、11月には平泉郷土館が完成しています。

平成に入ると、平成10年代には、国道4号平泉バイパスの整備によって、国道4号の渋滞解消や町内交通アクセスの一層の向上が図られています。また、平成6年に長島小学校の新校舎、平成16年には平泉小学校の新校舎、平成19年には平泉保育所の新園舎、平成23年には平泉中学校の新校舎、平成24年には長島保育所の新園舎が完成しています。

平成20年代に入ると、平成21年4月には旧平泉郷土館を改修し、平泉文化遺産センターを開館、平成22年には長島公民館が開館しました。平成23年3月11日には、東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。同年6月には第35回世界遺産委員会において、「平泉の文化遺産」がユネスコの世界文化遺産に登録されています。

平成27年4月には西行桜の森・木工芸館「遊鵬」で、国指定名勝「おくのほそ道の風景地－さくら山」の指定を記念した西行桜の森まつりが開催されました。また、平成28年9月には一関、奥州、平泉の3市町にまたがる束稲山麓地域の営農システムの世界農業遺産認定を目指す「束稲山麓地域世界遺産農業遺産認定推進協議会」が発足し、平泉町役場で設立総会が開催されています。

平成27年9月には、国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、この「地球上の誰一人として取り残さない」という理念は、中尊寺建立の理念とも共通することから、本町においてもSDGsの達成に向けて積極的な取り組みを推進しています。

平成29年4月には、国道4号沿いに県内32箇所目の道の駅として「道の駅平泉」がオープンしました。観光振興や地元農産品等販売による地域の活性化と防災機能の充実によって、地域を支える拠点となっています。

平成31年2月には「道の駅平泉」が、県産木材を有効活用した建物を知事が表彰する「いわて木材利用優良施設優秀賞」を受賞し、年号が変わった令和元年5月には宮城県湧谷町・気仙沼市・南三陸町・岩手県陸前高田市と2市3町で構成する「みちのくGOLD浪漫－黄金の国ジパング、産金はじめりの地をたどる－」が日本遺産として認定されています。

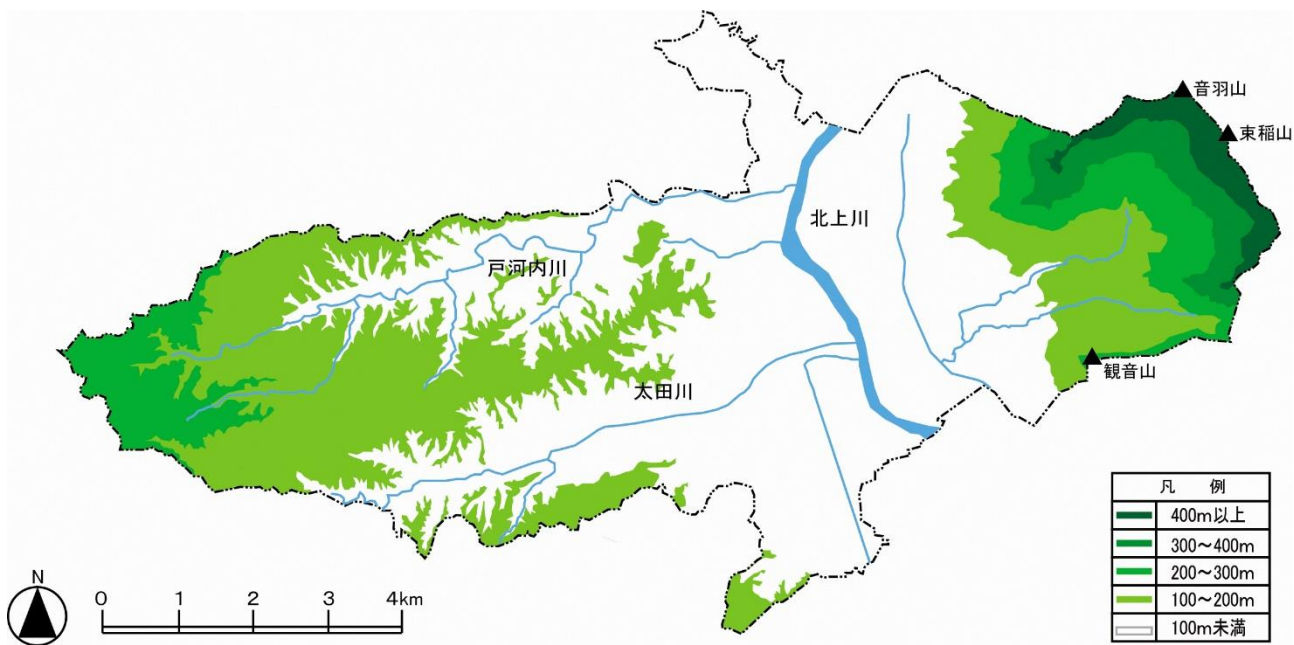
第2節 位置・地勢・気候

本町は、岩手県の南部(北緯 38 度 59 分、東経 141 度 7 分)に位置し、北は奥州市、南は一関市と接しています。また、県都盛岡市から南に約 83 km の距離にあり、東西 16.15 km、南北 8.51 km と東西に長く、総面積は 63.39 km²となっています。

町の中央部には、全国で5番目の長さを持つ北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。町の東部には北上山地に含まれる東稲山(595.7m)、音羽山(539m)、観音山(325.2m)などが連なり、西部は奥羽山脈に続く標高約 100～200m 前後の丘陵地が広がっています。

気候は、北上山地と奥羽山脈に挟まれているため、内陸性の気候で、年間降水量は 1134.5 mm、年平均気温は 12.2℃で、4月から 10 月は気温も上昇し、比較的温暖な気候となっています。

[平泉町の地勢]

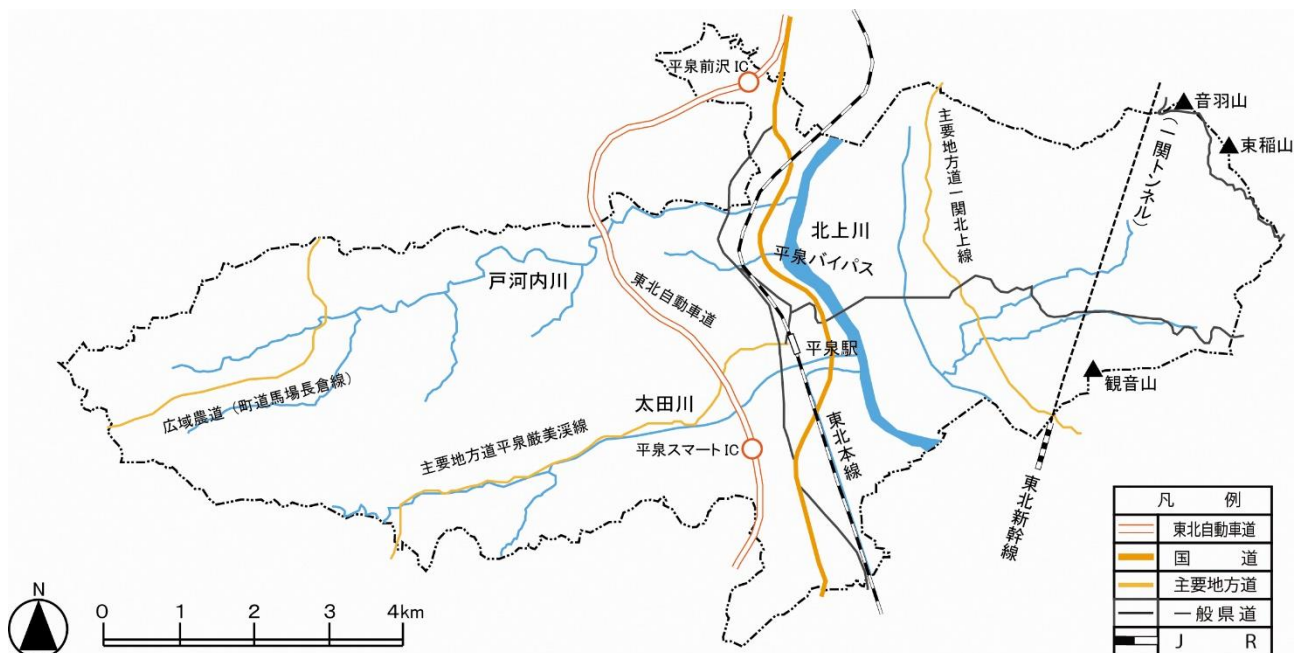


第3節 交通

本町を取り巻く広域的な道路網は、広域的幹線道路として、東北自動車道が南北に走っています。幹線道路としては、町の中央部に国道4号、主要地方道一関北上線が南北に走り、東西方向には、主要地方道平泉巖美溪線、一般県道相川平泉線が通じています。これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしています。

公共交通は、JR 東北本線が町の中央を南北に通っており、町内には平泉駅があります。東北新幹線は、隣接している一関市に一関駅があり、仙台や盛岡まで約 40 分の距離です。町の北部にある東北自動車道の平泉前沢インターチェンジから盛岡市までは約 50 分、JR東北本線の平泉駅から盛岡駅へは約1時間 20 分で連絡しています。また、令和3年には平泉スマートインターチェンジの供用が開始されます。

[平泉町の主要な道路・交通網]

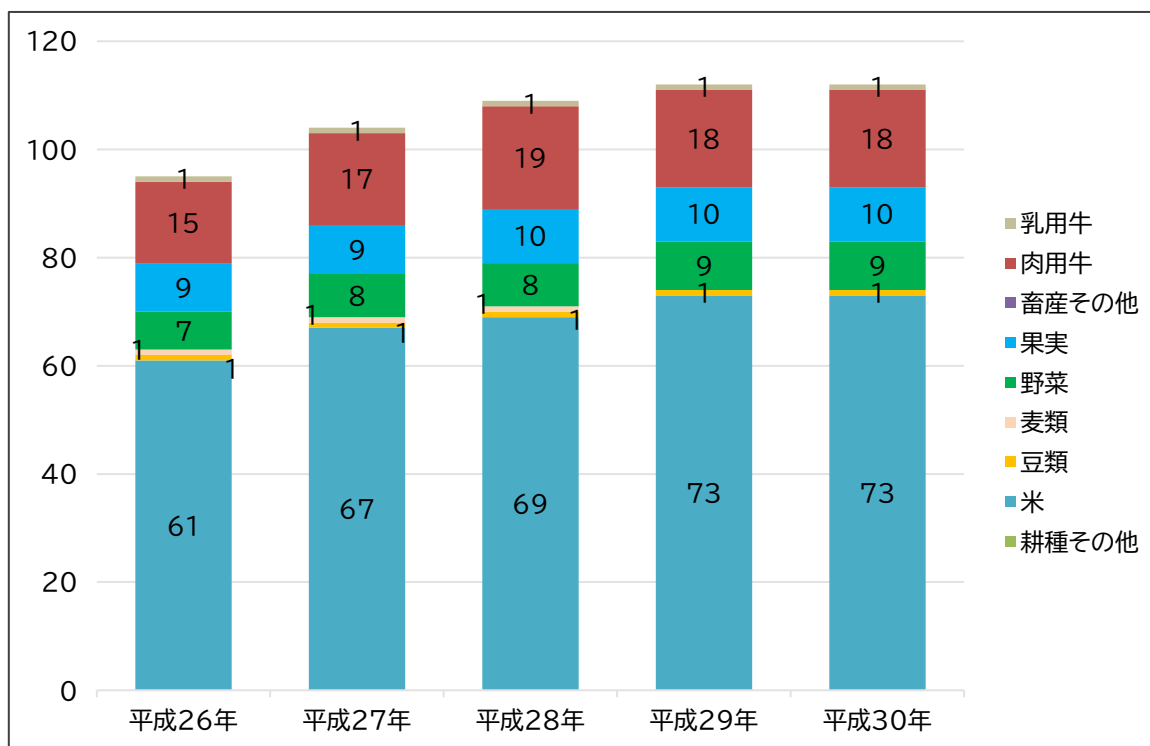


第4節 農業

本町の農業産出額は、概ね右肩上がりに推移しています。

内訳をみると、米と野菜が増加していますが、麦類は減少し、果実と肉用牛については増減を繰り返しています。

農業産出額の推移(単位:千万円)



査年度	2014	2015	2016	2017	2018
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
乳用牛	1	1	1	1	1
肉用牛	15	17	19	18	18
畜産その他	-	-	-	-	-
花き	-	-	-	-	-
果実	9	9	10	8	10
野菜	7	8	8	8	9
麦類	1	1	1	0	0
豆類	1	1	1	1	1
米	61	67	69	73	73
耕種その他	-	-	-	-	-

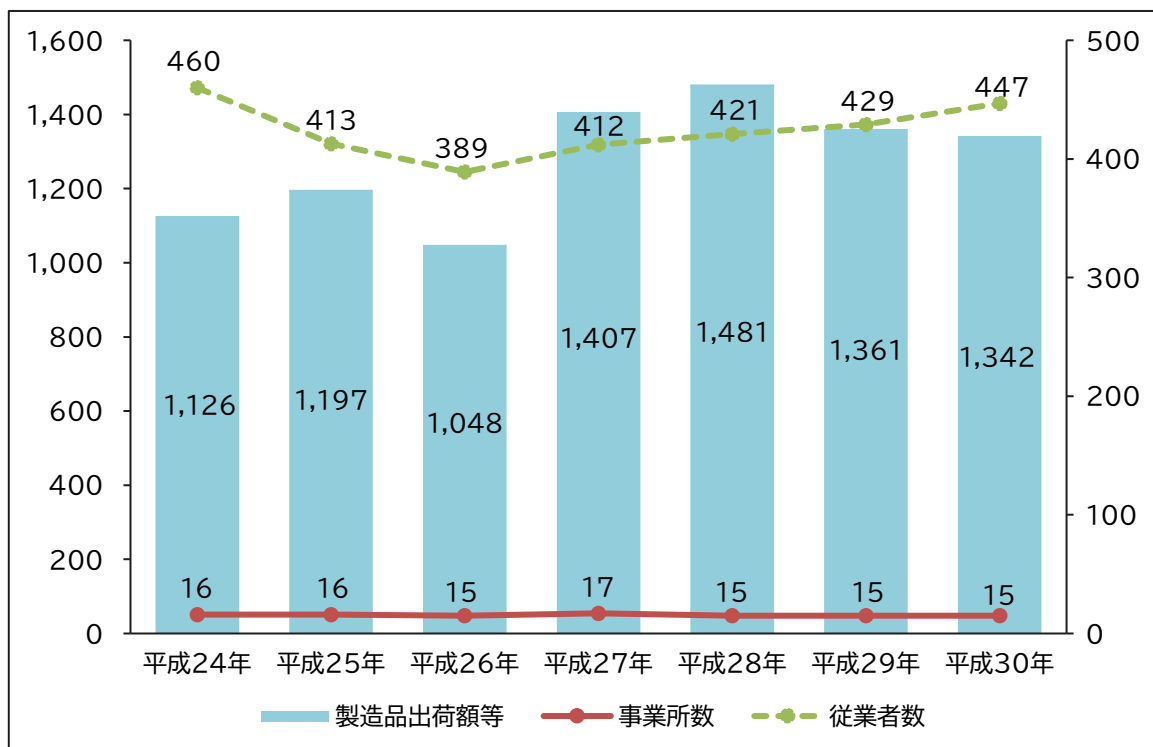
資料:農林水産省 市町村別農業産出額(推計)

第5節 工業

平成30年の製造品出荷額は約134.2億円、事業所数は15、従業者数は447人となっています。

平成24年からの推移をみると、製造品出荷額は平成26年に大きく落ち込み、平成27年と平成28年に増加したものの、平成29年以降は減少傾向となっています。従業者数は、平成24年に減少し、その状態が続いていましたが、平成27年からはやや増加しています。事業所数はほぼ横ばいとなっています。

製造品出荷額(単位:百万)、事業所数、従業者数(単位:人)の推移



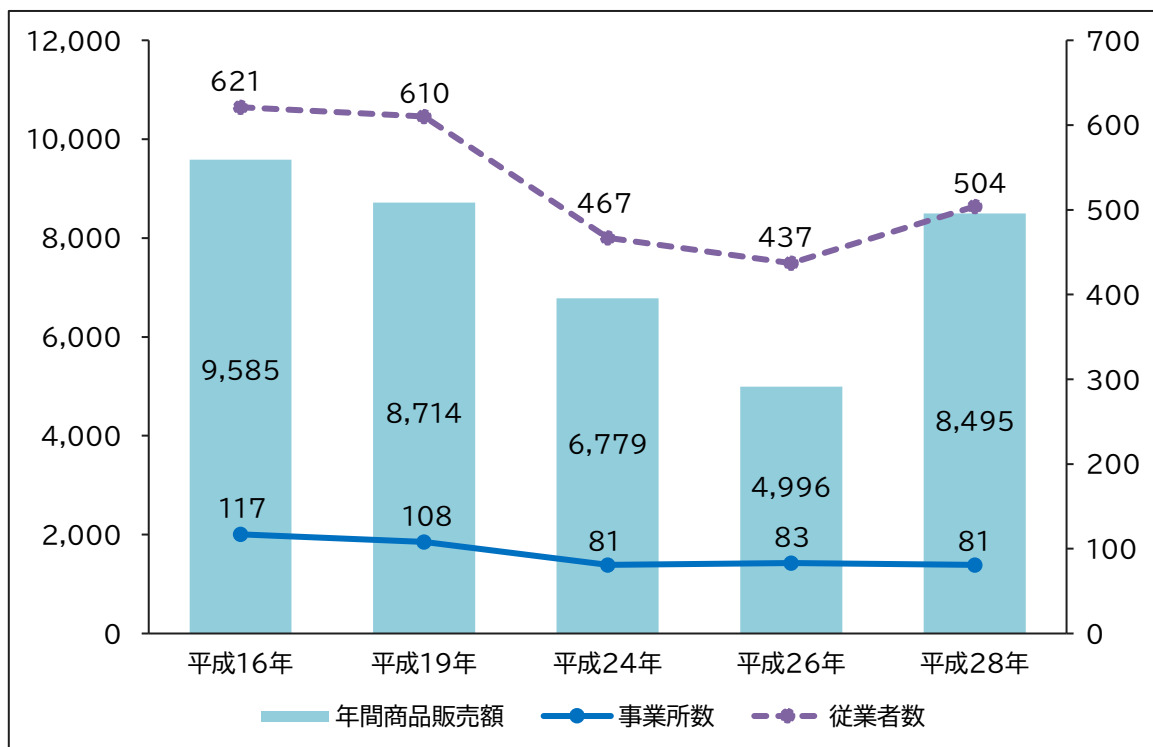
資料:工業統計調査

第6節 商業

平成28年の小売業は、年間商品販売額が84.9億円、事業所数が81、従業員数が504人となっています。

平成16年からの推移をみると、事業所数は平成24年まで減少し、以降は横ばいに、従業者数及び年間商品販売額は年々減少していましたが、平成28年に回復しています。

年間商品販売額(単位:百万)、事業所数、従業者数(単位:人)の推移(小売業)



資料:商業統計調査、経済センサスー活動調査

注:商業統計は、平成19年以降は経済センサスー活動調査の2年後に実施していましたが、平成26年調査をもって廃止し、経済構造実態調査に統合されました。

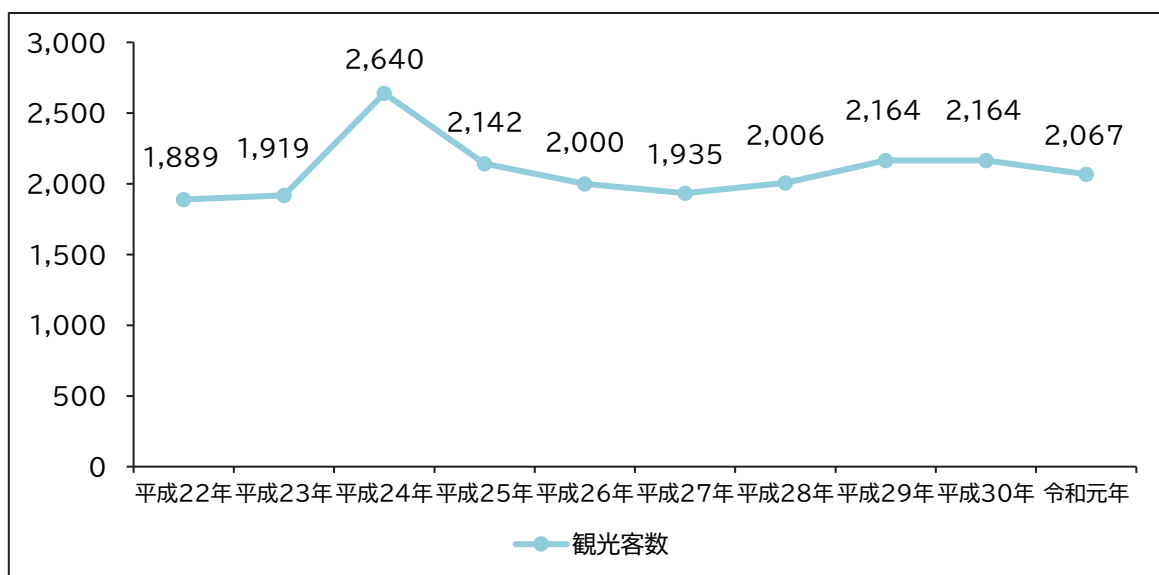
第7節 観光

本町には、中尊寺や毛越寺、達谷窟などの歴史文化遺産が所在し、東北有数の観光地となっています。令和元年の観光客数は約207万人で、近年ではおよそ200万人で推移しています。

日帰り客、宿泊客をみると、令和元年では日帰り客が98.2%と観光客のほとんどを占め、宿泊客はわずか1.8%となっています。県内・県外別では、県内が18.1%、県外が81.9%と県外からの観光客が多くなっています。

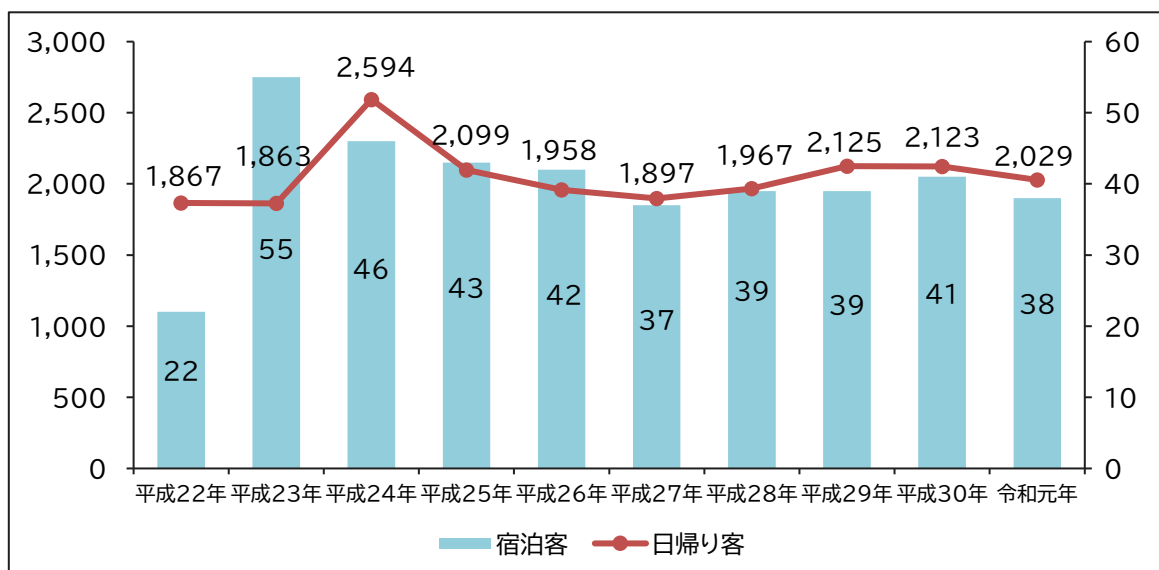
外国人観光客数は、東日本大震災が発生した平成23年では3,671人となっていましたが、同年6月の世界遺産登録後は右肩上がりに上昇し、令和元年では59,089人となっています。

観光客数の推移(単位:千人)



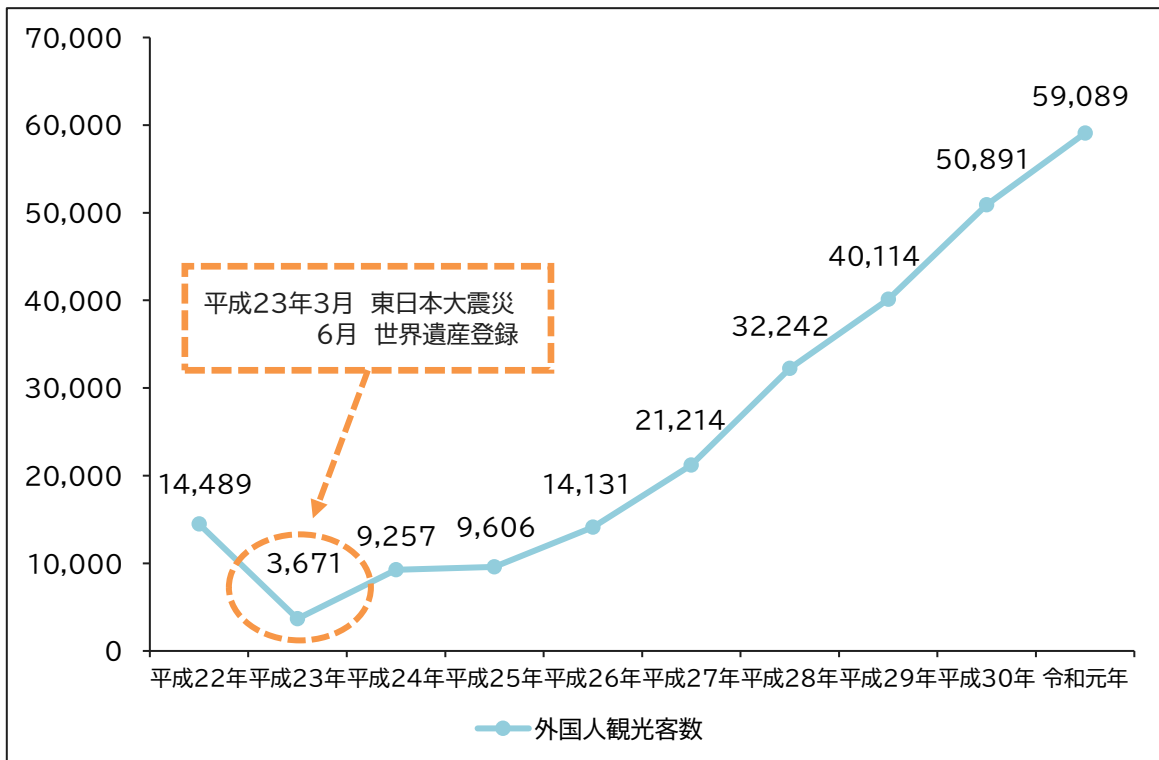
資料:町調べ(千人未満は四捨五入)

日帰り客、宿泊客の推移(単位:千人、千人未満は四捨五入)



資料:町調べ

外国人観光客数の推移(単位:人)



資料:町調べ

第8節 人口と世帯

本町の総人口は、平成 27 年の国勢調査時点で 7,868 人となっており、平成 12 年の 9,054 人から 1,186 人(13.1%)の人口が減少し、平成 12 年から平成 22 年にかけて 235 人、平成 22 年から平成 27 年にかけては 477 人と、人口減少が確実に進んでおります。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(14 歳以下)は、平成 12 年の 1,243 人(13.7%)から平成 27 年には 898 人(11.4%)となり、人数と構成比率がともに減少しています。また、生産年齢人口(15～64 歳)についても、平成 12 年の 5,477 人(60.5%)から平成 27 年には 4,222 人(53.7%)となり、同様に人数と構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口(65 歳以上)については、平成 12 年の 2,331 人(25.8%)が平成 27 年には 2,746 人(34.9%)となり、人数と構成比率はともに増加しています。

世帯数は、平成 12 年以降緩やかに増加し、平成 27 年には 2,478 世帯となっている一方、一世帯当たりの人数は減少し続け、平成 27 年には一世帯あたり 3.2 人となっています。

総人口・年齢階層別人口・世帯数・一世帯当たりの人数(単位:人、世帯、人/世帯)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	年平均増減率	
					H17～22 年	H22～27 年
総人口	9,054	8,819	8,345	7,868	-5.37%	-5.72%
年少人口 (14 歳以下)	1,243 (13.73%)	1,151 (13.1%)	989 (11.85%)	898 (11.41%)	-14.07%	-9.20%
生産年齢人口 (15～64 歳)	5,477 (60.49%)	5,182 (58.7%)	4,814 (57.69%)	4,222 (53.66%)	-7.10%	-12.30%
老年人口 (65 歳以上)	2,331 (25.75%)	2,486 (28.2%)	2,541 (30.45%)	2,746 (34.90%)	2.21%	8.07%
年齢不詳	3 (0.03%)	0	1 (0.01%)	2 (0.03%)	-	-
世帯数	2,409	2,479	2,454	2,478	-1.01%	0.98%
一世帯当たり の人数	3.8	3.6	3.4	3.2	-5.56%	-5.88%

資料:国勢調査

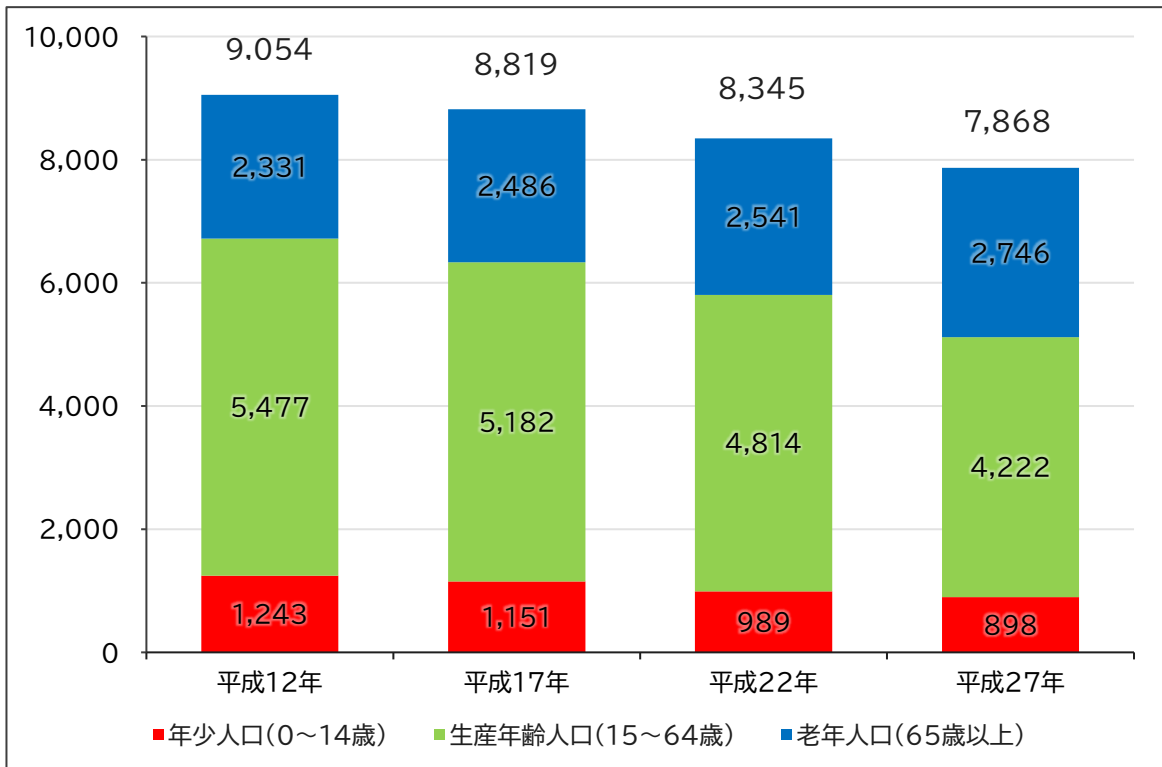
【参考】

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R元年)	R2年
総人口	8,529	8,382	8,273	8,204	8,114	8,005	7,886	7,779	7,640	7,485
年少人口 (14歳以下)	1,000	974	948	940	921	907	891	889	869	826
生産年齢人口 (15～64歳)	5,004	4,886	4,745	4,651	4,520	4,376	4,226	4,084	3,939	3,815
老年人口 (65歳以上)	2,525	2,522	2,580	2,613	2,673	2,722	2,769	2,806	2,832	2,844
世帯数	2,620	2,603	2,620	2,639	2,642	2,639	2,643	2,652	2,639	2,614
一世帯当たり の人数	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9

	年ごとの増減率								
	H23～ 24年	H24～ 25年	H25～ 26年	H26～ 27年	H27～ 28年	H28～ 29年	H29～ 30年	H30～ H31(R元年)	H31(R元年) ～R2年
総人口	-1.72%	-1.30%	-0.83%	-1.10%	-1.34%	-1.49%	-1.36%	-1.79%	-2.03%
年少人口 (14歳以下)	-2.60%	-2.67%	-0.84%	-2.02%	-1.52%	-1.76%	-0.22%	-2.25%	-4.95%
生産年齢人口 (15～64歳)	-2.36%	-2.89%	-1.98%	-2.82%	-3.19%	-3.43%	-3.36%	-3.55%	-3.15%
老年人口 (65歳以上)	-0.12%	2.30%	1.28%	2.30%	1.83%	1.73%	1.34%	0.93%	0.42%
世帯数	-0.65%	0.65%	0.73%	0.11%	-0.11%	0.15%	0.34%	-0.49%	-0.95%
一世帯当たり の人数	-3.03%	0.00%	-3.13%	0.00%	-3.23%	0.00%	-3.33%	0.00%	0.00%

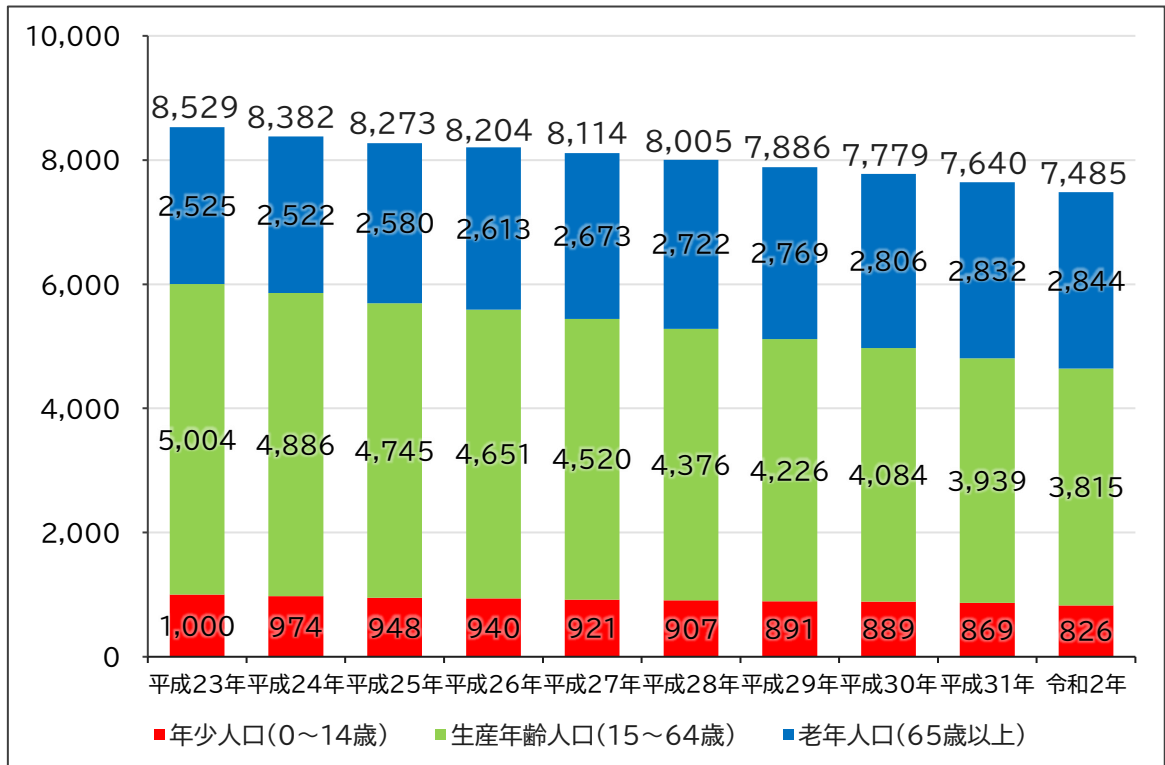
資料：平泉町住民基本台帳(各年1月1日現在)

総人口・年齢階層別人口・世帯数・一世帯当たりの人数(単位:人)



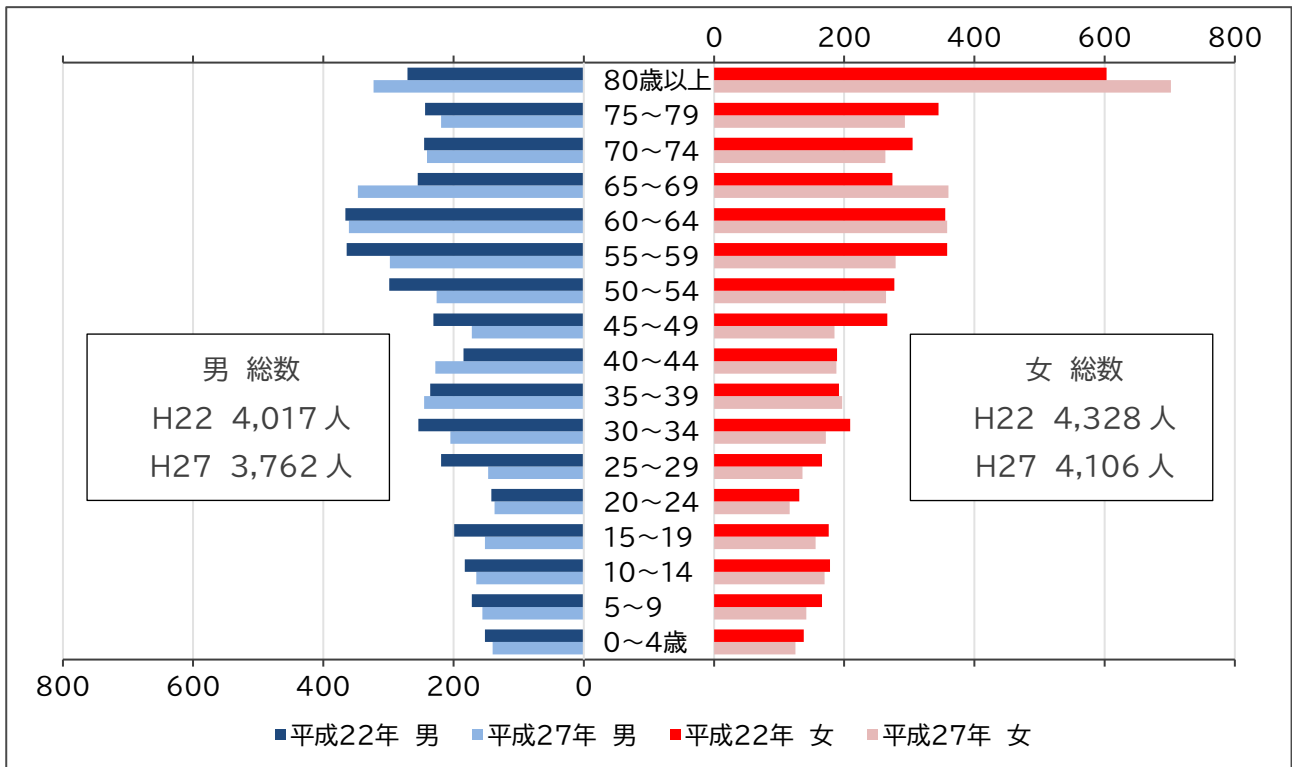
資料:国勢調査※合計には年齢不詳人口を含む

【参考】



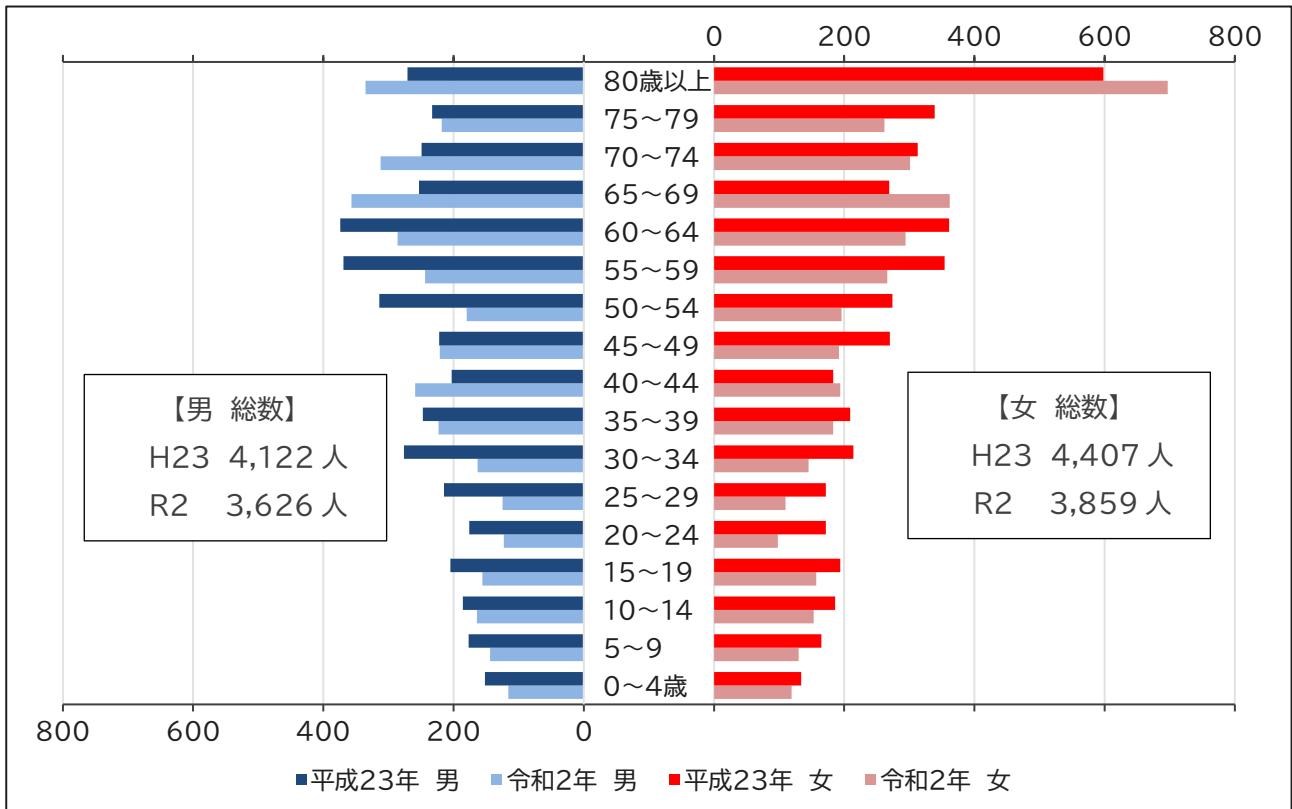
資料:平泉町住民基本台帳(各年1月1日現在)

5歳階級別男女別人口(単位:人)



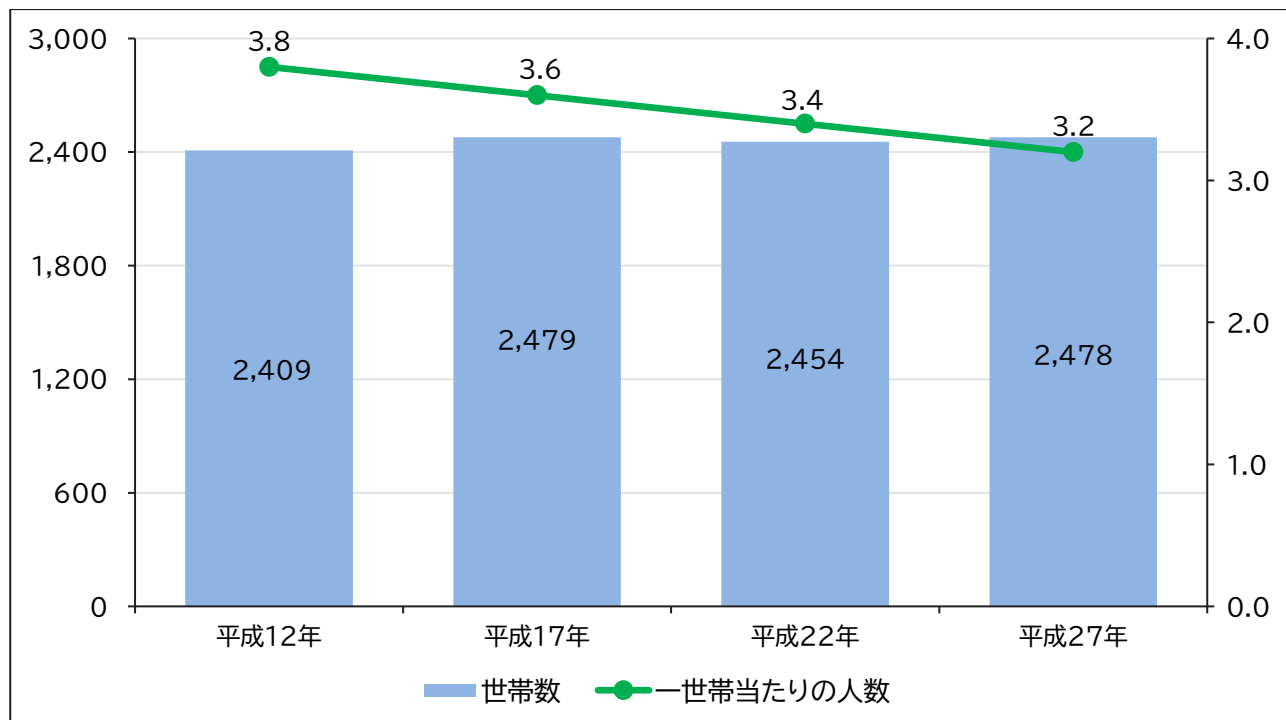
資料:国勢調査

【参考】



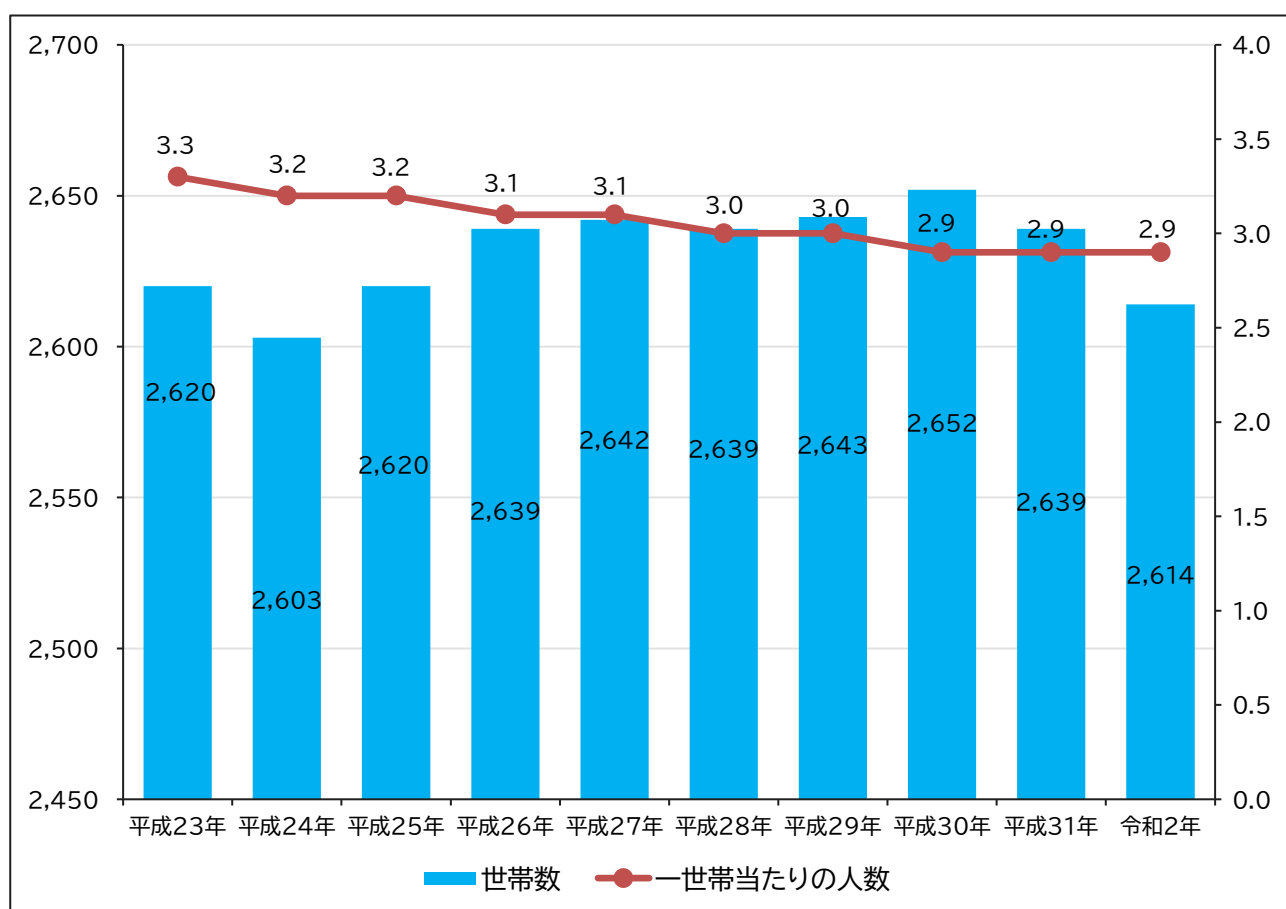
資料:平泉町住民基本台帳(各年1月1日現在)

世帯数と一世帯当たりの人数(単位:人、世帯)



資料:国勢調査

【参考】



資料:平泉町住民基本台帳(各年1月1日現在)

第9節 就業構造

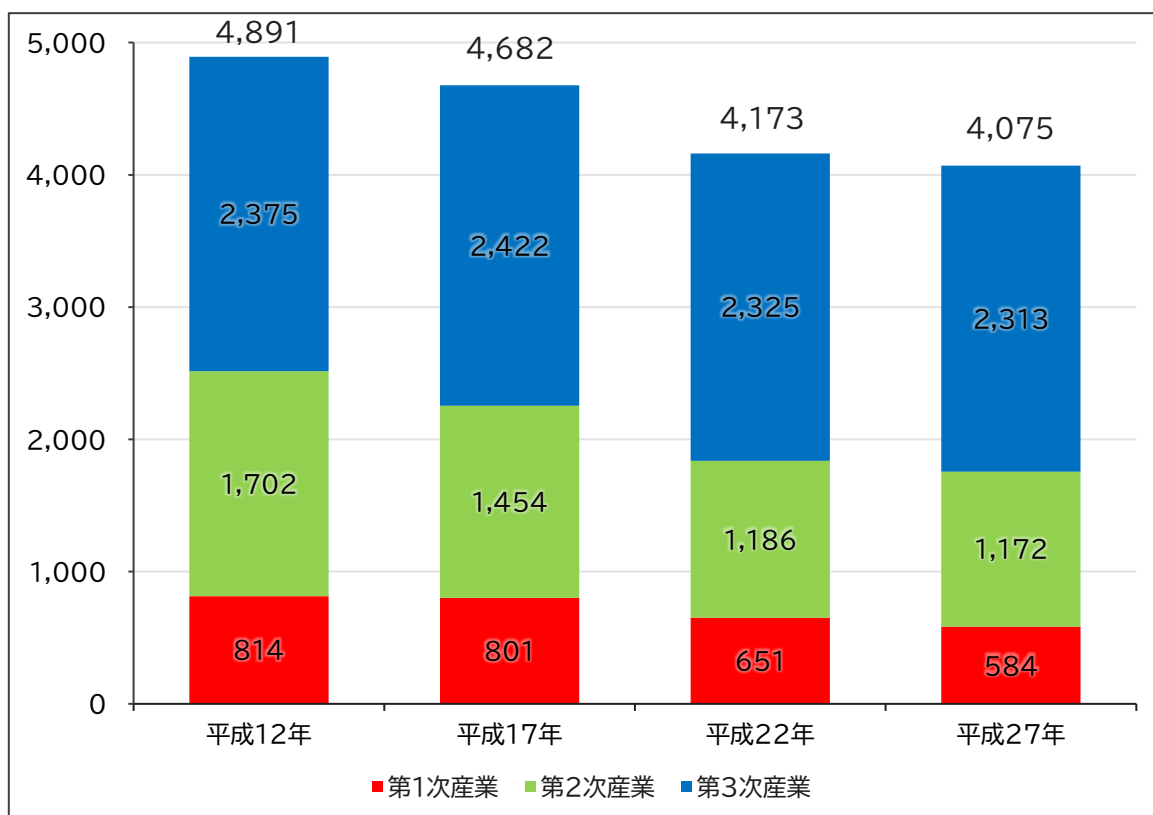
平成 27 年の国勢調査結果によると、本町の就業者総数は 4,075 人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

また、産業別でもすべての産業で就業者数が減少傾向となっており、就業率は平成 22 年まで減少していましたが、平成 27 年には増加しています。

産業別就業者数・就業率(単位:人)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	年平均増減率	
					H17~H22	H22~H27
就業者総数	4,891	4,682	4,173	4,075	-10.9%	-2.3%
第1次産業	814	801	651	584	-18.7%	-10.3%
第2次産業	1,702	1,454	1,186	1,172	-18.4%	-1.2%
第3次産業	2,375	2,422	2,325	2,313	-4.0%	-0.5%
分類不能	0	5	11	6	-	-
就業率	54.0%	53.1%	50.0%	51.8%	-	-

資料:国勢調査



資料:国勢調査※総就業者数には、分類不能の産業が含まれています。

第10節 平泉町の特性・魅力

第6次平泉町総合計画では、本町が誇る特性と魅力を整理し、それを最大限に発揮してまちづくりを進めていくことが重要です。

そのために、以下のような6つの項目で本町の特性と魅力を整理しました。

1. 世界に誇る歴史文化と共生しているまち

本町は、12世紀に栄えた奥州藤原氏の文化の名残を今もなお色濃く残しており、平成23年には中尊寺や毛越寺をはじめ、無量光院跡、観自在王院跡、金鶏山を構成資産とした「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として世界文化遺産に登録されました。また、この他にも町内には柳の御所遺跡、達谷窟、高館義経堂などの歴史文化遺産が多くあります。

これらの貴重な歴史文化遺産を町の誇りとして保存していくとともに、教育や地域活動に活用し、町民の暮らしと共存しながらまちづくりを進めています。

2. 子育て環境・教育環境が整った未来を担う人材を育むまち

本町では、急速に進む少子化への対応とともに、子育て環境の充実と次世代を担う人づくりのための教育環境の充実に力を入れてまちづくりを進めています。

「平泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種事業の展開によって子育て環境の充実に図り、近年では子どもの医療費助成の対象を旧来の小学生から高校生までに拡充したことや、昼間に保護者がいない家庭の児童が放課後に安心して遊び、生活できる環境を提供するため、町内の各小学校内に放課後児童クラブを設置するなど、総合的な子育て支援を積極的に進めています。

教育環境の充実については、子どもの健全育成に係る学校教育はもちろん、家庭教育・社会教育・「平泉学」学習、文化教育にも力を入れ、地域全体で教育の場を構築しています。

3. 農業を中心とした地場産業の振興を目指すまち

本町の地場産業は、米やりんごをはじめとする農業が中心となって発展してきました。近年では、地域の伝統的な暮らしを支える農業システムが色濃く残る、束稲山麓地域(長島地区、一関市舞川地区、奥州市生母地区)の世界農業遺産認定に向けた活動を行っています。

また、地元農産物の6次産業化と商品開発にも力を入れており、道の駅平泉を核として、特産品や加工品の販売のほか、いわて南牛などの地元食材をレストランで提供する「食」によるPRを通じて、農業の振興を図っています。

4. 豊かな自然景観と歴史文化的景観が調和したまち

本町は、町の中心部を流れる北上川をはじめとした河川とその周辺の田園地帯、それらを囲むように優しく包み込む山並みが一体となった豊かな自然景観を有しています。さらには、奥州藤原文化に代表される歴史文化的な景観も有しており、これらが調和した平泉町独特の景観となっています。

また、平成26年には、金鶏山、高館、さくら山(束稲山)が松尾芭蕉の「おくのほそ道」に関連した国指定名称の「おくのほそ道の風景地」に指定されるなど、新たな価値が付け加えられています。

平泉町景観計画に沿ってこれらの景観を保全し、さらなる魅力的な景観の形成に取り組んでいます。

5. 地域資源を活用し、多様な交流・連携によって観光振興を行うまち

本町は、東北でも有数の観光地として国内外から多くの観光客が訪れており、国や県、共通する歴史や文化等を背景として他の自治体との交流を深めながら、本町の観光資源に留まらない広域的な魅力を生み出し、連携して情報発信やプロモーションに取り組んでいます。また、ウォーキングトレイルを活用した新たな観光コンテンツづくりをはじめとする地域資源の磨き上げを行いながら、観光客のニーズの変化に伴った施策を展開しています。

令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大によって観光客は例年に比べて大幅に減少しましたが、今後も観光振興は町の基幹産業の一つと位置付けて、積極的に振興を図っていくことが重要です。

6. 新たな魅力の創出によって、新しい価値と活力を生み出そうとするまち

本町では、以下の5つを柱とした魅力の創出によって、新しい価値と活力を生み出します。

❖平泉スマートインターチェンジの供用開始

→平泉の新たなゲートウェイとして、町内外からのアクセスが向上することであらゆる産業の振興が期待されます。また、輸送時間の短縮や輸送コストの削減による物流の効率化が図られることから、企業誘致にも大きなメリットとなります。

❖平泉スマートインターチェンジ周辺開発(産業の集積)

→産業の新たな拠点の形成によって「人」と「モノ」の交流を拡大し、世界遺産の構成資産が数多く所在する町中心部と地域資源のネットワーク化を図りながら、着地型観光の推進による地域産業の活性化と町の経済振興が期待されます。

❖社会教育施設の整備・運営

→幅広い世代が集まるにぎわい交流拠点として、町民一人ひとりの生涯にわたる多様な学びの場を提供するとともに、町民主体の活動による地域づくりを促進し、本町の持続的発展を支える活力を生み出します。

❖企業誘致と創業の促進による新たな雇用機会の創出

→積極的な企業誘致で新たな雇用の創出を図るとともに、起業希望者には関係機関との連携による伴走型の支援を展開し、豊かで安定した生活を送るための地域基盤を確保することで、町内に就職を希望する若年層の定住やUIターンが促進されます。

❖道の駅・世界農業遺産・遊水地完成を起爆剤とした農業の活性化

→町で生産される農産物は、道の駅平泉で販路を確保し、世界農業遺産認定によってブランド力が強化され、遊水地の完成による安定した生産環境が整うことで、農業従事者の所得向上など、本町の農業に新たな可能性が広がります。

第 11 節 現計画達成状況調査結果

(1)調査目的

新平泉町総合計画基本計画(前期計画の計画期間:平成 23 年度～平成 27 年度、後期基本計画の計画期間:平成 28 年度～令和2年度)に掲げたすべての主要施策について、達成状況、残された課題、今後の必要な取り組みについて調査を実施し、達成度のとりまとめを行ったものです。

なお、調査結果は、現行計画の取り組みを点検・評価する資料として、また、第6次平泉町総合計画策定のための基礎資料として活用しました。

(2)調査方法

新平泉町総合計画基本計画のすべての主要施策に対して、「現計画達成状況調査シート」を作成し、担当課等において自己点検と評価を行いました。達成度については、以下の基準によりA～Eの5段階で評価しました。

なお、主要施策の内容・性格によっては、評価の判断が困難なもの(意識の啓発など)や達成状況が把握し難いものもありましたが、今回の調査では主要施策が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”(計画した主要施策をどの程度実施したか)を中心に各主要施策を評価しました。

表-達成度基準表

達成度	評価内容	達成状況
A	基本計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ 100%の成果を上げることができた)	ほぼ 100%
B	基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (75%程度の成果を上げることができた)	75%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度の成果を上げることができた)	50%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	0%

(3)主要施策の調査結果

新平泉町総合計画基本計画に掲げた主要施策の達成度は、以下のとおりです。

各主要施策を複数の担当課等で所管している場合は、該当する各担当課等から達成度を把握しました。

① 基本目標1 みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度	
1. 保健・医療の充実	(01)「健康ひらいずみ 21」に基づく健康づくりの推進	保健センター	A	
	(02)各種健康診査・保健指導等の充実	保健センター	A	
	(03)健康づくり意識の高揚	保健センター	A	
	(04)母子保健の充実	保健センター	A	
	(05)感染症対策の推進	保健センター	B	
	(06)こころの健康づくりの推進	保健センター	B	
	(07)食育の推進	保健センター	B	
	(08)地域医療体制の充実	保健センター	A	
2. 地域福祉の充実	(01)地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化	町民福祉課	B	
	(02)福祉意識の高揚	町民福祉課	C	
	(03)地域福祉活動の育成・支援	町民福祉課	B	
	(04)地域福祉の推進	町民福祉課	B	
	(05)健康福祉交流館の有効活用	町民福祉課	A	
3. 高齢者福祉の充実	(01)高齢者施策推進体制の充実	保健センター	A	
	(02)社会参加・生きがい施策の推進(前期のみ)	保健センター	C	
	(03)介護保険サービスの提供	保健センター	B	
	(04)地域支援事業の推進(前期のみ)	保健センター	B	
	(05)高齢者の暮らしの支援(前期のみ)	保健センター	B	
	(06)高齢者にやさしいまちづくりの推進(前期のみ)	保健センター	B	
	(07)地域包括ケアシステムの構築(後期のみ)	保健センター	B	
	(08)高齢者が安心して暮らせる環境づくり(後期のみ)	保健センター	A	
4. 障がい者福祉の充実	(01)障がい者施策の総合的推進	医療費助成関係	町民福祉課	A
		サービス提供関係	保健センター	A
	(02)広報・啓発活動等の推進	保健センター	A	
	(03)療育支援体制の充実	保健センター	B	
	(04)就労機会の拡大と社会参加の促進	保健センター	A	
5. 子育て支援の充実	(01)地域における子育て支援サービスの充実	幼児教育関係	教育委員会	B
		結婚・新生活支援関係	まちづくり推進課	C
		保育・子育て支援関係	町民福祉課	B
	(02)母親と乳幼児等の健康の確保・増進	医療費助成関係	町民福祉課	A
		母子保健関係	保健センター	A
(03)子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	教育委員会	B		

	(04)子育てを支援する生活環境の整備(前期のみ)		建設水道課	E
	(05)職業生活と家庭生活との両立の支援(前期のみ)		まちづくり推進課	B
	(06)子どもの安全の確保		町民福祉課	B
	(07)要保護児童への対応		町民福祉課	A
	(08)放課後児童健全育成事業の充実(後期のみ)		町民福祉課	A
6. 医療保険・年金等の 充実	(01)国民健康保険事業の適正化	国民健康保険税関係	税務課	B
		医療費給付・健診関係	町民福祉課	B
	(02)国民年金制度の周知		町民福祉課	B
	(03)生活保護制度の適正な運用		町民福祉課	A

② 基本目標2 みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度	
1. 農林業の振興	(01)担い手の育成・確保	農林振興課	D	
	(02)農業生産基盤の充実(強化)	農林振興課	B	
	(03)地域農業の6次産業化(農産物のブランド化)の推進	農林振興課	B	
	(04)都市と農村との交流の推進	農林振興課	B	
	(05)環境にやさしい農業の推進	農林振興課	B	
	(06)耕作放棄地対策の推進と良好な農村環境の維持	農林振興課	B	
	(07)鳥獣被害対策の推進	農林振興課	B	
	(08)「いわて南牛」のブランド化の推進	農林振興課	C	
	(09)林業生産基盤の整備	農林振興課	B	
	(10)計画的な森林整備と森林保全・育成	農林振興課	B	
	(11)地産地消の推進(後期のみ)	農林振興課	A	
	(12)束稲山麓地域の世界農業遺産への登録推進(後期のみ)	農林振興課	C	
2. 商業の振興	(01)商業の再生・活性化	観光商工課	A	
	(02)商業経営の近代化の促進	観光商工課	A	
	(03)平泉の特産品(平泉ブランド)開発・活用	観光商工課	A	
	(04)商業拠点の整備	観光商工課	A	
	(05)商業団体の育成・強化	観光商工課	B	
3. 工業の振興	(01)既存企業の経営体質・基盤強化の促進	観光商工課	B	
	(02)特産品開発への支援	観光商工課	B	
	(03)企業誘致の推進	まちづくり推進課	A	
	(04)地域企業の人材の確保と育成	観光商工課	B	
	(05)定期的な町内企業の訪問及び懇談会の開催	観光商工課	B	
	(06)伝統工芸産業の振興	観光商工課	B	
4. 観光・交流の推進	(01)観光振興計画の策定と見直し	観光商工課	B	
	(02)地域特性を活かした観光・ 交流機能の拡充	交流拠点施設関係	まちづくり推進課	B
		観光コンテンツ関係	観光商工課	A

	(03)PR活動の推進と観光案内板の整備	観光商工課	A
	(04)広域観光体制の充実	観光商工課	A
	(05)観光推進体制の推進	観光商工課	A
	(06)産業としての観光振興	観光商工課	B
	(07)道の駅の整備推進	まちづくり推進課	A
	(08)観光交通の充実	観光商工課	A
	(09)「平泉ナンバー」実現への推進(前期のみ)	まちづくり推進課	A
	(10)国際交流の推進	まちづくり推進課	B
	(11)国際化に対応したまちづくり	観光商工課	A
	(12)地域間交流の促進	総務課	B
	(13)インバウンド観光の推進(後期のみ)	観光商工課	A
5. 雇用・勤労者対策の充実	(01)雇用機会の確保と地元就職の促進	観光商工課	C
	(02)女性・高齢者・障がい者の雇用促進	観光商工課	B
	(03)勤労者福祉の充実	観光商工課	D
	(04)中小企業の雇用維持・拡大支援	観光商工課	A
	(05)後継者対策の充実による雇用確保	観光商工課	A

③ 基本目標3 みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度	
1. 生涯学習社会の形成	(01)生涯学習関連施設の充実と整備	教育委員会	A	
	(02)生涯学習情報の提供と図書館の充実	教育委員会	B	
	(03)生涯学習事業の推進	教育振興運動関係	教育委員会	B
		公民館事業関係	公民館	A
	(04)指導者の育成と団体等の活動支援	教育委員会	B	
	(05)学習成果の活用	教育委員会	B	
(06)地域資源を活かした生涯学習の推進(後期のみ)	教育委員会	B		
2. 生涯スポーツの振興	(01)社会体育施設の整備充実・有効活用(前期のみ)	教育委員会	B	
	(02)多様なスポーツ・レクリエーション活動の普及促進	教育委員会	B	
	(03)スポーツ団体、指導者の育成	教育委員会	B	
	(04)総合型地域スポーツクラブ設立支援(後期のみ)	教育委員会	B	
3. 幼児教育・学校教育の充実	(01)学校施設の整備充実	教育委員会	A	
	(02)生きる力の育成を重視した教育内容の充実	教育委員会	B	
	(03)ふるさと教育の充実	教育委員会	A	
	(04)学力の向上	学習環境関係	教育委員会	B
		給付型奨学金関係	まちづくり推進課	A
	(05)国際感覚豊かな人材の育成	教育委員会	B	
	(06)心の問題への対応(いじめや不登校への対応)	教育委員会	B	
(07)開かれた信頼される学校	教育委員会	B		

	(08)安全対策・通学対策の推進	教育委員会	A
	(09)学校給食の充実	教育委員会	B
	(10)教職員の資質の向上	教育委員会	B
4. 青少年の健全育成の推進	(01)健全育成活動推進体制の充実	教育委員会	B
	(02)健全な社会環境づくり	町民福祉課	B
	(03)家庭・地域の教育機能の向上	教育委員会	B
	(04)青少年の体験・交流活動等への参画促進	教育委員会	B
	(05)青少年団体、リーダーの育成	教育委員会	B
5. 地域文化の振興	(01)芸術文化団体、指導者の育成	文化遺産センター	C
	(02)芸術文化鑑賞の機会の提供と充実	文化遺産センター	B
	(03)伝統文化の保存と継承	文化遺産センター	B
6. 文化遺産の保存と活用	(01)「平泉の文化遺産」の保存管理	世界遺産推進室 文化遺産センター	B
	(02)「平泉の文化遺産」の普及・啓発	世界遺産推進室 文化遺産センター	B
	(03)平泉文化遺産センターの充実	文化遺産センター	B
	(04)柳之御所遺跡及び達谷窟の世界遺産への追加登録(拡張登録の推進)	世界遺産推進室 文化遺産センター	C
	(05)無量光院跡の復元整備(後期のみ)	文化遺産センター	B

④ 基本目標4 やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度
1. 環境保全活動の推進	(01)環境基本計画の策定(前期のみ)	町民福祉課	A
	(02)環境保全意識の高揚	町民福祉課	B
	(03)環境保全活動の促進	町民福祉課	A
	(04)公害等環境問題への対応	町民福祉課	A
	(05)地球温暖化対策の推進	町民福祉課	B
	(06)新エネルギー施策の推進	町民福祉課	D
	(07)放射性物質への対応	町民福祉課	B
	(08)自然環境の保全(後期のみ)	町民福祉課	B
2. 廃棄物処理対策の充実	(01)ごみ収集・処理体制の充実	町民福祉課	C
	(02)3R運動の促進	町民福祉課	C
	(03)ごみの不法投棄の防止	町民福祉課	B
	(04)し尿収集・処理体制の充実	町民福祉課	B
3. 上水道・下水道の整備	(01)計画的な上水道施設の整備	建設水道課	B
	(02)公共下水道への加入促進と合併処理浄化槽設備の整備促進	建設水道課	A
	(03)農業集落排水事業の健全運営	建設水道課	B

4. 公園・緑地・水辺の整備	(01)身近な公園・緑地の充実	児童公園関係	町民福祉課	E
		史跡公園関係	文化遺産センター	E
	(02)ポケットパークの整備		建設水道課	B
	(03)水辺の利用促進		建設水道課	B
5. 景観の保全・整備	(01)景観の保全		建設水道課	C
	(02)市街地景観づくり		建設水道課	B

⑤ 基本目標5 ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度	
1. 道路・交通網の整備	(01)国・県道等の整備促進	建設水道課	B	
	(02)町道の整備・都市計画道路の整備	建設水道課	B	
	(03)環境と人にやさしい道路空間づくり	建設水道課	B	
	(04)平泉スマートインターチェンジの整備	建設水道課	B	
	(05)除雪体制の充実	建設水道課	B	
	(06)地域公共交通の充実	まちづくり推進課	C	
2. 住宅・市街地の整備	(01)新たな住宅地の形成と定住の支援	まちづくり推進課	B	
	(02)良質な住宅建設の促進	建設水道課	B	
	(03)町営住宅の適正管理と整備検討	建設水道課	C	
	(04)居住環境の総合的な整備	生活基盤関係	建設水道課	B
		町有地関係	まちづくり推進課	E
	(05)平泉スマートインターチェンジ 周辺の土地整備(後期のみ)	インフラ整備関係	建設水道課	E
開発計画関係		まちづくり推進課	D	
3. 交通安全・防犯体制の充実	(01)交通安全意識の高揚	町民福祉課	A	
	(02)交通安全施設等の整備	建設水道課	B	
	(03)防犯意識の高揚	総務課	B	
	(04)防犯灯の設置	総務課	A	
	(05)交通安全及び防犯に関する条例の策定	町民福祉課	A	
4. 消防・防災・救急体制の充実	(01)消防団の活性化	総務課	A	
	(02)消防施設の整備充実	総務課	A	
	(03)総合的な防災体制の確立	総務課	B	
	(04)防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成	総務課	B	
	(05)一閑遊水地事業の促進(前期のみ)	総務課	A	
	(06)救急・救命体制の充実	総務課	A	
	(07)災害時支援体制の強化	総務課	B	
	(08)武力攻撃等の緊急事態対策の推進	総務課	A	
5. 情報化の推進	(01)情報通信基盤の利用拡大の促進(前期のみ)	まちづくり推進課	D	
	(02)携帯端末を活用した情報提供の検討	まちづくり推進課	B	

	(03)個人情報の保護と情報セキュリティ対策の強化	庁舎内環境関係	総務課	B
		情報セキュリティ関係	まちづくり推進課	A
	(04)行政情報発信の充実強化		まちづくり推進課	B
	(05)庁舎内ネットワークの再構築		まちづくり推進課	A
	6. 消費者行政の充実	(01)消費生活に関する情報の提供		観光商工課
(02)消費生活相談員等の資質向上		観光商工課	B	
(03)消費生活相談の実施		観光商工課	B	

⑥ 基本目標6 とともに歩む みんなで進める協働のまち

基本施策	主要施策	担当課等	達成度	
1. 町民参加のまちづくりの推進	(01)町民参画の推進	まちづくり推進課	A	
	(02)情報公開の推進	まちづくり推進課	B	
	(03)協働のまちづくり交付金(後期のみ)	まちづくり推進課	A	
	(04)平泉若者会議(後期のみ)	まちづくり推進課	A	
	(05)広報・広聴活動の充実	まちづくり推進課	B	
2. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実	(01)コミュニティづくりの推進	まちづくり推進課	E	
	(02)コミュニティ活動支援の充実	総務課	A	
	(03)町民団体、ボランティア活動及びNPO活動の充実支援	まちづくり推進課	D	
	(04)コミュニティ施設の整備充実	公民館	A	
3. 男女共同参画・人権尊重社会の形成	(01)男女共同参画意識の醸成	まちづくり推進課	B	
	(02)男女共同参画社会の形成の促進	まちづくり推進課	B	
	(03)防災における男女共同参画の推進	まちづくり推進課	C	
	(04)人権教育・啓発推進体制の充実	まちづくり推進課	B	
	(05)人権教育・啓発の推進	まちづくり推進課	B	
	(06)人権問題に関する相談体制の充実	まちづくり推進課	B	
4. 持続可能な自治体経営の推進	(01)財政基盤の強化	町営住宅使用料関係	建設水道課	B
		総合計画進捗関係	まちづくり推進課	A
		町税関係	税務課	B
		公有財産・ふるさと納税関係	総務課	A
		健康保険料関係	町民福祉課	D
	(02)財政運営の健全化	総務課	A	
	(03)広域行政の推進	まちづくり推進課	B	
	(04)行財政改革の推進	総務課	B	
		町民福祉課	A	

表-基本目標別の達成度一覧

基本目標	達成度				
	A	B	C	D	E
1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち	17	20	3	0	1
2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち	17	20	3	2	0
3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち	6	27	2	0	0
4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち	4	11	3	1	2
5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち	10	19	2	2	2
6. とともに歩む みんなで進める協働のまち	9	11	1	2	1
合 計	63	108	14	7	6

(4)全体の評価結果

新平泉町総合計画後期基本計画のすべての主要施策を評価した達成度(A～E)について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全施策の達成度の平均を求めると、

100点満点で、

77.8 点

と算出されました。

評価した198の主要施策の中には、様々な内容・性格の取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、正確な点数評価は困難ですが、新平泉町総合計画は、計画期間約9年半が終了した時点で8割弱の達成率となりました。

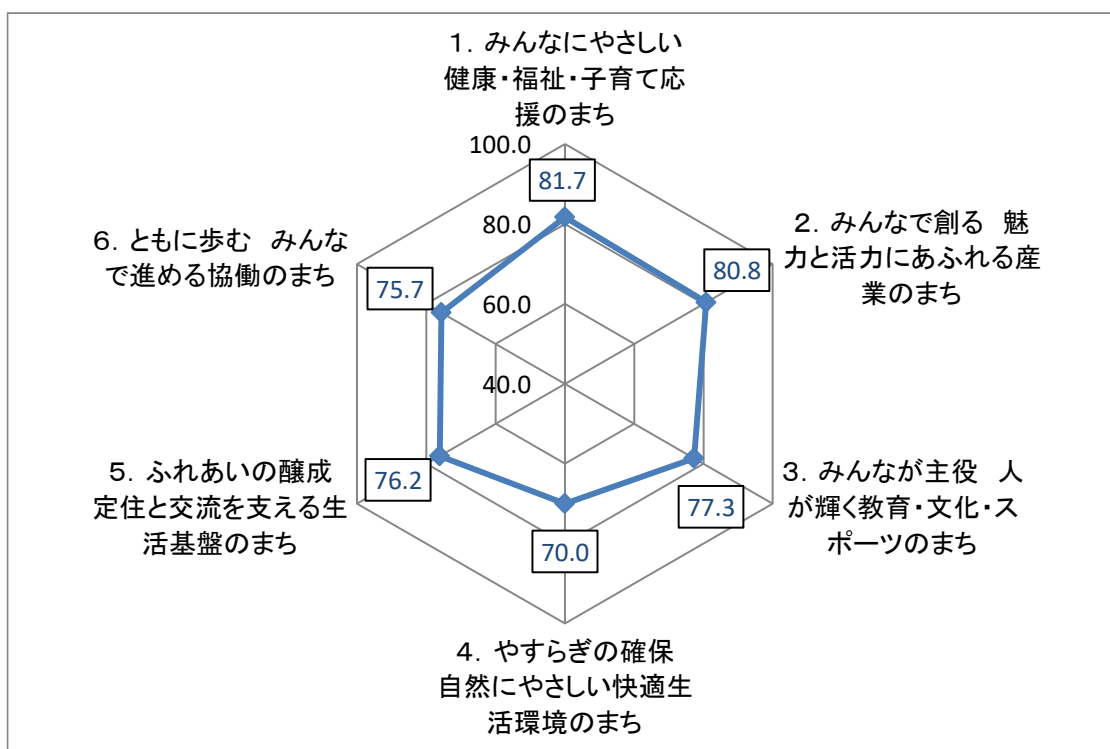
本結果に基づき、主要施策ごとの達成状況、残された課題、今後必要な取り組みを整理し、社会・経済情勢の変化や直近の町民ニーズの動向等を十分に踏まえながら、第6次平泉町総合計画に掲げるべき取り組みを設定しました。

(5)基本目標別の比較

表－基本目標別の達成度(平均点)

基本目標	達成度(平均点)	順位
1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち	81.7	1位
2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち	80.8	2位
3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち	77.3	3位
4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち	70.0	6位
5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち	76.2	4位
6. とともに歩む みんなで進める協働のまち	75.7	5位

図－基本目標別の達成度(平均点)のグラフ



・最も達成度が高い基本目標は、「1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち」となっています。この基本目標は、保健・医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者(児)福祉、子育て支援、医療保険・年金等について構成されているものです。

・2番目に達成度が高い基本目標は、「2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち」となっています。この基本目標は、農林業、商業、工業、観光・交流、雇用・勤労者対策について構成されているものです。

・3番目に達成度が高い基本目標は、「3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち」となっていますが、全体評価の 77.8 ポイントより低い結果となりました。

この基本目標は、生涯学習、生涯スポーツ、幼児教育・学校教育、青少年健全育成、地域文化、文化遺産について構成されているものです。

・4番目に達成度が高い基本目標は、「5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち」となっています。この基本目標は、道路・交通網、住宅・市街地、交通安全・防犯、消防・防災・救急体制、情報化、消費者行政について構成されているものです。「6. とともに歩む みんなで進める協働のまち」となっています。この基本目標は、住民参加のまちづくり、コミュニティ活動・ボランティア活動、男女共同参画・人権、自治体経営について構成されているものです。

・下から2番目に達成度が低い高い基本目標は、「6. とともに歩む みんなで進める協働のまち」となっています。この基本目標は、住民参加のまちづくり、コミュニティ活動・ボランティア活動、男女共同参画・人権、自治体経営について構成されているものです。

・最も達成度が低い基本目標は、「4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち」となっています。

この基本目標は、環境保全、廃棄物処理、上下水道、公園・緑地・水辺、景観について構成されているものです。

(6)基本目標ごとの評価のとりまとめ

① 基本目標1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち

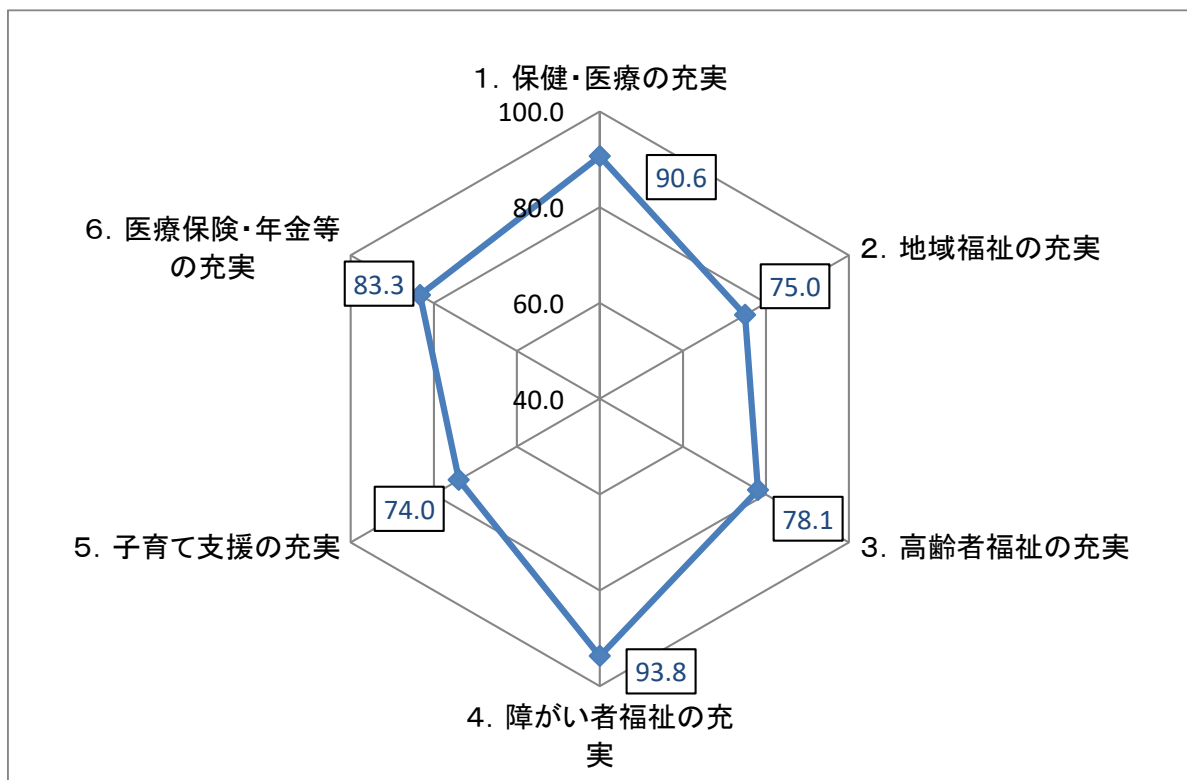
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 保健・医療の充実	90.6	2位
2. 地域福祉の充実	75.0	5位
3. 高齢者福祉の充実	78.1	4位
4. 障がい者福祉の充実	93.8	1位
5. 子育て支援の充実	74.0	6位
6. 医療保険・年金等の充実	83.3	3位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標1. みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち】



② 基本目標2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち

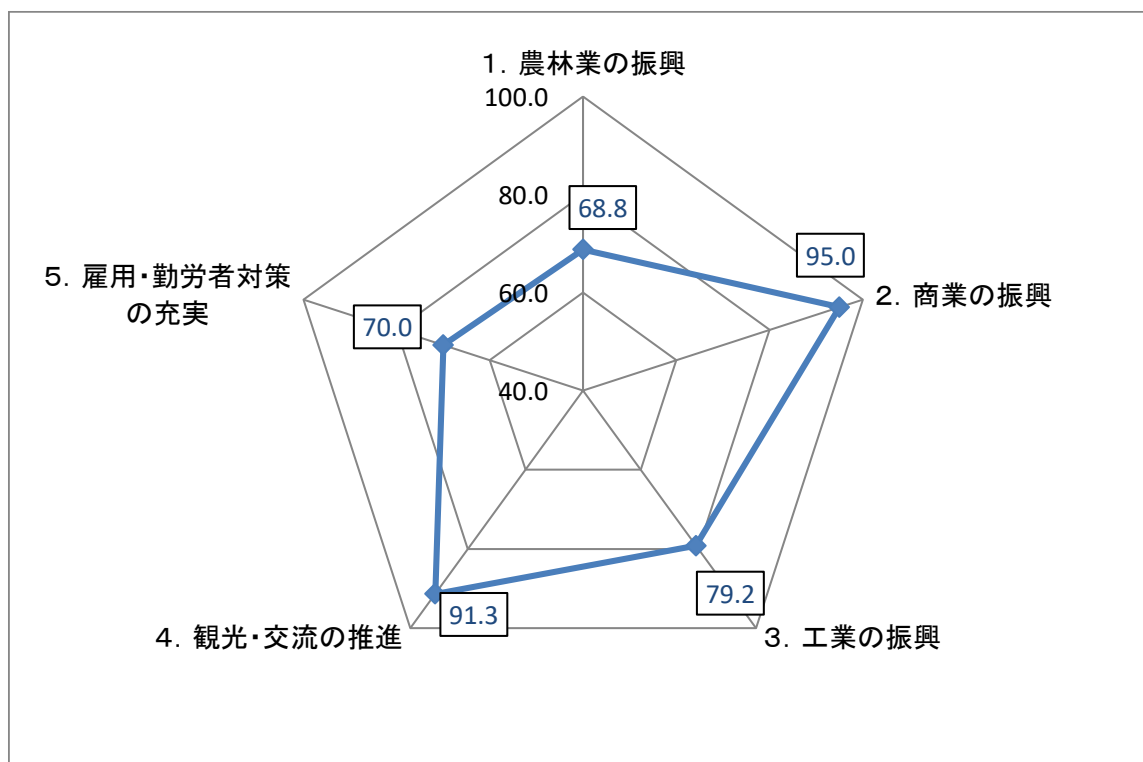
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 農林業の振興	68.8	5位
2. 商業の振興	95.0	1位
3. 工業の振興	79.2	3位
4. 観光・交流の推進	91.3	2位
5. 雇用・勤労者対策の充実	70.0	4位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標2. みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち】



③ 基本目標3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち

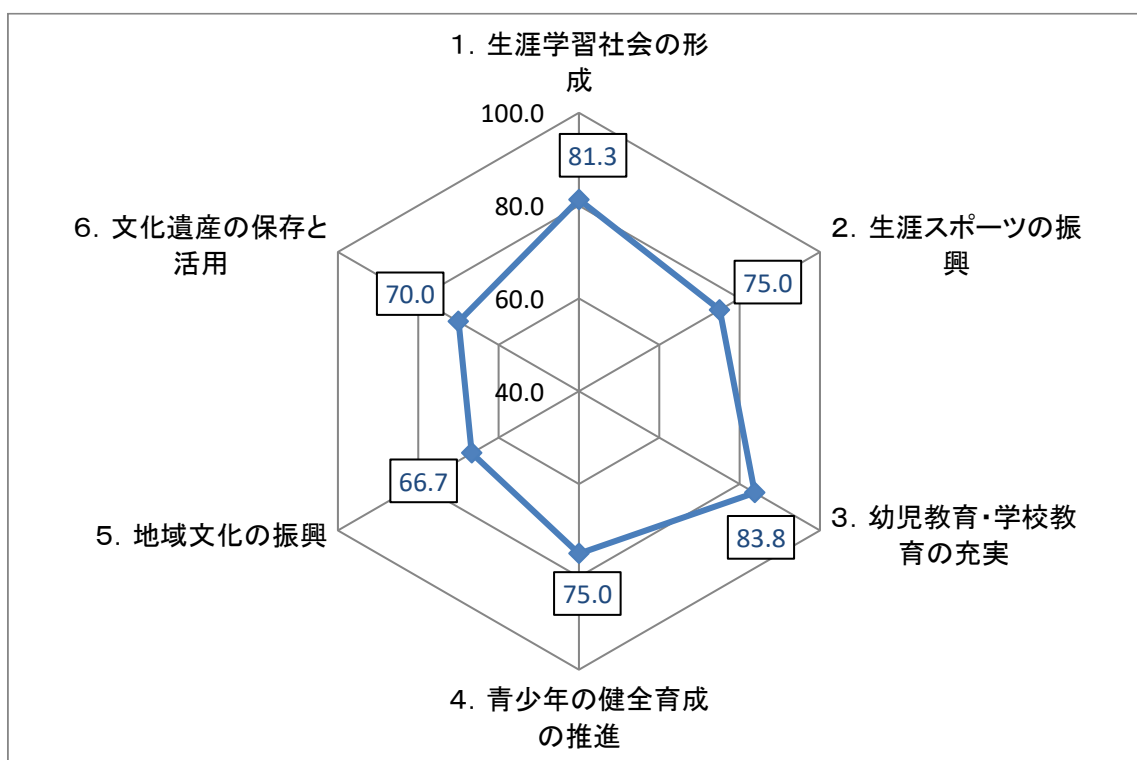
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 生涯学習社会の形成	81.3	2位
2. 生涯スポーツの振興	75.0	3位
3. 幼児教育・学校教育の充実	83.8	1位
4. 青少年の健全育成の推進	75.0	3位
5. 地域文化の振興	66.7	6位
6. 文化遺産の保存と活用	70.0	5位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標3. みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち】



④ 基本目標4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち

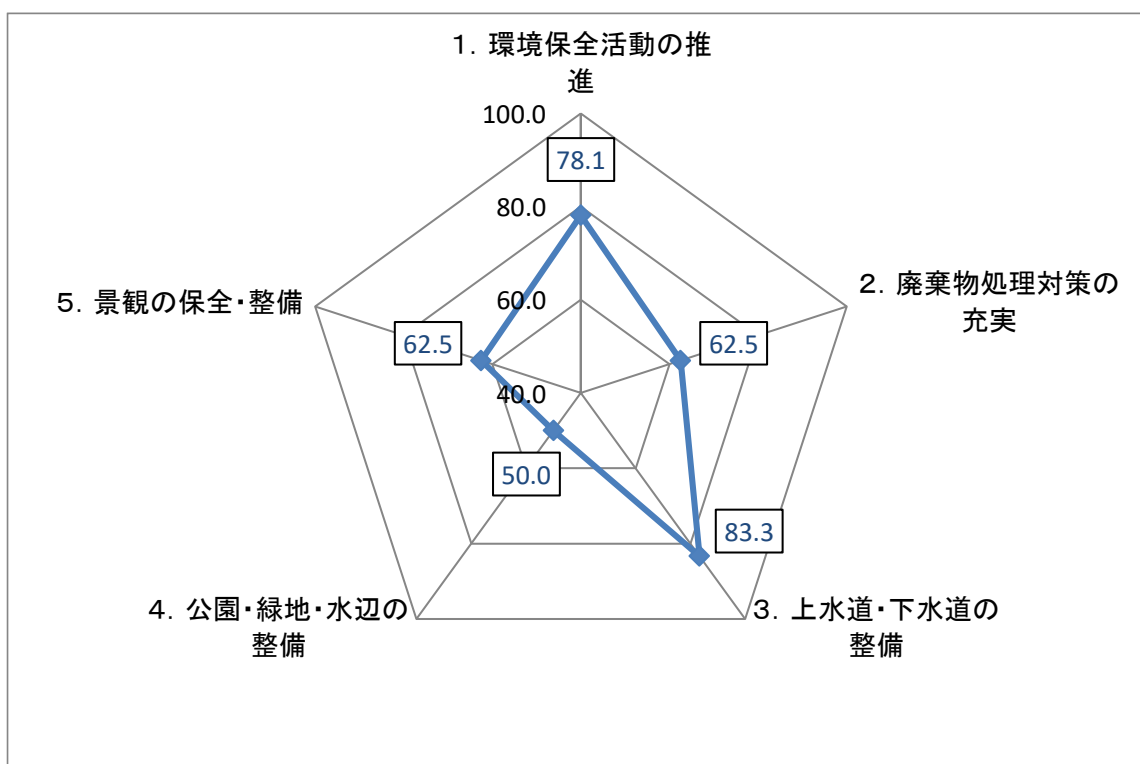
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 環境保全活動の推進	78.1	2位
2. 廃棄物処理対策の充実	62.5	3位
3. 上水道・下水道の整備	83.3	1位
4. 公園・緑地・水辺の整備	50.0	5位
5. 景観の保全・整備	62.5	3位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標4. やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち】



⑤ 基本目標5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち

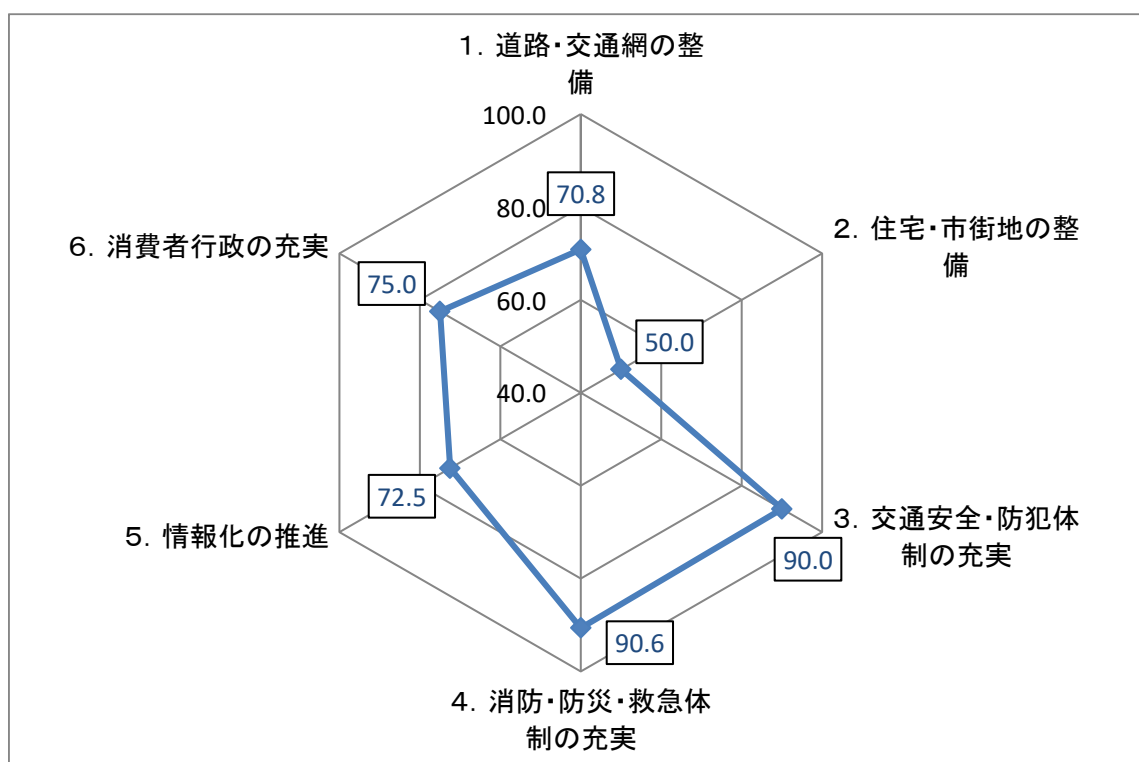
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 道路・交通網の整備	70.8	5位
2. 住宅・市街地の整備	50.0	6位
3. 交通安全・防犯体制の充実	90.0	2位
4. 消防・防災・救急体制の充実	90.6	1位
5. 情報化の推進	72.5	4位
6. 消費者行政の充実	75.0	3位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標5. ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち】



⑥ 基本目標6.ともに歩む みんなで進める協働のまち

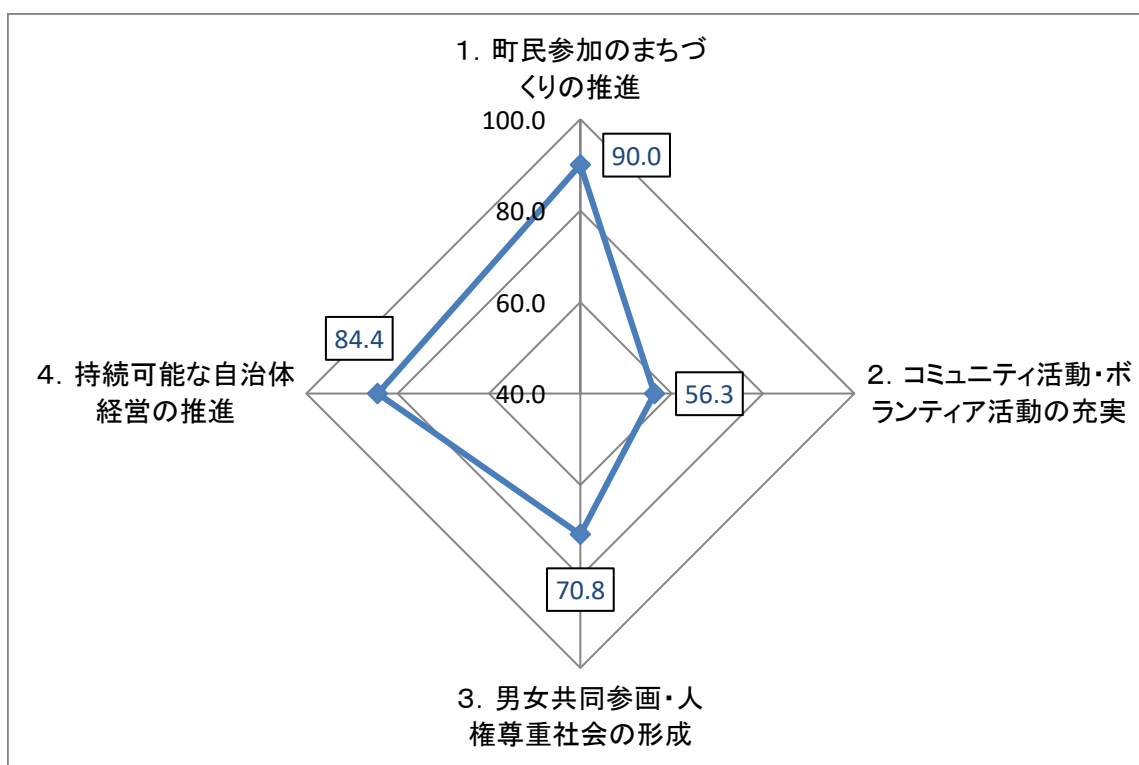
表－基本施策別達成度(平均点)

【基本目標6.ともに歩む みんなで進める協働のまち】

基本施策	達成度(平均点)	順位
1. 町民参加のまちづくりの推進	90.0	1位
2. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実	56.3	4位
3. 男女共同参画・人権尊重社会の形成	70.8	3位
4. 持続可能な自治体経営の推進	84.4	2位

図－基本施策別達成度(平均点)グラフ

【基本目標6.ともに歩む みんなで進める協働のまち】



第 12 節 町民アンケート調査結果

(1)調査の概要

本調査は、第6次平泉町総合計画を策定するにあたり、町民に対して町の現状と今後について意向を把握するために、令和元年9月から12月にかけて実施しました。

調査の概要は以下となります。

【調査の概要】

●18歳以上～80歳未満への調査

項目	内容
調査対象	平泉町に居住する18歳以上～80歳未満(平成31年4月1日現在)の町民
実施時期	令和元年9月10日から12月末日まで
対象者	平泉町民 1,807人
調査方法	調査票によるアンケート調査
配布数	・郵送法 1,718人 (20歳以下 387人、30歳代 334人、40歳代 331人、50歳代 246人、60歳代 244人、70歳代 176人) ・直接配布 89人
回収数	831票
回収率	46.0%

●15歳以上～18歳未満への調査 ※高校生に相当する年齢

項目	内容
調査対象	平泉町に居住する15歳以上～18歳未満(平成31年4月1日現在)の町民
実施時期	令和元年9月10日から9月24日まで
対象者	平泉町民 182人
調査方法	調査票によるアンケート調査
配布数	郵送法により182人
回収数	89票
回収率	48.9%

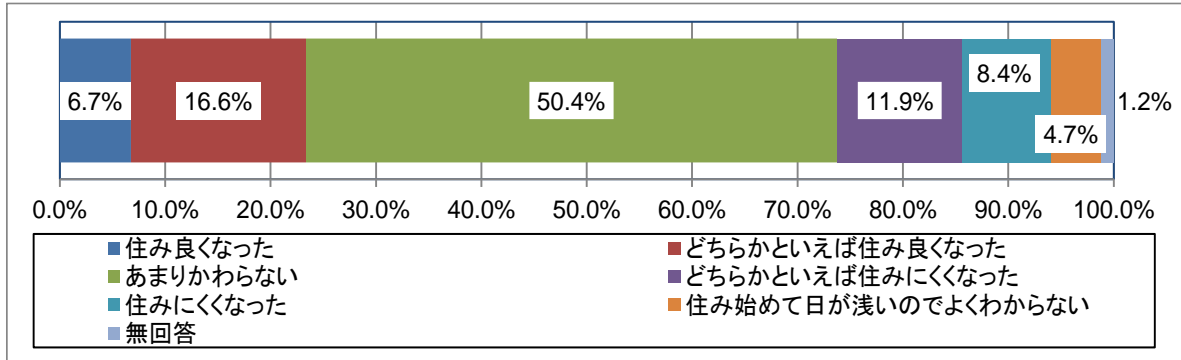
調査結果の中から、まちづくり全体に係る内容を抜粋すると次のようになります。

(2)暮らしやすさについて

●18歳以上～80歳未満の回答

・「あまりかわらない」が約半数を占めています。
 ・年齢別の傾向では、年齢が高くなると住みにくくなったと思う割合が増える傾向にあることから、高齢になっても住みよいまちづくりが求められます。

図一暮らしやすさについて(18歳以上～80歳未満)

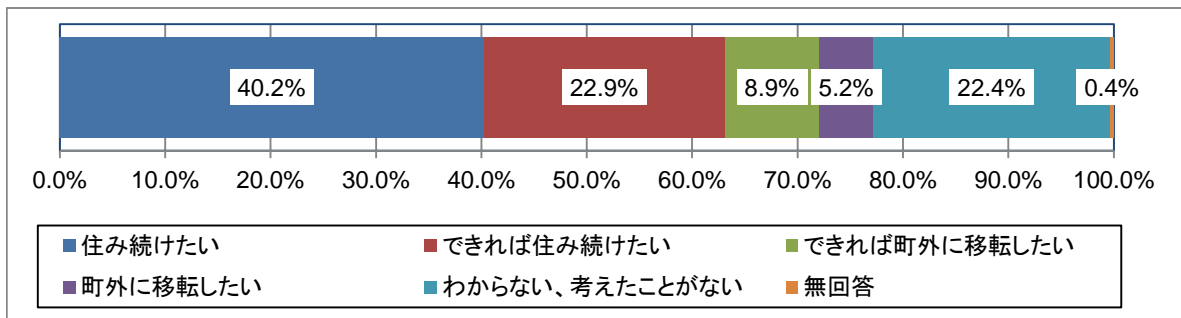


(3)定住意向について(高校生は進路についても調査)

●18歳以上～80歳未満の回答

・約6割が平泉町に住み続けたい(「住み続けたい」または「できれば住み続けたい」と回答していますが、前回の平成 22 年の調査結果と比較すると、「住み続けたい」が減少し、「できれば住み続けたい」が増加しています。
 ・住み続けたい理由については、「住み慣れている」が1位となっており、また、年齢が高くなると住み続けたいと思う割合が増える傾向にあることから、高齢になっても住み慣れた環境での暮らしを続けられるようなまちづくりが求められます。また、「自然環境に恵まれている」が2位となっていることから、豊かな自然環境が本町の魅力といえます。
 ・町外に移転したい(「町外に移転したい」または「できれば町外に移転したい」と回答した方の多くが「買い物や外食などが不便」、「交通の便が良くない」、「保健・医療・福祉サービスが充実していない」を理由としてあげていることから、日常生活の利便性や医療・福祉の充実が求められます。

図一定住意向について(18歳以上～80歳未満)



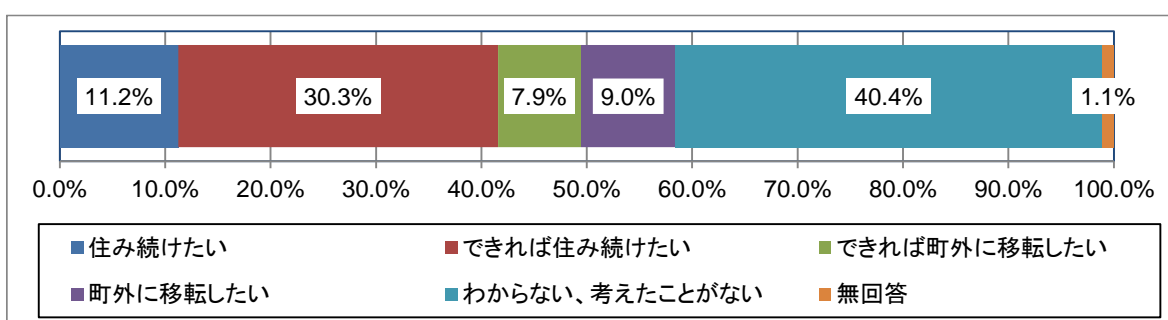
●15 歳以上～18 歳未満(高校生)の回答

・約4割が平泉町に住み続けたい(「住み続けたい」または「できれば住み続けたい」)と回答していますが、同じく約4割が「わからない、考えたことがない」と回答しています。

・住み続けたい理由については、「住み慣れている」が第1位となっており、引き続き住み慣れた環境での暮らしを続けられるようなまちづくりが求められます。また、「自然環境に恵まれている」が2位となっていることから、豊かな自然環境が本町の魅力といえます。

・町外に移転したい(「町外に移転したい」または「できれば町外に移転したい」)と回答した方の多くが「買い物や外食などが不便」、「交通の便が良くない」、「保健・医療・福祉サービスが充実していない」を理由としてあげていることから、日常生活の利便性や医療・福祉の充実が求められます。

図一定住意向について(15 歳～18 歳(高校生))



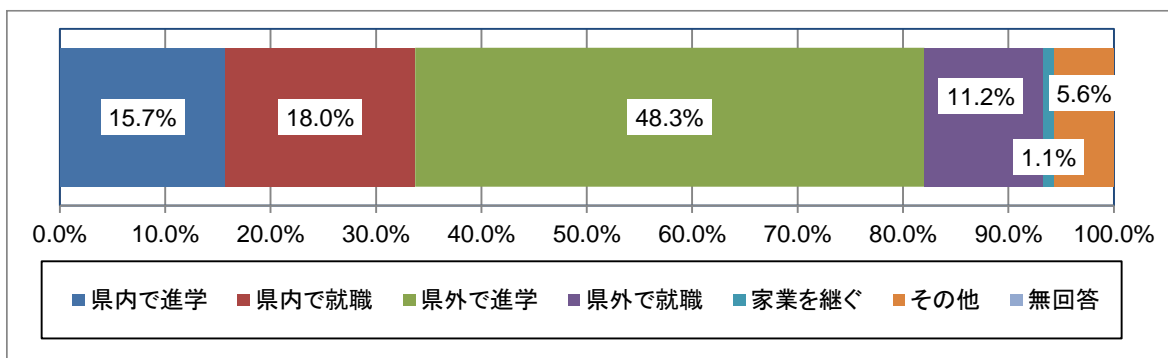
★高校卒業後の進路について

・高校卒業後の進路希望については、県外での就職または進学が約6割を占めています。

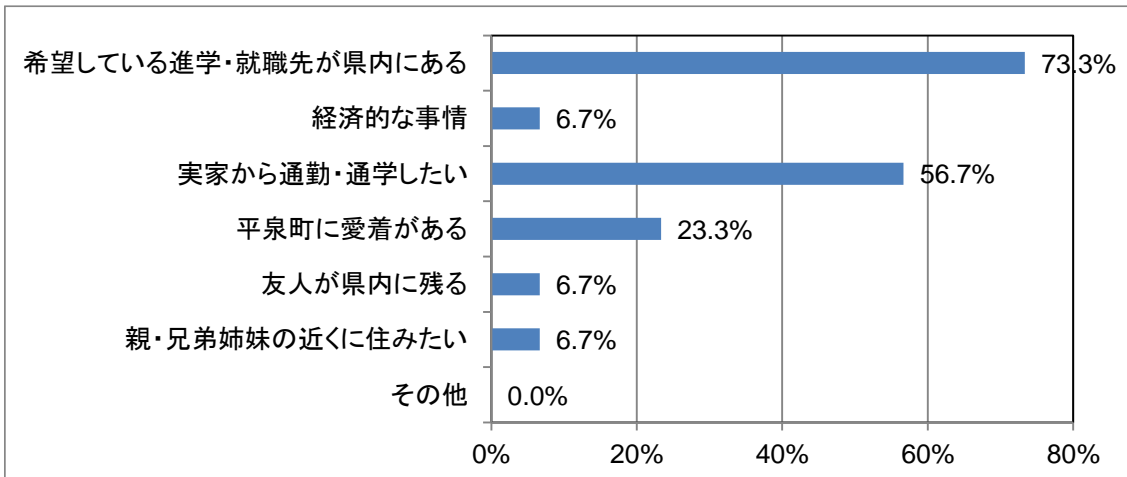
・県内での就職または進学を希望する理由では、「希望している進学・就職先が県内にある」、「実家から通勤・通学したい」が多数を占めています。

・県外での就職または進学を希望する理由では、「希望している進学・就職先が県外にある」が圧倒的に多いことから、希望に沿うような県内企業や学校等の情報提供、企業や学校等の誘致といった県内就職または進学を可能とする取り組みが求められます。

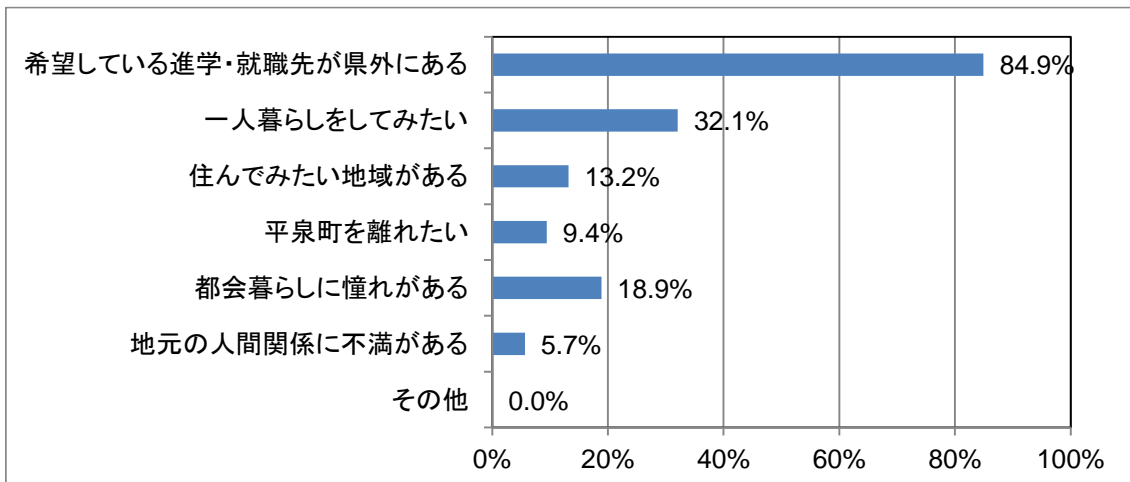
図一高校卒業後の進路について(15～18 歳(高校生))



図一県内で進学・就職をしたい理由(15歳～18歳(高校生))



図一県外で進学・就職をしたい理由(15歳～18歳(高校生))

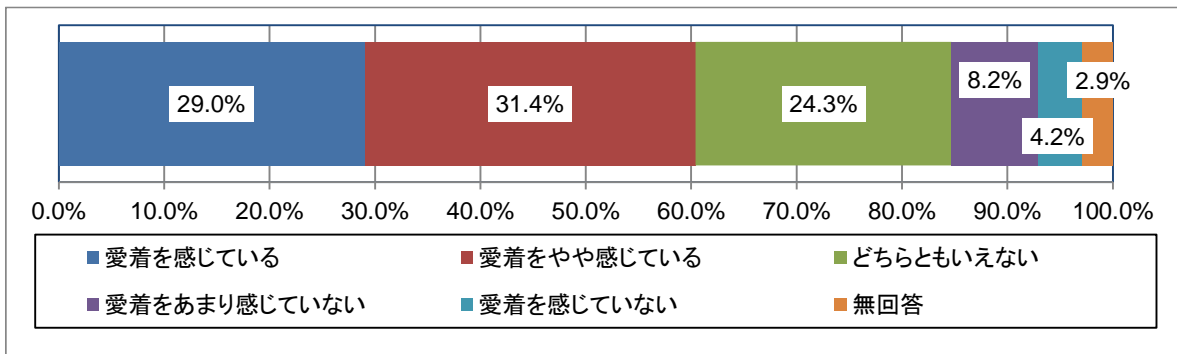


(4)愛着度について

●18 歳以上～80 歳未満の回答

・約6割が平泉町に愛着を感じている(「愛着を感じている」または「愛着をやや感じている」と回答しています。
 ・年齢別の傾向では、年齢が高くなると愛着度が増える傾向がみられます。また、男性と比較して女性の愛着度が減ることから、女性・若者からも愛着が持たれ、高齢なっても愛され続けられるまちづくりが求められます。

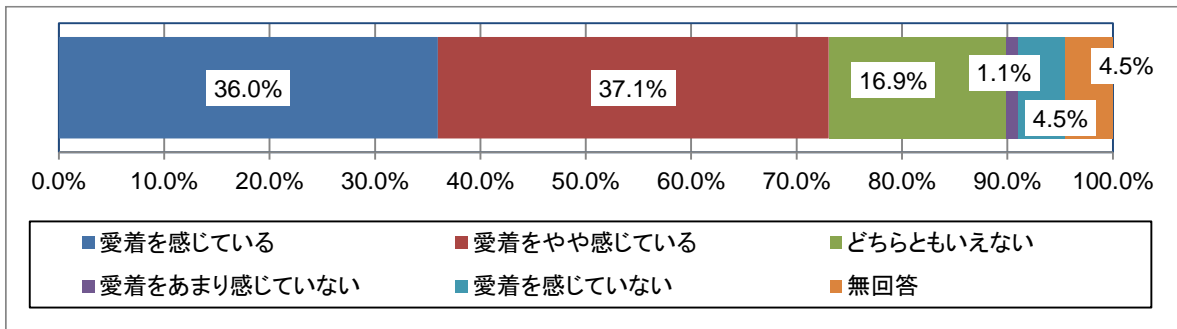
図一 愛着度について(18 歳以上～80 歳未満)



●15 歳以上～18 歳未満(高校生)の回答

・約7割が平泉町に愛着(「愛着を感じている」または「愛着をやや感じている」)を感じていると回答しており、引き続き愛され続けられるまちづくりが求められます。

図一 愛着度について(15 歳～18 歳(高校生))

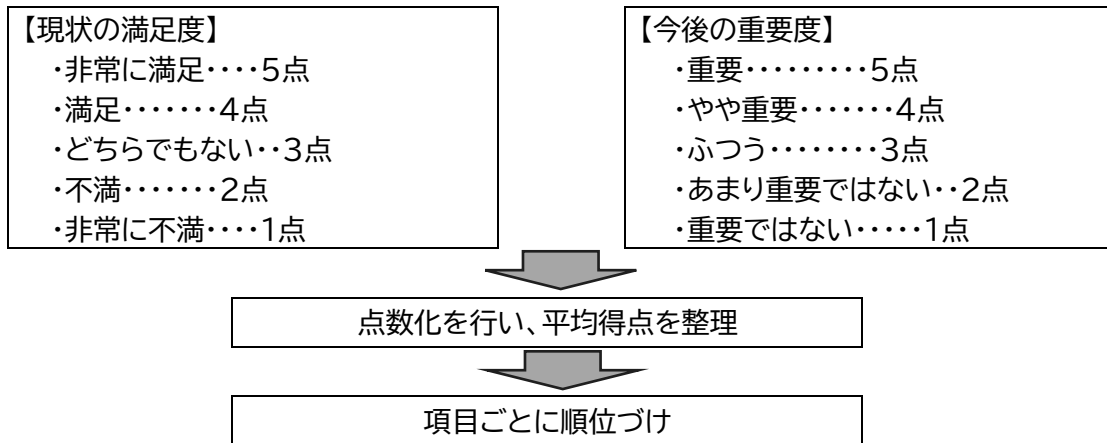


(5)重要度と満足度について(点数化による関連づけ整理)

① 整理方針

・まちづくりの 20 項目の「現状の満足度」と「今後の重要度」の設問において、点数化による整理を行い、この2つの指標結果を関連づけた「優先的に取り組むこと」を導き出しました。

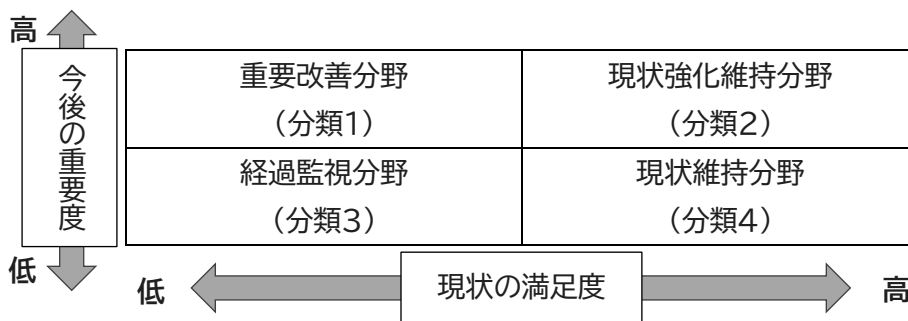
点数化による整理の方法は以下となります。



② 整理方法

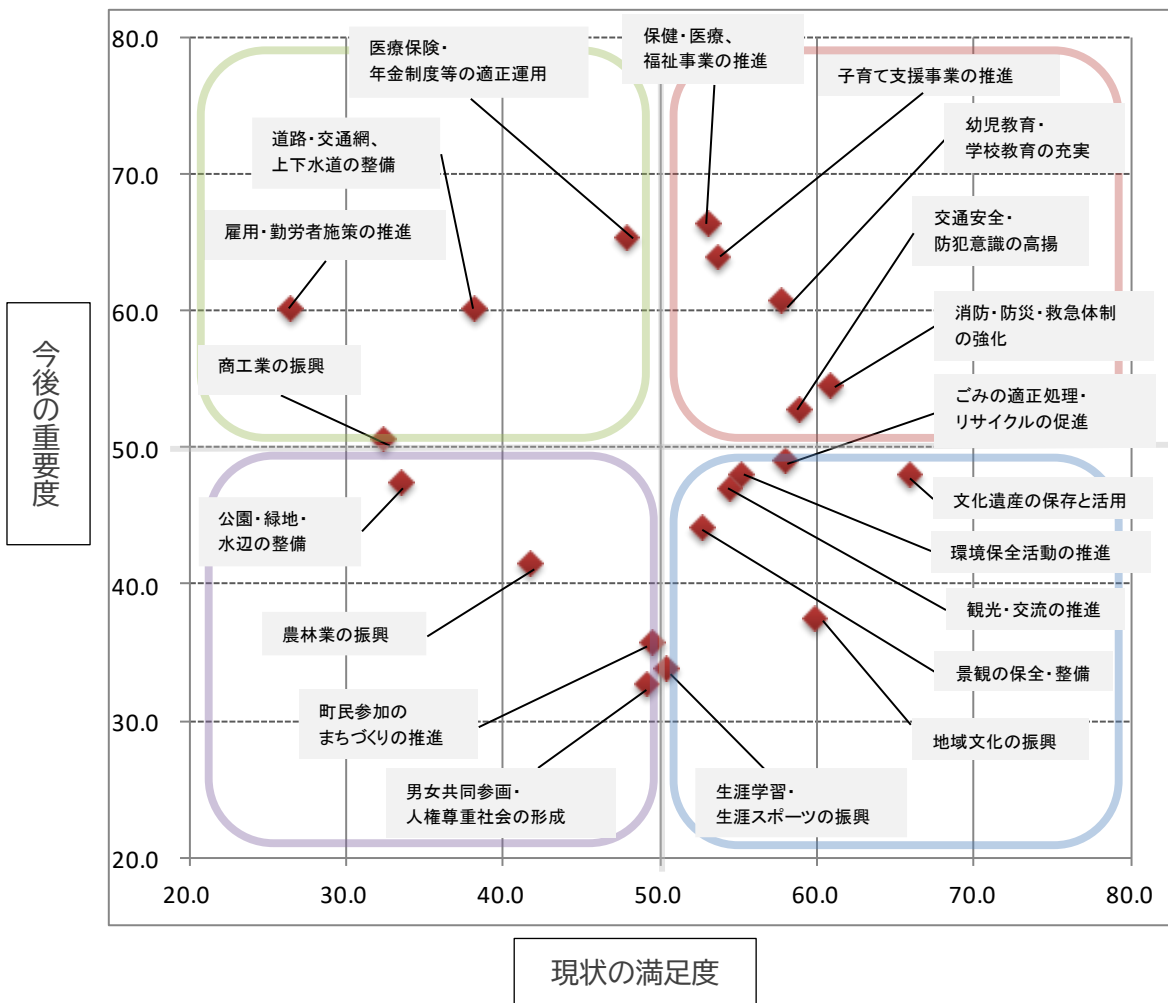
・アンケート結果から「現状の満足度」と「今後の重要度」の回答を点数化したうえ4つに分類して整理しました。整理は下記にあるマトリクス図により区分を行いました。中心線は満足度と重要度を点数化した平均値であり、4つの分類の意味については下表のとおり分類されます。

・また、「現状の満足度」を縦軸、「今後の重要度」を横軸として整理しましたが、平均得点で行う場合、結果に偏りが見られるため、偏差値に変換しました。



分類	満足度	重要度	位置づけ
分類 1	低	高	現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策 →既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する。
分類 2	高	高	現在すでにある程度満足しているが、今後とも引き続き重要度が高い分野 →現状の取り組みの継続を念頭に、さらなる向上の検討を行う。
分類 3	低	低	現状の満足度が低く、相対的に今後の重要度も低い施策 →事業展開の周知や関心度の引き上げの検討を行う。
分類 4	高	低	現在すでにある程度満足しており、相対的に今後の重要度がやや低い分野 →現状の取り組みの継続を基本とする。

③ 整理結果



「重要改善分野」 →既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する。	「現状強化維持分野」 →現状の取り組みの継続を念頭に、さらなる向上の検討を行う。
3 医療保険・年金制度等の適正運用 5 商工業の振興 7 雇用・勤労者施策の推進 14 道路・交通網、上下水道の整備	1 保健・医療、福祉事業の推進 2 子育て支援事業の推進 9 幼児教育・学校教育の充実 17 交通安全・防犯意識の高揚 18 消防・防災・救急体制の強化
「経過監視分野」 →事業展開の周知や関心度の引き上げの検討を行う。	「現状維持分野」 →現状の取り組みの継続を基本とする。
4 農林業の振興 15 公園・緑地・水辺の整備 19 町民参加のまちづくりの推進 20 男女共同参画・人権尊重社会の形成	6 観光・交流の推進 8 生涯学習・生涯スポーツの振興 10 地域文化の振興 11 文化遺産の保存と活用 12 環境保全活動の推進 13 ごみの適正処理・リサイクルの促進 16 景観の保全・整備

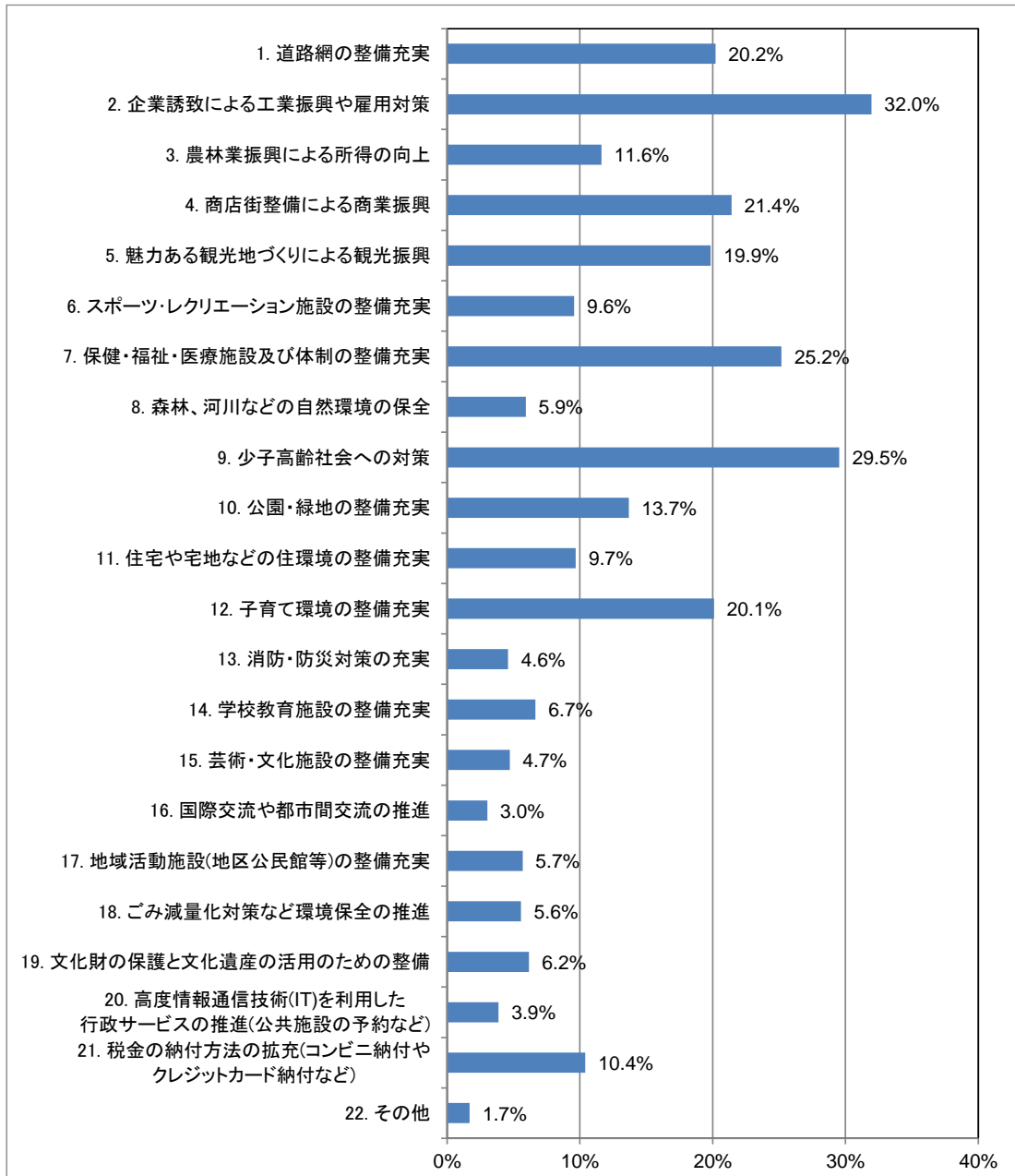
(6)特に力を入れるべき施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・「企業誘致による工業振興や雇用対策」、「少子高齢社会への対策」、「保健・福祉・医療施設及び体制の整備充実」が上位となっており、まちづくりの満足度と重要度に関する設問の産業振興施策に関する設問との関連があります。なお、平成22年の調査でも上記3つが上位となっています。

・年齢別の傾向では20歳代、30歳代の子育て世代を中心に、「子育て環境の整備充実」が望まれていることから、子育て支援施策に関する設問とともに経済的支援や子どもの遊び場の整備、保育サービスの充実といった施策が必要であると考えられます。

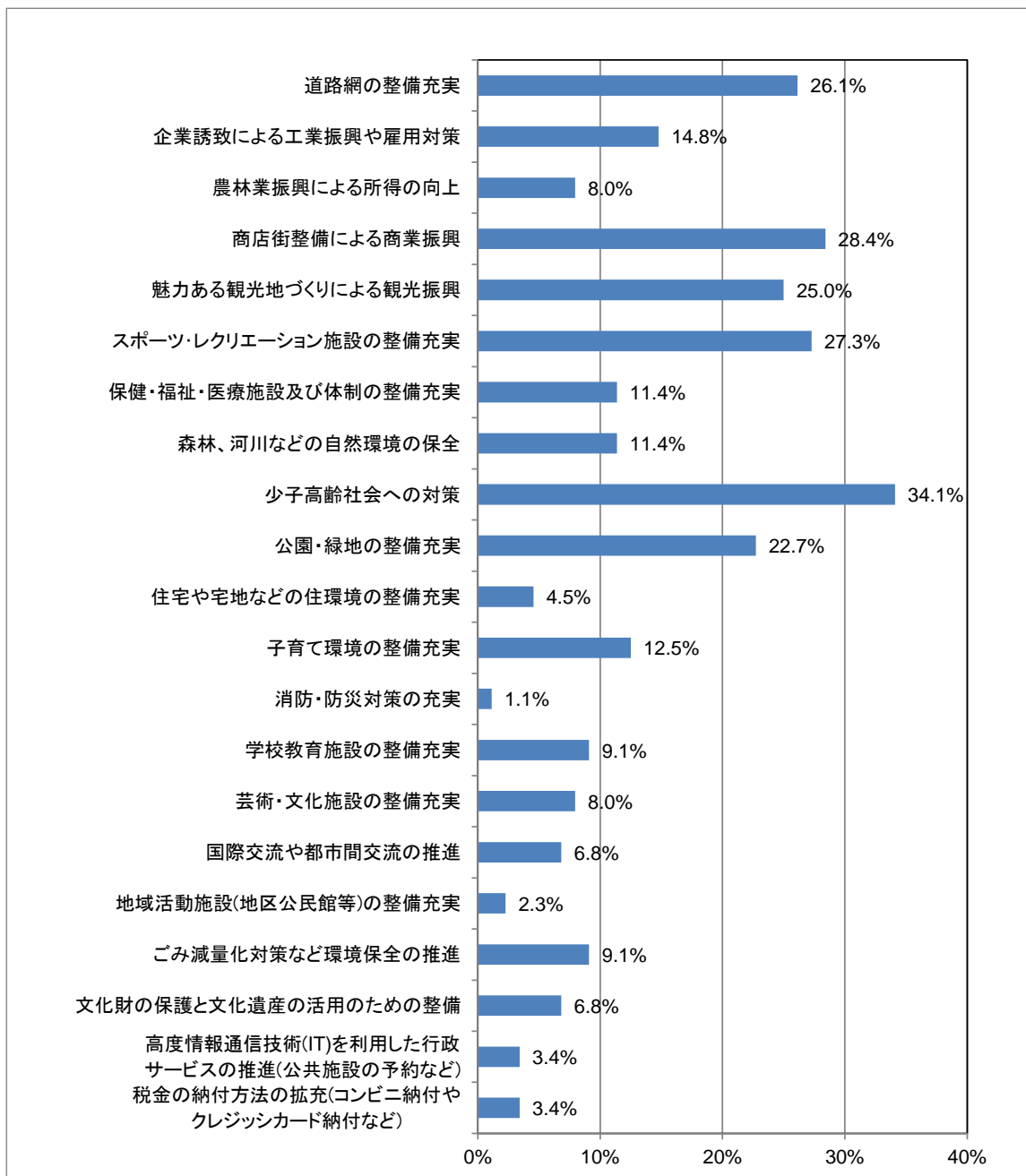
図一特に力を入れるべき施策について(18歳以上～80歳未満)



●15 歳以上～18 歳未満(高校生)の回答

・今後 10 年間で特に力を入れて欲しい施策としては、「少子高齢社会への対策」、「商店街整備による商業振興」、「スポーツ・レクリエーション施設の整備充実」が上位となっています。「少子高齢社会への対策」が第1位となっていることから、若者の少子高齢化への関心が高いことがうかがえます。

図一特に力を入れるべき施策について(15 歳以上～18 歳未満(高校生))



(7)個別施策について

① 子育て支援施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・力を入れるべき子育て支援施策としては、「子どもの医療費助成や保育料の無料化、給食費の無償化など、子育て世代への経済的支援」、「延長保育や休日保育、学童保育などのサービスの充実」、「安心して遊ばせる遊び場・公園の整備」が上位となっていることから、子育て世代への経済的支援や子どもの遊び場の整備、保育サービスの充実といった施策が求められています。

② 高齢者施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・力を入れるべき高齢者施策としては、「高齢者にやさしい交通機関や施設、道路・歩道の整備」、「特別養護老人ホームなどの福祉施設の整備充実」、「高齢者や障がい者が利用しやすい施設の整備」が上位となっており、ハード面での整備と公共交通の充実が求められています。平成 22 年の調査と比較すると、「高齢者にやさしい交通機関や施設、道路・歩道の整備」と回答した方の割合が多くなっています。

③ 安心・安全なまちづくり施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・力を入れるべき安心・安全なまちづくり施策としては、「防犯灯、街路灯などの整備」、「通学路など地域の重要な道路の安全確保」、「交差点などの危険箇所の改善」が上位となっており、通学路や夜間の安全確保をはじめ、交通安全の充実を望む声が多くなっています。なお、平成 22 年の調査においても「防犯灯、街路灯などの整備」を望む声が多数を占めています。

④ 防災施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・力を入れるべき防災施策としては、「身近な避難場所・避難所の整備」、「高齢者や障がい者などの災害弱者への対策」、「防災などの情報提供及び伝達システムの充実」、「災害時支援体制の強化」が上位となっていることから、災害発生時に備えたハードとソフトの両面からの整備が求められています。

⑤ 環境施策について

●18歳以上～80歳未満の回答

・力を入れるべき環境施策としては、「自然環境・自然景観の保全」、「ごみの減量化や資源ごみ分別の住民意識の高揚・啓発」、「美しいまちなみの保全整備」が上位となっていることから、ごみ対策などによる自然環境・自然景観の保全、古都平泉にふさわしい美しい街並みの保全に取り組む必要があると考えられます。

⑥ 産業振興施策について

●18 歳以上～80 歳未満の回答

・力を入れるべき農林業施策としては、「担い手の育成・確保」、「耕作放棄地対策の推進と良好な農村環境の維持」、「鳥獣被害対策の推進」が上位となっていることから、後継者育成や新規就農者を支援する施策に加え、農村環境の保全にも力を入れていく必要があると考えられます。

・力を入れるべき商工業施策としては、「平泉町の特産品(平泉ブランド)の開発・活用」、「商業の再生・活性化」、「企業誘致の推進」、「町民の雇用の推進」が上位となっていることから、企業誘致や雇用機会の確保とともに、平泉ブランドと認められる商品開発や既存商店街の活性化にも力を入れていく必要があると考えられます。

⑦ 教育施策について

●18 歳以上～80 歳未満の回答

・力を入れるべき教育施策としては、「個性や創造性を伸ばす教育の推進」、「不登校、いじめなどの心の問題への対応」、「子どもたちの基礎的な学習の向上」が上位となっていることから、子どもたちの基礎学力と個性や創造性の両方を伸ばす教育が求められているとともに、不登校やいじめなどへの対応も重点的に取り組むべき施策と考えられます。

・平成 22 年の調査と比較すると、「外国語教育・国際理解教育の充実」、「外国人との異文化交流の充実」と回答する割合が増加しており、平泉の文化遺産が世界遺産に登録されたことをきっかけに、国際交流に関する町民の関心が高くなっているものと考えられます。

●15 歳～18 歳(高校生)の回答

・力を入れるべき教育施策としては、「個性や創造性を伸ばす教育の推進」、「子どもたちの基礎的な学習の向上」、「不登校、いじめなどの心の問題への対応」、が上位となっていることから、子どもたちの基礎学力と個性や創造性の両方を伸ばす教育が求められているとともに、不登校やいじめなどへの対応も重点的に取り組むべき施策と考えられます。

⑧ 人材育成施策について

●18 歳以上～80 歳未満の回答

・力を入れるべき人材育成施策としては、「雇用機会の確保と地元就職の推進」という回答の割合が圧倒的に多く、まちづくりの満足度と重要度に関する設問、産業振興施策に関する設問とともに企業誘致や地元での雇用機会の確保が強く望まれています。

●15 歳～18 歳(高校生)の回答

・力を入れるべき人材育成施策としては、「雇用機会の確保と地元就職の推進」、「国際感覚豊かな人材の育成」、「健全な社会環境づくり」が上位となっていることから、企業誘致に加え、国際感覚を高める取り組みや社会環境の健全化が求められます。

第 13 節 時代の潮流

(1) 高齢化と人口減少の加速

国勢調査に基づく平成 27 年 10 月 1 日現在の岩手県の人口は 1,279,594 人で、平成 22 年の前回調査と比較すると 3.8%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、岩手県の人口は令和 22(2040)年に 93 万人となり、平成 27 年と比べ約 35 万人(27.3%)減少すると見込まれています。

また、人口構造は年少人口や生産年齢人口が減少するため、高齢化の支え手の負担が増していくことが考えられます。岩手県で高齢化が進んでいる要因としては、少子化や平均寿命の伸長もありますが、高度経済成長を通して働き盛りの若年層が首都圏へ転出しそのまま戻らないケースが影響しています。

人口減少がこのまま進行した場合、様々な影響が出るのが予想され、私たちの生活関連サービス(小売・飲食・娯楽・医療機関等)の縮小、収収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下などが考えられます。

(2) 地方創生の推進

平成 26 年 11 月、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。この法律は、今後予想される人口の急激な減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を抑制するため、各地方において特色のある地域づくりを行うことで、地方に人口の流れを戻し、持続性のある国づくりを行うためのものです。国ではこの法律に則り、同年 12 月「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方自治体においても「地方版総合戦略」を策定することによって、子育て支援、雇用の場の確保、UIJターンの促進、魅力的な地域づくりといった地域の実情と特性に応じた施策が展開されています。

(3) 働き方改革の進展

今後、少子高齢化と人口減少がさらに進むことによって、働き手が不足する状況が続くことが予想されています。そのためには、性別や年齢に関わりなく、個人の能力や個性、希望する就労方法に合わせた環境を整えていくことが重要です。

国では「ニッポン一億総活躍プラン」を平成 28 年に策定し、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成 30 年に公布され、多様化する働き方とそのニーズに合わせた環境づくりを行うことが日本社会共通の認識となりました。

(4) Society5.0 の推進

Society5.0 とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、社会的課題の解決や経済発展を両立し、新たな社会をデジタル革新やイノベーションを最大限活用して実現する社会のことであり、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に次ぐという意味で「Society5.0」と名付けられています。

人工知能(AI)によって、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術による少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などのあらゆる課題の克服など、社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会の実現が期待されています。

(5)SDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいいます。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして、日本でも平成28年に「SDGs推進本部」を設置、「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策が示され、SDGsの目標達成への取り組みが積極的に推進されています。

(6)自然災害への対応

平成23年の東日本大震災の発生以降、わが国では毎年のような大規模な自然災害が発生しています。これら自然災害に対応すべく、現在では「レジリエンスーしなやかな回復力」を有した国づくりが求められています。特に地方自治体においては、地域の特性から想定される自然災害について、事前の対策の徹底、災害発生時の対応、災害後の復旧・復興について検討をしておく必要があります。

公的な機関による対応だけでなく、地域や地域住民自らが主体的に災害に立ち向かう意識の醸成と体制の強化が求められていることから、地域づくりを絡めた取り組みも必要となっています。

(7)新型コロナウイルスなどの新たな脅威への対応

令和2年の初頭から全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、ウイルスによる直接的な人体への影響はもちろん、経済活動や文化活動など、私たちの生活のあらゆる場面で重大な影響を及ぼし、それまでの生活様式や行動様式が大きく変容しました。

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの期間を「ウィズコロナ」、終息後を「アフターコロナ」としてそれぞれの社会を見据えながら、社会の新たな変化にも対応していくとともに、このような新たな脅威に対しては、日本社会はもとより、世界全体が連携して人々の生命や健康を守り、生活や経済への影響を最小限にしていく取り組みが求められています。

課題1 子育て支援と教育環境の充実、UIJターンによる定住化の促進

「未来を担う人づくり」

少子化が進む本町において、未来を担う子どもは町の財産であることから、子育て世代の多様なニーズを捉えながら、さらなる保育サービスの充実と相談支援体制の強化を図り、安心して子どもを育てることができる地域を実現するとともに、幼児・学校教育の充実によって子どもたちが地域に誇りと愛着を持ちながら、未来へとはばたいていく環境をつくるのが大切です。

また、すべての町民に対して、生涯学習や社会教育、スポーツの充実を図ることで、町民一人ひとりが暮らしに喜びと生きがいを持つことのできる環境を整えていくことも求められています。

さらに、UIJターンを促進することによって、移住・定住者が町の新たな担い手となり、町民と手を取りながら主体的に地域づくりを行うための取り組みを進めていくことも、地域を支える人材を確保するための重要な要素となっています。

課題2 福祉施策と保健・医療体制の充実

「健康で生き生き」

本町の 65 歳以上の高齢者の割合は、住民基本台帳によると平成 12 年の 24.7%から令和2年には 38.0%へと急増し、少子高齢化は全国と同様に今後も確実に進展すると推計されています。

町民が主体的に行う健康づくりによって健康寿命の延伸を図るとともに、医療・介護・福祉の連携による相談支援体制と各種サービスの充実、知識と経験を活かして社会に参画できる機会の創出や地域で支え合う仕組みづくりを推進し、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも、住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる環境づくりが求められています。

課題3 地域経済の活性化と雇用の場の拡充に向けた産業振興と観光振興の充実

「経済的に豊かな暮らし」

本町では、少子高齢化や若者世代の都市部への流出を背景として、多くの企業で慢性的な人材不足が続いており、地域経済を支える産業の活力を向上するための取り組みが求められています。

町民アンケートからも産業の振興と雇用の場の確保を望む声は多く、地域の将来を担う若者世代の定住を促進し、地域の経済基盤を維持していくためには、地域資源を活用した新たなビジネスの創出を促進するとともに、企業誘致を推進することによって産業の重層化を図り、1年を通じて安定的に機能する産業構造と魅力的な雇用を生み出していく必要があります。

また、本町の観光は、中尊寺や毛越寺を中心とした「通過型観光」であり、経済効果も限定的となっていることが課題であり、「滞在型観光」への転換によって観光客の滞在時間を延長し、経済効果を町内全体に波及させていくことが地域経済を活性化するための重要な要素となっています。

課題4 安心・安全な地域社会の推進

「安心・安全な暮らし」

全国で多発する大規模な自然災害や巧妙化する特殊詐欺などの犯罪に加え、交通事故や新型コロナウイルス感染症の拡大など、近年、町民の生活を脅かすリスクが多様化・複雑化しています。

町民の安全を確保し、安心して暮らせる環境づくりのためには、町民・地域・団体・行政などあらゆる主体の連携による一体的な取り組みが不可欠であり、防災・防犯体制の充実や交通安全対策の推進、感染症対策の徹底など、相互に助け合う地域力の強化を図っていく必要があります。

課題5 環境と共生した便利で快適な暮らしの実現

「人と環境にやさしい」

家族構成の変化や高度情報化の急速な進展、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によって、町民の暮らしの質を維持していくために求められるニーズも多様化しており、一人ひとりのライフスタイルや価値観の変化、ICT活用の加速化などを踏まえ、時代に即した柔軟な対応が求められています。

また、利便性の追求とともに、地域の自然環境や生活環境を良好に保持していくことは、快適な日常生活の構築にもつながっているということを再認識し、資源やエネルギーを大切にする環境負荷の少ない暮らしを推進していくことも重要です。

さらには、本町の公共インフラの多くは老朽化が進行し、維持管理や更新にかかる費用の増大が見込まれていることから、今後、町民の生活に不可欠な公共サービスを限られた財源の中で持続的に提供するため、長期的な視点のもと、効果的かつ効率的な管理及び更新を行っていく必要があります。

課題6 歴史・文化の保全及び活用と景観の整備

「歴史・文化への誇り」

本町は、貴重な歴史文化遺産が数多く残されており、調査・保存に取り組みながら、世界遺産のまちの責務として「平泉の文化遺産」を保全し、学びに活用することによって、その理念を未来に継承していかなければなりません。

また、その歴史文化遺産と周囲の緑豊かな山々や清らかな川、美しい田園風景、町民の暮らしがおりなす調和の取れた景観は、平泉固有の景観として魅力の一つにもなっていますが、一部にはそのような景観にふさわしくないものも見受けられることから、平泉の景観が美しく価値あるものとして受け継いでいくための取り組みを推進していくことが重要です。

さらに、地域で受け継がれてきた個性豊かな伝統文化は、構成員の減少や後継者不足が存続に向けた大きな課題となっていることから、活動を積極的に発信するとともに、その継承活動を通じて、町民が芸術や伝統文化に触れられる機会を創出していく必要があります。

第 15 節 SDGsとの調和

(1)平泉町におけるSDGs

平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会における共通目標「SDGs」の達成に向け、国では、全国の自治体による積極的な取り組みの推進が不可欠であるとして、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の理念でもある「平和」と「平等」は、SDGs が目指す世界共通の課題の解決に向けた理念にも通じていることから、本町においても、第6次平泉町総合計画の各施策にSDGs が掲げる 17 のゴールを関連付けることで一体的な推進を図ります。



(2)SDGsの 17 のゴールと自治体の果たしうる役割について

国際的な地方自治体の連合組織UCLGでは、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る関係を以下のとおり示しています。

	<p>目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育</p>

	と社会教育の両面における自治体行政の取り組みが重要です。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネルギー・再生可能エネルギー利用の推進や住民が省エネルギー・再生可能エネルギー対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>目標 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>目標 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>目標 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>目標 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>目標 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>目標 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>

<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標 16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度(誰一人取り残されることなく、世界の構成員として一人ひとりが社会のシステムに参画できること)を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、連携・協働体制の推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

第2部 基本構想

(令和3年度～令和12年度)

第1章 平泉町の将来像

第1節 将来像

本町では、平成13年からの前々総合計画を引き継ぎ、平成23年からの前総合計画でも「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」を将来像として掲げ、20年間のまちづくりを進めてきました。

特に本町では、前総合計画が策定された平成23年に「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が世界文化遺産として登録されたことを受け、日本中はもちろん全世界からも「世界遺産のまち・平泉」として注目されるようになり、このことを中心としてまちづくりの各種事業が行われてきました。

今回策定した第6次平泉町総合計画では、「第1部 総論」に挙げた「平泉町の特長・魅力」と「平泉町の発展課題」を勘案し、前総合計画において計画的に取り組んできたこれまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、さらに未来に向かって発展させていくため、次のように新しく将来像を定め、町民、地域、企業、団体、行政などのあらゆる主体が手を合わせてまちづくりを進めていきます。

[平泉町の将来像]

輝きつむぐ理想郷

-いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち-

将来像に込めた思い

- ◆ 町民一人ひとりの個性が尊重され、それぞれの生き方が「輝き」、
- ◆ 豊かな地域資源が磨き上げられ、あらゆる産業が「輝き」、
- ◆ 自然と歴史、文化が調和し、美しく快適な環境を守り育てあげ、地域が「輝き」、
- ◆ 観光と交流を通じて人と人との結びつきが生まれ、その絆が「輝き」、
- ◆ 誇りと愛着を持ち、協働によって創り上げる町の魅力が「輝き」、
- ◆ 平泉に関わるすべての人、ものが「輝き」を放ち続けるように

そのためには、いにしへの歴史、今生きている現代、これからの未来を紡いでいく、一つの軸線で考えることが大切であり、あらゆる多様性が町をつくる推進力となります。

この「輝き」を生み出し続けることで、新しい時代のまち(理想郷)づくりに挑戦していきます。

第2節 まちづくりの基本方針

「将来像」を実現するため、次の基本方針のもと、まちづくりを進めていきます。

基本方針1 つながりを力に

本町は県内で一番面積の小さい自治体ですが、地域懇談会をすべての行政区で開催し、より多くの町民から生の声を聞くことができるなど、町の隅々にまで目が届くという大きなメリットがあります。

この「小さな町だからこそ」を強みに、人と人、人と地域が持つ「つながり」の力を基礎として、町民一人ひとりの知識、経験が活躍する環境をつくり、行政運営に活かしていくことによって、町民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

基本方針2 新たな魅力を力に

将来にわたって持続可能なまちを実現していくためには、未来を担う若者世代が安心して結婚や出産、子育てができる環境を整備するとともに、自らが主体的に考え、行動を起こしていくことのできる地域人材を育成していくことが重要です。

今、本町にはこれからのまちづくりに大きな期待が持てる新たな魅力が生まれています。

特に今後10年間は、この「新たな魅力5本柱」の活用によって、暮らしや雇用の充実を図りながら、町民・地域・企業・団体・行政等が共にチャレンジを続けることで、まちが人を育み、人がまちを育む好循環を生み出していきます。

【新たな魅力5本柱】

- ❖ 平泉スマートインターチェンジの供用開始
- ❖ 平泉スマートインターチェンジ周辺開発(産業の集積)
- ❖ 社会教育施設の整備・運営
- ❖ 企業誘致と創業の促進による新たな雇用機会の創出
- ❖ 道の駅・世界農業遺産・遊水地完成を起爆剤とした農業の活性化

基本方針3 歴史・文化・自然の恵みを力に

世界文化遺産である「平泉の文化遺産」をはじめとする本町の豊かな地域資源は、先人たちによって受け継がれてきた地域の宝であり、その宝は様々な分野と結び付くことによって恵みとなり、本町の発展を支えてきました。

「世界遺産のまち」であることへの誇りと愛着を持ち、その理念を理解し、未来に継承していくとともに、教育・経済・観光・文化などのあらゆる活動に組み込むことによって、交流人口や関係人口の拡大を図り、その効果を地域全体へと波及させていきます。

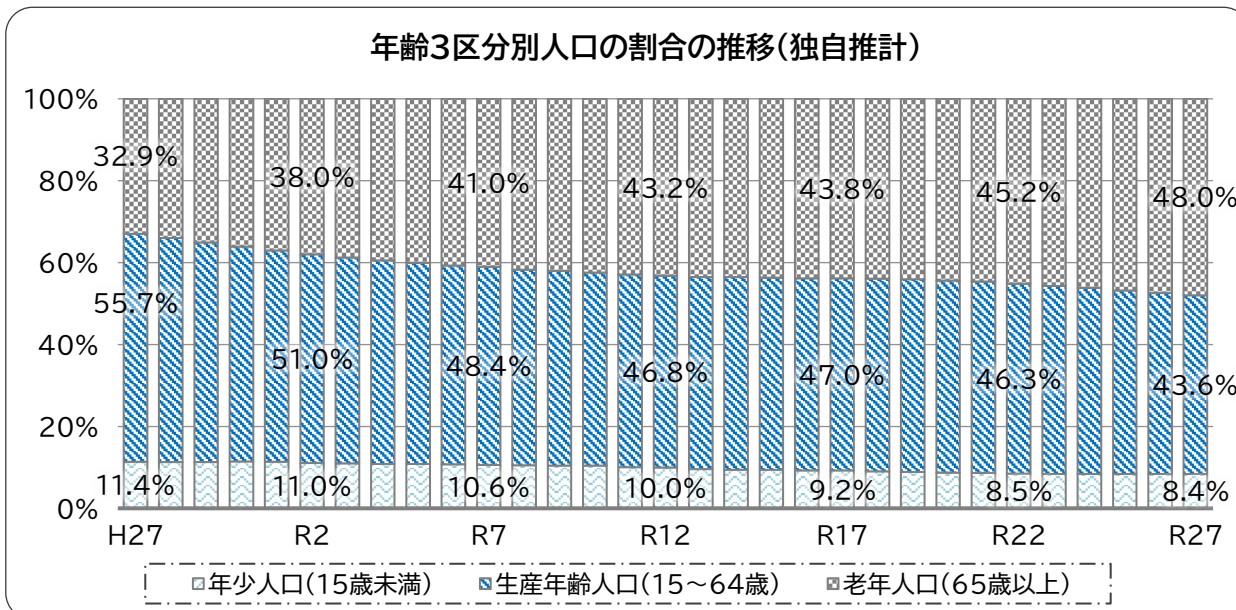
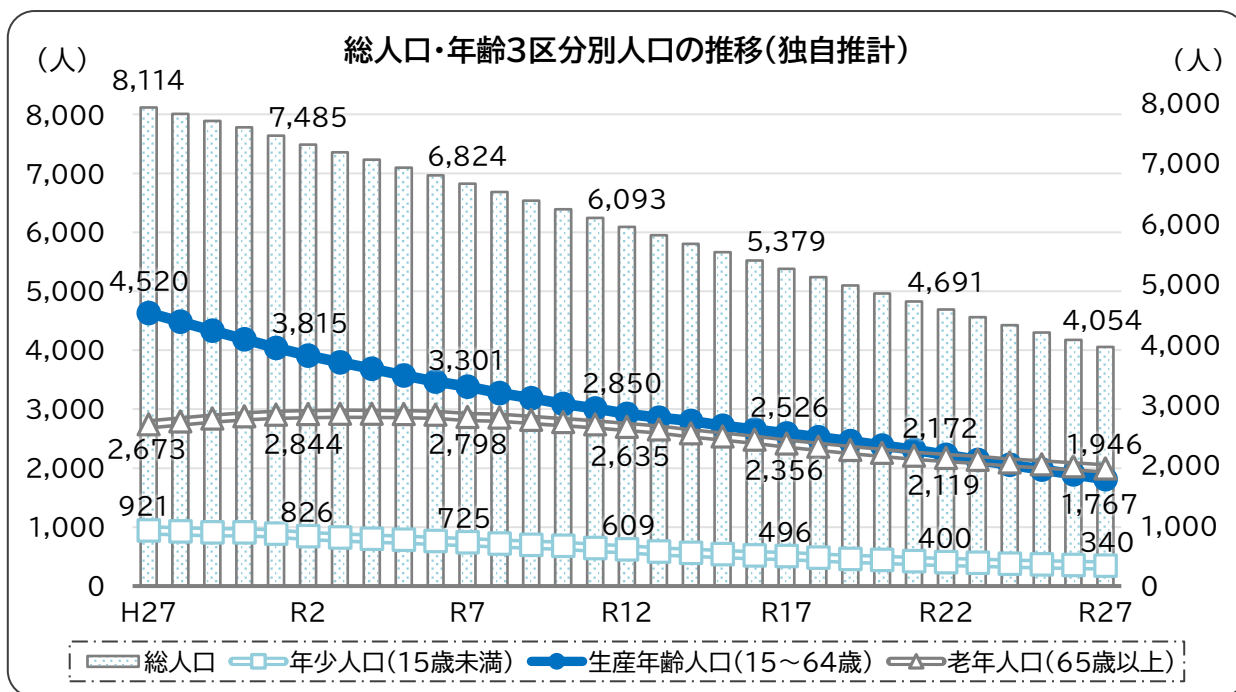
第3節 人口の将来推計

総人口及び年齢階層別人口の推計(平泉町人口ビジョン 2021 より)

総人口及び年齢階層別人口の推計は、第6次平泉町総合計画と同時期に改定した人口ビジョンを用います。推計は、平成 28 年～令和2年の5年間の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により行いました。

その結果、令和2年には 7,485 人だった総人口が、25 年後の令和 27 年には 4,054 人まで減少することが予想されています。

また、年齢階層別人口も年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15～64 歳未満)、老年人口(65 歳以上)の3つの階層全てが今後減少していくことが予想されています。



第4節 土地利用の基本方針

土地は、町民のあらゆる活動の基盤であるとともに、限られた資源として将来にわたって適切に維持管理をしながら町の発展に寄与するものです。

このため、将来像の実現に向けて、土地利用の計画的な調整と誘導を図りながら、まちづくりが進められるように、次のように土地利用の基本方針を定めます。

(1) 森林ゾーンの保存と活用

国土保全や水源かん養、野生動物の生息環境、保健休養、木材生産などの多様な機能を総合的に発揮させるため、森林ゾーンの保存を図るとともに、町民や観光客が森林に親しむ場や機会づくりを進めます。

(2) 農業ゾーンの保存と活用

都市的土地利用による農業振興地域の見直しを進めるとともに、食料の安定的な供給の確保や農業の持続的な発展と農村の振興に向けて、優良農地の保全や遊休農地の管理と活用、集落環境の整備などに努めます。

(3) 住宅ゾーンの整備

生活道路や身近な公園、下水道の整備など、既存住宅地の環境整備を進めるほか、若い世代や移住者の定住拠点となる良好な住宅・住宅地づくりを促進します。また、空き家の実態を把握し、適切な管理を促すとともに、改修による定住化促進への利活用にも努めます。

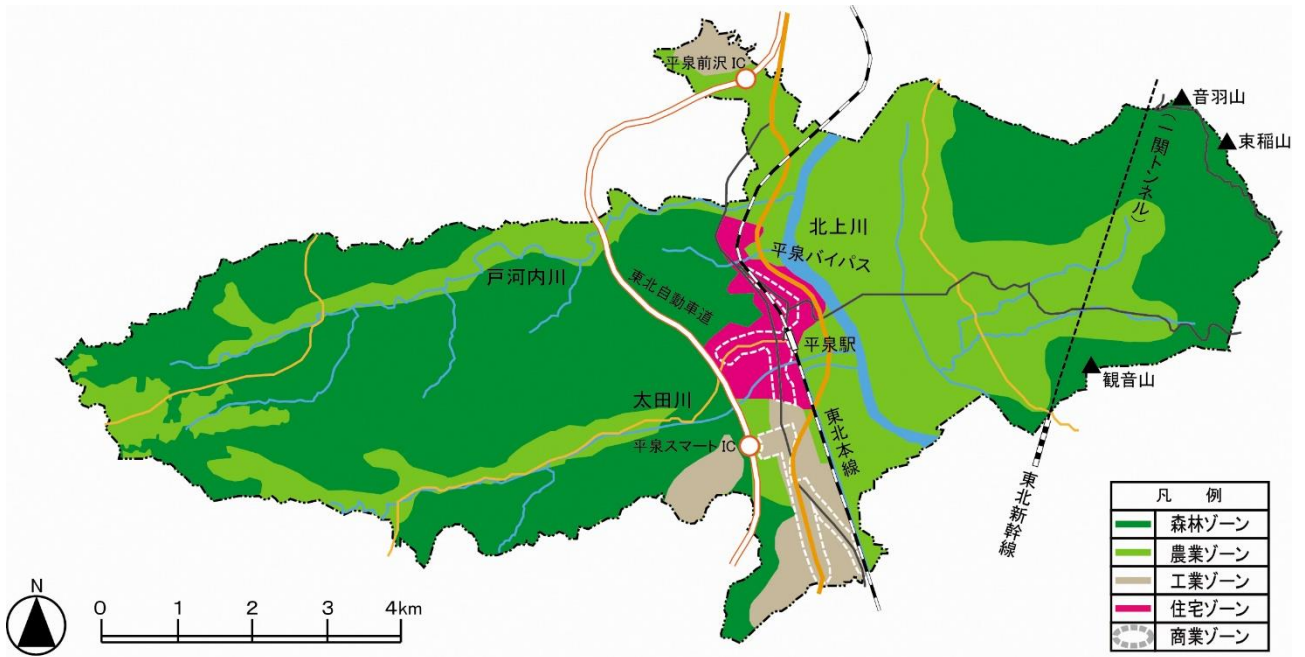
(4) 商業ゾーンの整備

中心市街地及び商業施設集積地区の一層のにぎわいづくりを進めるとともに、空き店舗の有効活用を図ります。

(5) 工業ゾーンの整備

自然環境や景観との調和を図りながら、町内経済の活性化に向けて企業誘致を進めます。

[土地利用基本構想図]



将来像の実現に向けて、まちづくりの基本方針、基本目標、基本施策を次のように設定します。

【将来像】

輝きつむぐ理想郷

-いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち-

【基本方針】

- 1 つながりを力に
- 2 新しい魅力を力に
- 3 歴史・文化・自然の恵みを力に



【基本目標1】

一人ひとりの個性や
生きがいを大切にし、
町民参加で進める協働のまち

【基本施策】

- 1-1 子どもの教育の充実
- 1-2 生涯学習・社会教育の推進
- 1-3 生涯スポーツの推進
- 1-4 移住・定住の推進
- 1-5 町民参画のまちづくりの推進
- 1-6 持続可能な行財政運営の推進

【基本目標2】

いつまでも健やかに
暮らし続けられるやさしいまち

【基本施策】

- 2-1 保育・子育て支援の充実
- 2-2 地域福祉の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者(児)福祉の充実
- 2-5 保健・医療の充実
- 2-6 社会保障制度の充実

【基本目標3】

新たな時代の流れをつかみ、
にぎわいと活力を生み出すまち

【基本施策】

- 3-1 農業の振興
- 3-2 農山村環境の保全
- 3-3 観光の振興
- 3-4 商工業の振興
- 3-5 働く場の充実

【基本目標4】

支え合いの心でつくる
安心・安全なまち

【基本施策】

- 4-1 消防・救急体制の充実
- 4-2 地域防災力の強化
- 4-3 防犯・生活安全の向上
- 4-4 交通安全の推進
- 4-5 道路の整備

【基本目標5】

環境と調和した
快適で美しいまち

【基本施策】

- 5-1 上下水道の整備
- 5-2 住宅・市街地・公園の整備
- 5-3 地域公共交通の充実
- 5-4 環境保全の推進
- 5-5 空き家対策の推進
- 5-6 情報環境の充実

【基本目標6】

歴史と文化を継承し、
交流と創造が花開くまち

【基本施策】

- 6-1 文化遺産の保存と活用
- 6-2 芸術・文化の振興
- 6-3 景観の保全・整備

基本目標 1

一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

幼児教育・学校教育の質をさらに高めるとともに、本町に生まれ育ったことに誇りと愛着を持つことができるよう「平泉学」学習を行い、未来にはばたく教育を進めます。

また、すべての町民に対して生涯学習や社会教育、スポーツの充実を図り、町民一人ひとりの個性や生きがいを大切に、本町で生きることに喜びと誇りを持つことができる取り組みを進めます。

さらに、まちの新たな担い手を確保するため、移住・定住を促進するとともに、町民と行政が共に手を取り合いながら主体的に考えるまちづくりを推進します。

1-1 子どもの教育の充実

確かな学び、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、社会の変化に柔軟に対応した学校教育を推進し、地域一体で安心かつ充実した学習環境を整備します。

1-2 生涯学習・社会教育の推進

情報化社会の一層の進展や刻々と変わる町民のライフスタイルに対応し、町民及び地域コミュニティとの協働による生涯学習・社会教育の環境づくりを進めます。

1-3 生涯スポーツの推進

高齢化の進展や健康増進意識の向上などによって、スポーツに対するニーズは年々多様化していることから、町民が気軽に参加できる機会の提供や施設の整備を進めます。

1-4 移住・定住の推進

地域での暮らしの魅力を発信するとともに、関係機関との連携による切れ目のない継続的な相談・フォローアップ体制を整備し、本町への移住・定住を促進します。

1-5 町民参画のまちづくりの推進

自立したまちづくりを継続していくため、町民と行政がそれぞれの役割を理解し、町民一人ひとりが自らの個性や知識、経験を活かせる環境づくりを進めます。

1-6 持続可能な行財政運営の推進

住民ニーズに対応した行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、行政評価による事業の質の向上、行財政改革の推進等に努め、限られた行財政資源の効率的かつ効果的な運用を進めます。

基本目標 2

いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

本町の未来を担う子どもは町の財産であることから、本町で安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進めます。

また、地域における支え合いの精神のもと、安心して地域で生活を営んでいくことができるように地域福祉、高齢者福祉、障がい者(児)福祉の充実を図ります。

さらに、町民が健やかに生活していけるように保健・医療の充実を推進し、少子高齢化が進行してもすべての町民が生涯に渡って元気にあらゆる活動ができる環境づくりに取り組みます。

2-1 保育・子育て支援の充実

子どもの健やかな成長のため、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援、子どもの発達や特性に応じた就学前教育と保育の一体的な提供など、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

2-2 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、町民同士の支え合いの意識を醸成し、地域福祉の向上を図ります。

2-3 高齢者福祉の充実

有益な生活支援サービスの掘り起こしや高齢者の自立を目指した支援の充実を図り、さらには認知症の人を理解し、「ともに支え合う」意識の醸成を進めます。

2-4 障がい者(児)福祉の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるように日常的な生活支援の充実に努め、本人や家族の状況に応じた福祉サービスの提供と相談体制の構築を進めます。

2-5 保健・医療の充実

健康づくりや感染症予防等への関心をさらに高めるとともに、よりよい生活習慣の普及啓発や各種健(検)診の受診率向上、疾病予防や重症化予防による健康寿命の延伸を図るため、保健・医療・福祉の連携による体と心の健康づくりを進めます。

2-6 社会保障制度の充実

高齢化の進展によって医療費の増加が見込まれていることから、医療保険制度の適正かつ安定的な運営に努めます。また、福祉医療の充実に努めるとともに、経済的に困窮する世帯などには自立支援や生活意欲の高揚に向けた取り組みを継続します。

基本目標 3

新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

農業については、収益性の向上や新たな担い手の確保、農産物のブランド化などの多様な取り組みを行い、基幹産業である農業の一層の振興を進めるとともに、生産基盤の充実や持続可能な農山村環境づくりを進めます。

また、観光は、世界遺産登録から 10 年が経過することから、観光客のニーズを捉えながら、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップによって、さらなる誘客とリピーターの獲得に取り組みます。

商工業については、地元企業への支援を継続していくとともに、平泉スマートインターチェンジを活用した企業誘致や周辺土地における産業の集積を好機として捉えた取り組みを進めることによって、雇用の拡大や多様な働き方を促進し、働く場の充実を進めます。

3-1 農業の振興

農業従事者の高齢化や後継者不足によって次代の担い手の確保は急務であることから、農業が持つ多面的な機能を活用して町民等の関心と理解を深めます。さらに、農産物のブランド化や先端技術の導入などを積極的に促進し、農業を魅力的で収益性のある産業として成長させる取り組みを進めます。

3-2 農山村環境の保全

地域や関係団体との連携のもと、耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策の徹底、森林経営管理制度の推進等によって、農山村環境の維持に取り組みます。また、農村と都市部との交流を通じて、観光客等の交流人口の増加を図ります。

3-3 観光の振興

地域経済への波及効果を増大させるため、観光関係団体や企業だけでなく、あらゆる主体との連携によって観光資源の磨き上げと情報発信に取り組みながら、通年型・滞在型の観光への転換を図ります。

3-4 商工業の振興

商工業者の経営革新及びサービスの向上などによる魅力の創出と、人材確保及び育成支援等による経営基盤の強化を促進します。

また、関係機関との連携による切れ目のない支援を展開し、事業活動の継続と活性化に努めます。

3-5 働く場の充実

地元企業への支援や新たな企業を誘致することによって、地元就職及びUIJ ターンを促進するとともに、性別、年齢、障がいの有無に関わらず地元で就業できるよう、雇用の拡充と多様な就業環境の創出を促進します。

基本目標 4

支え合いの心でつくる安心・安全なまち

近年の大規模な自然災害の増加や犯罪の巧妙化等の影響によって、安心・安全な地域社会を構築するためには地域と行政が一体となった取り組みが不可欠であることから、地域を巻き込んだ防災・防犯体制及び消防・救急体制の充実を図り、安心して生活ができるまちづくりを進めます。

また、交通安全や道路の整備を充実させることによって、快適で安全な暮らしの実現を目指します。

4-1 消防・救急体制の充実

社会環境や生活環境の変化によって、消防・救急需要は多様化していることから、生涯にわたって安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するため、様々な災害に迅速かつ的確に対応できる消防・救急の質の向上に取り組みます。

4-2 地域防災力の強化

近年、気候変動などの影響により全国的に地震や集中豪雨による激甚災害が多発していることから、情報伝達及び避難対策の確立や災害防止に向けた施設の計画的な整備等、地域防災体制のより一層の充実に努めます。

4-3 防犯・生活安全の向上

少子高齢化、核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されていることから、町民が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯設備の充実と地域における見守り体制を強化するとともに、複雑化する消費者問題に対しては相談・指導體制の充実を図ります。

4-4 交通安全の推進

町民の安心・安全を守るため、町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するとともに、計画的に道路や交通安全施設の整備を進めます。また、高齢者の交通安全対策にも重点的に取り組みます。

4-5 道路の整備

誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路及び橋梁等の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めるとともに、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めます。

基本目標 5

環境と調和した快適で美しいまち

町民の暮らしを快適でより良いものとしていくため、上下水道や住宅・市街地の整備を進めるとともに、交通弱者に配慮した地域公共交通の充実を進めます。

また、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全の取り組みを進めるとともに、近年増加している空き家の対策や新しい時代に対応した情報環境の整備を進めます。

5-1 上下水道の整備

上水道は、管路と施設の更新に多額の費用と時間を要することから、漏水防止対策とともに計画的かつ効率的に実施します。また、下水道については、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などの多面的機能を持ち、生活に大きな役割を果たしていることから、接続率の向上に努めます。

5-2 住宅・市街地・公園の整備

家族構成の変化や生活スタイルの多様化などによって居住環境へのニーズも大きく変化し、関心も高まっていることから、平泉スマートインターチェンジ周辺の土地活用も見据えながら、新たな住宅地や公園・緑地を整備し、多世代に魅力的な居住環境づくりを推進します。

5-3 地域公共交通の充実

地域公共交通は、町民の暮らしの質を維持し、観光客の町内周遊を促進する重要な地域の足であり、交通事業者との連携によって既存の公共交通網を維持していくとともに、移動ニーズに応じた利用しやすい新たな交通体系の構築を進めます。

5-4 環境保全の推進

健康で安全かつ快適な暮らしを営める豊かな環境を確保するため、新エネルギーの積極的な導入などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。また、福島第一原発事故による放射能被害については、引き続き町民の安心・安全を確保し、放射量の低減化に向けて適切に対応していきます。

5-5 空き家対策の推進

空き家は安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、適切な管理の促進と利活用を含めた対策に取り組めます。

5-6 情報環境の充実

公共サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図るため、デジタル化・ネットワーク化を基本とする地域情報化を積極的に推進します。

基本目標 6

歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

「平泉の文化遺産」は、本町の誇りであり、後世に渡って守り、育て、紡いでいく必要があることから、適切な保存に取り組むとともに、その価値を活用したまちづくりを推進します。

また、町民の生活に潤いが溢れるように芸術文化活動の振興に努め、さらには本町の特徴的な景観の保全と整備を行います。

6-1

文化遺産の保存と活用

「平泉の文化遺産」を未来に継承していく取り組みを推進するとともに、全容が明らかになっていない史跡地の調査や調査成果に基づく史跡公園等の整備・修復をしていくことによって、新たな魅力を発信していきます。

6-2

芸術・文化の振興

先人たちがそれぞれの地域で守り伝えてきた伝統を次世代に継承し、芸術文化活動を持続的に発展させていくため、担い手となる人材の育成を支援し、町民が芸術や伝統文化に気軽に触れられる環境づくりを推進します。

6-3

景観の保全・整備

景観保全とその理念を普及する説明会や学習会を開催し、「世界遺産のまち」として、貴重な景観に配慮した整備を町民や企業等との協働によって推進し、本町の歴史と調和した美しい景観の形成を図ります。

第3部 前期基本計画

(令和3年度～令和7年度)

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

1 子どもの教育の充実

1. 現 状

人口減少や少子高齢化の加速、家族構成の変化や人とのつながりの希薄化などに伴う家庭や地域社会の変容、グローバル化の進展によって、子どもたちの学びを取り巻く環境が大きく変化している中、教育に求められる役割も高度化しています。

本町においても、確かな学び、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、社会の変化に柔軟に対応した学校教育を推進し、地域一体で安心かつ充実した学習環境を整備していくことが必要となっています。

2. 課 題

- ・多様なニーズに応じた教育環境の充実
- ・計画的な学校施設の整備
- ・学校、家庭、地域の連携・協働による学校経営の推進

3. 基本方針

- ・社会の変化に対応しながら平泉らしい地域に根ざした学習活動を展開するとともに、基礎的学力の確実な向上と個性を尊重する教育の充実に努めます。
- ・学校と地域が一体となって「全世代型平泉学」を推進し、郷土への愛着と誇りを醸成します。
- ・教職員の研修の充実を図り、学習の質を一層高める授業改善の取り組みを推進します。
- ・児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付けられるよう、地場産物を活用した学校給食の充実と食育の推進に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1) 新しい時代に対応した教育内容の充実

子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、学習の質を一層高める授業の改善に努めます。また、通常学級において特別な支援を要する児童生徒や不登校傾向のある児童生徒への教育支援の充実を図ります。

(2) 学習環境の整備・充実

子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育を実現するため、児童生徒 1 人 1 台の学習者用 ICT 端末や高速大容量の校内ネットワーク環境の整備・更新など、国の GIGA スクール構想に基づく環境整備に努め、ICTを活用した学習活動を推進します。

また、学習指導要領等を踏まえながら、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

(3) 幼保小中で取り組む系統的な平泉学・全世代型平泉学の推進
平泉の歴史的価値を学び、興味や関心を高め、自信と誇りをもってふるさと「平泉」を語り、発信できる人づくりを目指し、また、世代間交流の促進、地域活動の活発化を図り、豊かな地域コミュニティの構築につなげ、持続可能な地域社会づくりに努めます。
(4) 教職員の研修の充実
児童生徒一人ひとりへの理解に基づき、教科における系統性、発展性をふまえた授業交流、教員研修等により、創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、長期的な視点による、きめ細やかな学習指導を推進します。
(5) 社会に開かれた教育課程の推進(地域に開かれた学校づくり)
「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現を目指すため、コミュニティ・スクールなどの仕組みを活かした地域教育力の向上を図ります。 また、各学校の特性や、地域の実情に応じた組織的・継続的な協働体制を構築し、学校、家庭、地域が一体となった教育活動の充実を図ります。
(6) 健やかな体づくりと学校給食の充実
子どもの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、安心・安全な給食の提供に努めます。また、地場産物の活用や郷土食・行事食の提供を通して地域の食文化や食生活への理解を深められるよう食育の推進に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
「授業の内容がよくわかる」と答えた小学5年生の割合	%	57	60
「授業の内容がよくわかる」と答えた中学2年生の割合	%	28	35
児童生徒1人1台の学習者用ICT端末の整備率	%	16.8	100
コミュニティ・スクール導入率	%	0	100
学校支援ボランティア登録者数	人	162	190
地元の給食食材生産者との交流事業開催数	回	5	11

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町教育大綱
- ・公共施設等総合管理計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・町の未来を担う子どものため、質の高い教育環境づくりに地域一体となって取り組みましょう。
- ・学校行事に積極的に協力しましょう。
- ・地域の人材や資源を活かして、学校教育を支援しましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

2 生涯学習・社会教育の推進

1. 現 状

本町では、情報化社会の一層の進展や刻々と変わる住民のライフスタイルの変化により、生涯学習に求められるニーズも複雑化し、取り組む環境にも柔軟な対応が求められています。

また、学習形態は集団よりも個人を重視する傾向にあり、活動を通じた交流機会の減少が懸念されていることから、町民及び地域コミュニティとの連携による学習環境づくりが新たな地域社会づくりに欠かせないものとなっています。

2. 課 題

- ・社会教育施設を拠点とした生涯学習提供体制の整備
- ・生涯学習活動を通じた生きがいの創出と交流の活性化
- ・保護者世代に向けた学習機会の提供、及び関係機関と連携した家庭教育の充実

3. 基本方針

- ・社会教育施設を町の総合的な人づくり拠点として位置付け、多様な生涯学習活動の展開によって主体的な学習活動を促進し、町民の生きがいづくりと地域で活躍する人材の発掘・育成を行います。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)社会教育施設の整備と充実
すべての町民が、年齢や性別、障がいの有無に関わらず学習活動に親しみ、楽しむことができる施設の整備、及び運営を促進することによって、地域のことを自ら考え、主体的に行動することができる人材の育成を図ります。
(2)生涯にわたって学べる環境づくり
学習の拠点としての社会教育施設を軸に現代的課題等の解決に向け、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供、自主的に活動する団体や、地域を牽引する人材の育成支援に努めます。 また、各種ボランティアの育成や町民による自主運営講座の開催支援を行うとともに、学習成果を活用する機会の提供に努めます。
(3)家庭教育の充実
子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えるため、保護者を対象とした学習機会の提供や、親と子が触れ合い、心を通わせる体験の場の提供に努めます。 また、関係機関と連携し、社会教育施設の子育て機能を活用しながら、家庭教育の一層の充実に努めます。
(4)平泉の将来を担う人材の育成

全世代型平泉学の取り組みを通じて、地域を知り、理解するための学習プログラムを提供し、幼保小中で取り組む系統的な平泉学との有機的な連携を図りながら、子どもを中心に地域住民が集い、学び合う場を提供することで、郷土愛の醸成や豊かな地域コミュニティの構築につなげ、地域活動に積極的に参画する人材の育成に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
社会教育施設利用団体数	団体	69	85
公民館利用者数	人	5,056	6,000
町民講座参加者数	人	702	840
図書館利用者数(貸出者数)	人	6,407	7,700
1人あたりの図書平均貸出冊数	人	3.1	4.0
社会教育事業参加者数	人	3,564	4,200

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町社会教育施設整備基本構想・基本計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・生涯学習及び社会教育活動に参加し、大人になっても学び続けましょう。
- ・学びと交流を通じて様々な知識や教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。
- ・自らの学びを地域に還元することで新たな学びの意欲を生み出しましょう。
- ・社会教育施設を訪れ、活動に参加するとともに自らも企画を考えてみましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

3 生涯スポーツの推進

1. 現 状

本町では、スポーツ推進委員が中心となって実施している「出前スポーツ教室」や「ふるさとオリンピック」など、健康づくりや体力の向上だけでなく、地域の人々の親睦や交流を深めることで豊かな地域社会を育み、町民主役のまちづくりを推進してきました。

近年では、健康増進意識の向上などによって、町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、町民が気軽に参加できる環境の整備や施設の充実が求められています。

2. 課 題

- ・すべての町民が世代を通じてスポーツ活動を行うことができる環境づくり
- ・スポーツ人口の拡大と指導者やリーダーとなる人材の育成
- ・安全で利用しやすい体育施設の整備

3. 基本方針

- ・関係団体等と連携し、町民が気軽にスポーツに親しむことができる施設や機会を増やすとともに、指導者の養成や選手の育成に取り組みます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)それぞれの年代等に応じたスポーツ活動の推進
すべての町民がそれぞれのライフステージに応じて、年齢や性別、障がいの有無に関わらずスポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境の整備を推進していきます。
(2)未来を担う人材の育成
スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの地域への浸透、そしてスポーツ環境を支える正しい知識と質の高い指導力を持った指導者の育成・支援に努めます。
(3)スポーツ環境の整備・活用
体育施設や付帯設備の老朽化が進行しているため、利用者が施設を安心して使用できるよう適切な整備を図るとともに、新たな体育館の整備を検討します。また、町民のスポーツ活動の普及や振興のため、施設利用の利便性の向上、学校教育に支障のない範囲での学校施設の開放を進め、施設の有効活用を図ります。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
町内体育施設の利用者数	人	37,453	45,000
スポーツ教室・大会等の参加者数	人	2,640	3,750
町内体育施設利用団体登録者数	人	677	750

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町社会教育施設整備基本構想・基本計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール			
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)			
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブやスポーツイベントなどに参加し、積極的にスポーツに親しみましょう。 ・身体を動かすことの楽しさや健康づくりの重要性を認識し、日常的にスポーツを行いましょう。 ・スポーツの技能向上のための指導者やリーダーの育成に協力しましょう。 ・どんな人でもスポーツが楽しめるような環境づくりに協力しましょう。 			

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

4 移住・定住の推進

1. 現 状

本町では、全国よりもさらに高い減少率で人口減少が加速していくことが予想されており、地域コミュニティや産業などで担い手が不足することによって、町のあらゆる分野に影響が及ぶことが考えられます。

人口減少を克服するためには、移住者・定住者を増やすことが重要な要素の一つであり、進学や就職で一旦町外へ出た若者等が再び戻り、定住するきっかけとなる結婚を支援するとともに、移住希望者にあってはニーズが多岐にわたることから、移住前から定住後まで一体的な相談・フォローアップ体制を構築する必要があります。

2. 課 題

- ・移住・定住者向け支援施策のパッケージ化による情報発信
- ・移住者に対するきめ細やかなサポート体制の構築

3. 基本方針

- ・町の魅力を発信し、関係人口及び交流人口の拡大を図りながら移住・定住を促進します。
- ・平泉での「暮らし」の支援施策を複合的に展開し、移住・定住者の確保を図り、移住前から定住後まで切れ目のない相談支援とフォローアップ体制を整備します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)UIJターン等の促進

移住・定住ガイドブックにより、本町の特徴、移住者支援制度、子育て支援制度及び暮らしの情報を集約し、多様な発信手段によって広く情報提供に取り組むとともに、二拠点居住など新たなニーズにも対応します。

(2)UIJターン者の相談支援とフォローアップ

移住前から定住後まで切れ目のない相談支援及びフォローアップ体制を構築し、行政区長や民生委員など地域の軸となる人との連携を図り、地域行事への参加を促すなど、地域への定着を支援します。

また、移住者同士の交流の機会を設けるとともに、本町で生活した感想や意見を参考にしながら、時代に即した移住施策を推進します。

(3)結婚支援による定住の促進

結婚に魅力を感じてもらい、結婚へのステップを進めていくために、交流企画や新生活支援など、年代別に応じた結婚支援に取り組みます。



5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
移住支援施策を利用して移住した転入者数(累計)	人	0	5
結婚祝い金給付件数	件	0	20

6. 関連する分野別計画

・なし

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール
 
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)
<ul style="list-style-type: none">・移住・定住者が増えるよう、平泉の魅力を発信しましょう。・移住・定住者を地域コミュニティに積極的に受け入れ、本町での充実した生活を支援します。・移住・定住者が地域に溶け込みやすいように日頃から声をかけ合いましょう。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

5 町民参画のまちづくりの推進

1. 現 状

本町では、地域懇談会や各種ワークショップなど、町民と行政が直接、意見交換する機会を設けることによって、町民参画によるまちづくりを推進してきました。

また、町の広報紙やホームページのほか、SNS等の活用によって情報発信の拡充によって、町民が分かりやすく、より身近に情報を入手できることで、町政への関心を高める取り組みを行ってきました。

財政状況が厳しさを増す中、自立したまちを持続していくためには、町民と行政がそれぞれの役割を理解し、性別等に捉われないこと、町民一人ひとりが持つ個性や知識、経験がまちづくりに活かされる環境の整備が必要となっています。

2. 課 題

- ・町民と行政による協働体制の確立
- ・町民がまちづくりに関心を高める取り組みの実施
- ・地域コミュニティ活動の活性化による自治機能の向上
- ・男女共同参画及び性別にとらわれない意識の浸透

3. 基本方針

- ・より多くの町民が町政運営に参画できる仕組みや機会を設け、協働のまちづくりを推進します。
- ・広聴広報活動を積極的に展開し、より多くの町民の意見収集と行政情報の発信に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)協働のまちづくりの推進
町民がまちづくりに主体的に関わることができるよう、地域懇談会や町民ワークショップの開催などの参画機会の拡充を図ることで、幅広い世代のニーズを的確に把握するとともに、地域の課題を共有し、町民・地域・企業・団体等との協働によるまちづくりを推進します。
(2)町政への関心を高める情報発信の推進
町民と行政の相互理解を深めるため、広報紙やホームページ、SNS など多様な手段の活用によって、幅広い年齢層に分かりやすく町政情報を提供し、町民の関心を高めます。
(3)地域コミュニティ活動の活性化
町民や地域が自主的、主体的に展開する地域コミュニティ活動を支援し、地域人材(リーダー)づくりや多世代交流を促進し、地域コミュニティの基盤維持と強化を図ります。
(4)男女共同参画社会の推進
男女が共に輝く心豊かな社会の実現のため、男性も女性も自らの意思で自分の人生を選択でき

る環境づくりや多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT 等)への偏見や差別の解消に努め、性別によらない社会のあらゆる分野への参画を促進します。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
まちづくりに関するワークショップの開催回数	回	4	7
町ホームページアクセス数	件	1,608,113	2,000,000
SNSを活用した情報発信回数	回	77	250
行政区事業活動回数	回	376	430
各種委員会等における女性登用率	%	22.1	25

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町男女共同参画プラン

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・町政運営により関心を持ち、地域活動に積極的に参加・協力するよう努めましょう。
- ・地域に関心を持ち、みんなで支え合う地域づくりを行いましょ。
- ・まちづくりの取り組みに主体的に参加し、町に提案しましょ。
- ・性差の固定概念にとらわれず、男女平等参画を理解し、お互いに尊重し合いましょ。

基本目標1 一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまち

基本施策

6 持続可能な行財政運営の推進

1. 現 状

本町では、生産年齢人口の減少等を背景に税収が減少していく中で、高齢化に伴う社会保障経費や大型事業等の実施による公債費、老朽化する施設の維持管理経費等の増加により、厳しい財政状況が見込まれています。

大きく変化する社会情勢や住民ニーズに適切に対応し、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、行政評価による事業の質の向上、行財政改革の推進、公共施設の適正な管理等に努め、限られた行財政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

2. 課 題

- ・効率的な行財政運営の継続
- ・適正な課税・徴収による徴収率の向上
- ・公共施設等の適正な管理

3. 基本方針

- ・効率的な行財政運営を行い、健全な行財政運営に努めます。
- ・広域行政体制によって、より合理的なまちづくりを推進します。
- ・徴収率向上に向けた取り組みを推進し、安定した財源の確保に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)健全な行財政運営の推進

限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、行政評価等を通じて事務事業及び補助金等の見直しを行い、経費の節減や合理化に努め、事業の選択を図りながら財政計画に基づいた健全な財政運営に努めます。

また、町税の適正な賦課・徴収に努め、ふるさと納税制度の拡充などによる自主財源の確保を図るとともに、国・県支出金等特定財源についても的確な活用を図ります。

さらに、町職員の定員管理の適正化や給与の適正化を図ります。

(2)広域連携による行政の推進

効率的な行政運営を行うため、定住自立圏を形成する一関市をはじめとする周辺自治体または関係自治体と連携し、広域的事業を推進します。

(3)公共施設の適正な管理

町が有する幼稚園、保育所、小・中学校、住宅及び社会教育施設等の公共施設について、「公共施設等管理計画」に基づき、施設の老朽化による改修費の負担や人口減少等による利用需要の変

化などに的確に対応しつつ、公共施設の適正な管理と適正化に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
実質公債費比率	%	9.1	15.0
徴収率(全体)	%	98.7	99.2
行政改革プランの達成率	%	88	90

6. 関連する分野別計画

- ・定員適正化計画
- ・第5次行政改革大綱・第5次行政改革プラン
- ・公共施設等管理計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・町政に関心を持ち、健全な行財政運営ができているかチェックしましょう。
- ・税の納付は、決められた期限内に行いましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策

1 保育・子育て支援の充実

1. 現 状

本町では、共働き世帯の増加と勤労形態の多様化によって、特に0～2歳の低年齢児の保育や放課後児童の居場所に対する需要が増加しています。

地域で子どもが健やかに成長できるよう、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への相談支援、子どもの発達や特性に応じた就学前教育と保育の一体的な提供など、子育て期の保護者が安心して子育てと仕事が両立できる環境づくりが求められています。

2. 課 題

- ・核家族化、共働き等によって増加する保育需要への対応
- ・保護者、家族、地域の協力による子どもの育成環境の充実
- ・児童の放課後等における安心・安全な居場所づくりの推進
- ・子育てのあらゆる悩みに対応する相談支援ネットワークの構築

3. 基本方針

- ・多様な保育ニーズに対応できる環境づくりに努め、子育て家庭の育児不安を低減します。
- ・子育て家庭と地域との交流機会を増やし、地域の子育て環境の充実を支援します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)保育サービスの充実

子ども・子育て支援新制度に基づいた支援の量及び質の向上を確保するため、町内の保育需要を踏まえた特定教育・保育施設等のあり方を検討し、質の高い幼児教育・保育提供体制の確保に努めます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、スキル取得を目的とした研修に参加し、保育を担う人材の資質や専門性の向上に努めます。

(2)地域子育て環境の充実

在宅で子育てを行う家庭やひとり親家庭などを含むすべての子育て世帯に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分に踏まえながら地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、利用を通じて地域や子育てする親同士の交流を育み、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、核家族化や共働き世帯の増加により、学童保育の需要が高まっていることから、放課後の居場所づくりの受け皿として適切な遊びや生活の場を提供し、児童の成長支援に努めます。

(3)子育て世帯の経済的負担の軽減

子育ての経済的不安を軽減するとともに、まちの未来を担う子どもの誕生を地域全体で祝福

し、地域での子育てを応援するため、子育て世帯に対する経済的支援の充実を図ります。

(4)児童福祉の推進

地域全体で成長を見守る体制を構築し、家族の絆のもとで、子どもが健やかに生活することができる環境づくりを推進します。

また、すべての児童の健全な心身の成長と社会的自立を促していくため、児童虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応に努めます。

(5)子育てに関する相談支援体制の充実

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、子育てや子どもの心身の健康に対する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図ります。

また、子育て世帯の相談や支援の充実強化を図るため、教育、保健及び福祉機関の支援体制を強化し、連携した支援ができるよう努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
保育所待機児童解消数	人	1	0
地域子育て支援拠点事業利用者数	人	3,915	4,200
放課後児童クラブ利用者数	人	81	85
出産祝い金給付件数	件	—	40
子ども医療費助成対象年齢	年齢	18	18
子育て・児童福祉に関する連携支援会議の開催	回	7	12

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町子ども・子育て支援事業計画
- ・平泉町地域少子化対策重点推進事業実施計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・地域全体で子どもの成長を見守るとともに、世代を超えて子育て世帯をサポートしましょう。
- ・子育て中の保護者が不安にならないように、温かく見守り、声をかけるなど交流しましょう。
- ・児童虐待等が疑われる児童がいた場合、ただちに関係機関に連絡しましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策

2 地域福祉の充実

1. 現 状

本町では、少子高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者世帯の増加や生活困窮者、ひきこもり問題、児童虐待など様々な課題が複雑化・多様化しており、町、社会福祉協議会、民生児童委員など、あらゆる主体が協働し、町民が抱える課題に対して様々な支援を行うための地域福祉活動に取り組んでいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関の連携のもと、地域ぐるみの取り組みを強化するとともに、町民同士の支え合い意識を醸成し、互いに助け合うことができる地域コミュニティの形成を図っていくことが求められています。

2. 課 題

- ・援護の必要な高齢者や生活困窮者等の増加による地域福祉ニーズの複雑化・多様化
- ・ふれあいと支え合いの地域づくり
- ・身近な総合相談体制とネットワークづくりによる地域支援体制の整備
- ・福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり
- ・住民参加による福祉ボランティア活動とボランティア意識の醸成
- ・健康福祉交流館の利活用の促進と老朽化対策

3. 基本方針

- ・関係機関、組織によるネットワークの構築と連携を図ることにより、地域で支援を必要とする人が抱える多様な課題の状況把握と適切な支援に努めます。
- ・福祉に関する広報や啓発に努め、地域での支え合い意識の醸成と福祉への理解と関心を高めます。
- ・健康福祉交流館の利活用を図りながら、魅力ある交流の場を創出します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)地域福祉活動推進に向けた連携・協力体制の強化

町民一人ひとりの生活様式が変化する中、複雑化・多様化する地域の福祉ニーズを的確に把握していくため、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心とした関係機関や民生児童委員協議会などの地域組織と情報を共有し、効果的な活動を推進する連携・協力体制の強化を図ります。

(2)地域福祉活動の人材育成・支援

誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指し、社会福祉協議会を中心とした団体や地域組織等と協力しながら、地域の担い手となる人材やNPO等の育成・支援を図り、サロン活動など地域活動による見守りや暮らしを支えるボランティア活動を促進し、多様な主体の活動参加による支え合う地域づくりを進めます。

(3)福祉サービスの充実と相談支援体制の強化

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できるよう、民生児童委員等の活動を中心に各種福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、相談支援体制の強化を進めていくために、相談・解決できる仕組みづくりに向けた総合的な相談窓口の設置の検討を行います。

(4)地域福祉に対する町民意識の高揚

町民一人ひとりが地域で共に支え合う心を醸成するため、学校、事業所等において地域福祉に関する学習や体験活動の機会を促進するとともに、広報紙等による啓発活動を行いながら町民の地域福祉に対する意識の高揚を図ります。

(5)健康福祉交流館の利活用と運営体制の整備

地域の福祉活動拠点として、町民相互の交流の場、健康増進の場として、健康福祉交流館の利用や活用方法を検討していくとともに、施設の老朽化を踏まえた今後の運営方向・体制などについても十分検討していきます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態調査	回	1	1
地域福祉ボランティア登録団体数	団体	17	21
総合的な相談窓口の設置数	箇所	0	1
生活困窮者の就労相談から就労への移行数(累計)	人	1	7
健康福祉交流館の利用者数(累計)	人	1,834,000	2,300,000

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町地域福祉計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・主体的に地域福祉活動に参加しましょう。
- ・支え合いの地域づくりに向けて、地域での声かけなど、誰もが地域ボランティア活動に参加できるような雰囲気づくりに努めましょう。
- ・地域福祉に関する情報を共有し理解を深めるとともに、活動団体を支援しましょう。
- ・健康福祉交流館を積極的に利用しましょう。

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策

3 高齢者福祉の充実

1. 現 状

本町では、全国に比べて急速に少子高齢化が進展しており、これまで高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく介護予防を重視した施策を展開しながら、高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んできました。

今後は、有益な生活支援サービスの掘り起こしと高齢者の自立を目指した支援の充実、さらには認知症の人への理解と「ともに支え合う」意識の醸成について、具体的対策が必要となっています。

2. 課 題

- ・高齢者世帯や一人暮らし高齢者の増加
- ・高齢者を家族で介護する「家族介護力」の低下、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の対策と支援
- ・認知症の人への理解促進
- ・高齢者の生きがいがづくり活動への支援

3. 基本方針

- ・介護予防や認知症予防などの事業を推進するとともに、安心して在宅介護が受けられるよう、様々な福祉・医療団体などとの連携による地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)高齢者福祉サービスの充実

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、配食サービスや在宅介護支援などの福祉サービスの充実を図るとともに、町民への周知に努めます。

(2)地域で支える体制づくりの推進

高齢者が地域で生活していく上で切れ目なく包括的にサービス提供ができるよう、支援体制の充実と地域で見守るためのネットワークの強化を図ります。

また、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症に関する知識の普及啓発と「予防」と「共生」に向けた取り組みを推進していきます。

(3)高齢者の健康づくりと生きがいがづくりの推進

高齢者の地域の通いの場「平泉いきいき百歳体操」を中心として介護予防・フレイル対策に取り組み、高齢者の健康づくりと生きがい対策に努めます。

また、介護予防は元気なうちから取り組むことが重要であることから、生活習慣病などの疾病予防・重症化予防についても介護予防事業と一体的に実施する仕組みづくりに取り組めます。




5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
平泉いきいき百歳体操活動団体数	団体	16	18
認知症サポーター養成数(累計)	人	1,946	3,000
高齢者見守りネットワーク協定締結事業者数	事業者	6	10

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町地域福祉計画
- ・平泉町高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画(一関地区広域行政組合)

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール		
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や健康教室などに積極的に参加し、健康づくりに取り組みましょう。 ・社会活動などに積極的に参加し、生きがいを持つようにしましょう。 ・住み慣れた地域で安心して暮らせるように、普段から挨拶や声かけをするなど地域で見守り合いましょう。 		

4 障がい者(児)福祉の充実

1. 現 状

本町では、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「平泉町障がい者福祉計画」に基づき、様々な障がい者(児)福祉サービスを推進しています。

現在では、障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化の進行や介護者の高齢化によって、支援が必要な障がい者が増加傾向にあります。

今後も障がいのある人が地域で安心して生活が継続できるよう、すべての分野におけるバリアフリーの推進、利用者及び地域の実情に合わせた福祉サービスの充実と相談体制の強化と、障がいのある子どもの健やかな育成のため、関係機関との連携によるライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制の構築が求められています。

2. 課 題

- ・主体性及び自主性を尊重した社会参加の促進や就労機会の創出
- ・地域で様々な支援を切れ目なく提供するためのサービス基盤の整備
- ・高齢化・重症化を見据えた住まいの場の確保や家族の介護負担軽減等の支援
- ・地域資源を活かした連携体制の強化

3. 基本方針

- ・障がいのある人の社会参加が図れるよう、働く機会や活動の場を充実させるとともに、コミュニケーション支援や移動支援等を充実させ、自立した生活を支援します。
- ・障がいのある子どもの健やかな育成が図れるよう、地域の保育、教育等の環境の充実に努め、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。
- ・障がいに対する町民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)障がい者(児)福祉サービスの充実

障がいの種別、程度、ライフステージに応じた変化に対応できるよう、関係機関や一関地区自立支援協議会と連携して福祉サービスに対する理解の促進を図るとともに、障害者総合支援法に基づくサービスを軸とした体制強化に取り組みます。

また、関係機関との連携強化を図りながら、地域生活支援拠点の設置に努めます。

(2)障がい者(児)の生活支援

住み慣れた地域で個々に応じた生活が選択できるよう、障がいのある人に対する相談体制の充実を図るとともに、日常生活用具の給付・貸付、コミュニケーション支援、日中一時支援などの地域

生活支援事業の拡大に取り組みます。 また、障がいのある子どもや保護者の実情に応じた相談支援体制を整備し、地域社会への参加を促進します。
(3)就労支援と社会参加の推進 就労を希望する障がい者が、必要なスキルを身につけ、就労を継続していくための支援として、就労移行支援事業や就労継続支援事業の活用を促すとともに、地域との交流と就労の拡大を生み出す農福連携の促進に努めます。
(4)障がいのある人への理解と差別のない社会の実現 研修会や啓発事業の実施を通して、障がいがあることを理由に差別を受けることのないよう、地域の理解を深め、障がいの有無にかかわらず人権が尊重される社会の実現を推進します。


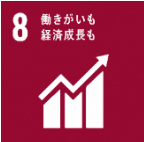


5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
地域生活支援拠点の設置数	箇所	0	1
就労移行支援事業の利用者数	人	1	3
障がいを理解するための啓発事業開催回数	回	1	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	1

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町地域福祉計画
- ・平泉町障がい者福祉計画
- ・平泉町障がい福祉計画
- ・平泉町障がい児福祉計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール			
			
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)			
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する偏見をなくし、就労や社会参加で活躍できるような環境づくりに協力しましょう。 ・障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らしていけるように、障がいについての理解を深め、交流し、地域で見守りましょう。 			

基本目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち

基本施策

5 保健・医療の充実

1. 現 状

本町では、「健康ひらいずみ 21」に基づく各種健(検)診等の機会を利用した情報発信と内容の充実に努めながら、個人や団体等の様々な主体が健康づくりに取り組んでいます。

健康づくりや感染症予防等への関心をさらに高めるため、より良い生活習慣の普及啓発や各種健(検)診の受診率向上の取り組みを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携によって疾病の予防や重症化の予防による健康寿命の延伸を図り、すべての世代に体と心の健康づくりを主体的な取り組みとして浸透させていく必要があります。

2. 課 題

- ・町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進
- ・メンタルヘルスの正しい知識の普及と相談機関の周知
- ・ライフステージに応じた保健事業の充実
- ・妊婦の心身の健康や子どもの発達・発育に合わせた切れ目のない支援
- ・正しい食生活習慣の普及啓発
- ・多様化する医療ニーズに対応するための地域医療体制の確保と充実

3. 基本方針

- ・各種健(検)診や健康相談・健康教室の機会を通じて、健康管理や感染症に関する正しい知識や情報の周知に努めます。
- ・妊産婦健康診査や乳幼児健康診査を通じて、母子の体と心の健康づくりを支援します。
- ・かかりつけ医の理解と普及を図るとともに、地域性を踏まえた医療体制の確保に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)体と心の健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、「生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこと健康」、「歯・口腔の健康」、「心の健康」、「次世代の健康」、「介護予防」を重点領域と定め、生涯を健やかで心豊かに過ごせるよう、ライフステージに応じた体と心の健康づくりを推進します。

(2)特定健診・がん検診等の充実

特定健康診査及び特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に努めます。また、各種がん検診の個別受診勧奨、健(検)診の土日実施や健幸ポイント事業の活用など、健(検)診体制の充実に努めます。

(3)感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及を図り、予防接種の正しい知識の普及啓発に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の流行も視野に入れ、国や県の動向を踏まえながら、感染予防や感染拡大の防止に努めます。

(4)地域医療体制の充実

多様化する医療ニーズ、在宅医療の推進などに対応するため、広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

また、病院群輪番制病院運営事業(第二次救急医療事業)及び休日当番医制運営事業、休日歯科応急診療事業、夜間救急当番医制事業を継続し、休日や夜間における適正な医療の確保に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
胃がん検診受診率	%	31.1	50
大腸がん検診受診率		42.3	
肺がん検診受診率		31.7	
子宮頸がん検診受診率		40.8	
乳がん検診受診率		43.2	
特定健診受診率	%	45.1	60
3歳児健康診査受診率	%	100	100
ゲートキーパー養成数(累計)	人	276	600
高齢者インフルエンザ予防接種率	%	53.9	60
休日・夜間救急診療体制対応日数	日	365	365

6. 関連する分野別計画

- ・健康ひらいずみ 21
- ・平泉町保健事業実施計画
- ・平泉町特定健康診査等実施計画
- ・平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・平泉町自死対策計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・健康に関する意識を高め、日頃から規則正しい生活や食習慣を心がけるとともに、運動やスポーツを通して自主的に健康づくりに取り組みましょう。
- ・各種健(検)診を受診し、健康づくり事業へ参加しましょう。
- ・妊娠出産期から子育て期まで、必要な検診や保健指導を受けて健康の保持に努めましょう。
- ・うがい、手洗いの励行や予防接種を受けるなど、感染症対策に努めましょう。
- ・かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ち、適正な受診を心がけます。

6 社会保障制度の充実

1. 現 状

本町では、医療保険制度の適正な運営とともに、子どもや心身に障がいを持つ方などへ幅広く福祉医療助成を実施し、町民が安心して医療を利用できるよう、経済的負担の軽減を図ってきましたが、人口減少に伴う被保険者数の減少による税収の減少や高齢化等による一人当たりの医療費の増加を背景に、国民健康保険制度はより一層安定的な運営を行っていくことが求められています。

また、社会・経済情勢の急速な変化に伴って、経済的に困窮する世帯が増えていることから、関係機関との連携のもと、必要に応じて生活保護等による自立の支援や生活意欲の高揚に向けた取り組みを継続していくほか、若年層を中心とした将来の生活基盤の確保のため、国民年金制度の周知と加入促進を一体的に推進していく必要があります。

2. 課 題

- ・医療保険制度の安定的運用に向けた医療費の適正化や国民健康保険税の収納率向上
- ・各種医療保険、国民年金等の各種制度に対する正しい理解の普及促進
- ・関係機関との連携による生活困窮者への包括的支援の提供

3. 基本方針

- ・すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用に努めます。
- ・国民健康保険が安定的に運営できるよう保険料の納付しやすい環境を整えるとともに、医療費の増加を抑制するための取り組みを推進します。
- ・安心して年金を納付できるよう適切な情報提供と周知活動に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)国民健康保険事業の適正な運営

保健事業の推進による被保険者の健康づくり意識の向上、国民健康保険制度の広報・啓発活動やレセプト点検の強化、医療費通知の活用などによる適正受診の促進に努め、医療費の適正化を図ります。

また、納付環境の整備や国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を適切に行い、収納率の向上を図ります。

(2)福祉医療の充実

妊産婦、子ども及び重度心身障がいを持つ人などの医療費の負担軽減を図ります。制度については窓口や広報紙等で周知するほか、受給資格者への申請勧奨を行い、未申請者防止と利用促進

に努めます。
(3)国民年金制度の普及促進
日本年金機構等との連携により、広報と啓発、相談活動の推進を図り、国民年金制度に関する正しい理解と認識を図るとともに、未加入者の加入促進に努めます。 また、未納者対策として、口座振替、免除制度の活用などを推進します。
(4)生活保護制度の適正な運用
民生児童委員や関係機関との連携によって、被保護世帯の実態把握と自立や生活意欲の向上に向けた相談支援を行いながら、生活保護制度の適正な運用に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
国民健康保険被保険者一人当たりの年間医療費	円	367,038	360,000
国民健康保険税の納付方法	通り	3	5
国民健康保険税収納率(現年度及び滞納繰越分)	%	93.0	93.5
国民健康保険制度の広報等PR	回	4	6
子ども医療費助成対象年齢(再掲)	年齢	18	18
生活保護から自立した件数(累計)	世帯	0	3

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町保健事業実施計画
- ・平泉町特定健康診査等実施計画

7. 生活の中でのSDGs

<p>関連するSDGsのゴール</p>
<p>町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から健康づくりを心がけ、医療機関は適正に受診しましょう。 ・医療保険制度を正しく理解し、保険料を適切に納付しましょう。 ・国民年金制度を正しく理解し、将来に備えて国民年金の未納がないようにしましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策

1 農業の振興

1. 現 状

本町は豊かな自然に育まれた立地条件を活かし、稲作やりんごの生産を中心とした農業が観光とともに「世界遺産のまちづくり」の柱の一つとして発展してきましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足によって担い手の確保が急務となっており、生産を持続可能なものとしていくためには、農産物のブランド化や先端技術の導入による農作業の省力化や技術の継承等の新たな農業技術の活用など、農業を魅力的で収益のある産業として成長させる必要があります。

また、消費者の「食」に対する意識が高まっていることから、安心・安全な農作物の提供、地産地消を推進するとともに、農業が持つ多面的な機能を活用して関心と理解を深める取り組みが求められています。

2. 課 題

- ・担い手の育成・確保と担い手への農地の集積・集約化
- ・効率的な農業生産基盤の整備
- ・集落における営農組織の設立の推進
- ・地域の特性を活かした付加価値の高い農産物の生産と販路の確保
- ・「いわて南牛」のブランド化に向けた取り組みの強化

3. 基本方針

- ・多様な担い手の確保・育成と担い手への農地の集積・集約を促進します。
- ・農地の基盤整備に加え、遊休農地の発生防止や解消に努めます。
- ・地域で農業を支える地域営農組織の設立支援と機能強化を図ります。
- ・道の駅平泉、学校、地域との連携によって地産地消を推進し、町産農作物の需要と販路の拡大を図ります。
- ・「いわて南牛」の消費者へのPRなどにより、ブランド牛の産地化を推進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)担い手の育成・確保

持続的な営農体制を構築するため、情報提供や地域農業マスタープラン見直しによる話し合いを通じ、新規就農者や認定農業者、地域における中心経営体の育成・確保を図るとともに、集落における営農組織の設立を支援します。

(2)農業経営の安定化と生産性の向上

農業の生産性の向上を図るため、地域の状況に応じ、ICTを活用したスマート農業の推進、圃場整備や農業用施設の維持、長寿命化への事業支援を進めるとともに、農業経営の安定化を図るた

め、農地中間管理機構を活用し、地域の中心となる経営体への農地集積を進めます。

また、土地利用型作物や園芸作物の安定生産と品質向上を図るため、機械導入等の支援を行います。

(3)農産物の魅力化の促進

道の駅平泉を地域農業振興の拠点施設と位置付け、誰もが農産物を出荷できる体制と生きがいや楽しみを持ちながら農業に取り組める環境を整備し、ブランド米「金色の風」やりんご、黄金メロンなどの特産品と新たな農産物の産地化に向けた取り組みを通じて生産振興を図るとともに、平泉ブランドを町内外に幅広く情報発信します。

また、首都圏などへのPR活動を通じて、農産物の魅力化の促進と販路の拡大に取り組みます。

(4)地産地消の推進

地域食材の活用や郷土の食文化を継承していくために、地域食材を提供する農業者や、その食材を積極的に取り扱う店舗の推奨などの取り組みと合わせて、学校給食や給食施設のある福祉施設における地元産の農産物の利用を促進するなど、地産地消を推進します。

(5)「いわて南牛」のブランド力強化

いわて南牛振興協会及びJAいわて平泉等の関係機関と連携し、補助制度の活用促進による生産体制の維持に努めるとともに、イベントの開催などでの消費者へのPRを通して、ブランド牛の産地化を推進します。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
地域農業マスタープランにおける中心経営体数 (延べ登録者数)	人	96	111
道の駅平泉への町内農産物出荷登録者数	人	78	100
地産地消推進の店舗等の認定数	件	18	21
いわて南牛のPR活動	回	4	5

6. 関連する分野別計画

- ・平泉農業振興地域整備計画
- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」平泉町活性化計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・就農に意欲のある方を積極的に支援しましょう。
- ・農業関連廃棄物の適正処理やリサイクルを行い、環境負荷の少ない農業を目指しましょう。
- ・平泉町産の農産物の購入(消費)に努めましょう。
- ・郷土料理や地産地消を通して、農業への関心を高めましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策

2 農山村環境の保全

1. 現 状

本町の中山間地域は、私たちの食を支えるだけでなく、国土や美しい景観の保全、災害の抑制、伝統文化の継承といった様々な役割と機能を担っています。

近年では、高齢化による農業就業人口や山林所有者の減少に加え、鳥獣被害による生産意欲低下などによって農地や山林の保全管理が困難となりつつあることから、地域や関係団体等との連携のもと、耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策の徹底、森林経営管理制度の推進等によって、農山村環境を適切に維持していく必要があります。

2. 課 題

- ・束稲山麓地域農業システムの積極的な情報発信による機運醸成
- ・グリーン・ツーリズム受け入れ機会の維持
- ・農地及び山林の環境保全管理と活用
- ・鳥獣被害防止対策の推進
- ・森林環境の保全と適切な管理

3. 基本方針

- ・束稲山麓地域の世界農業遺産への認定を推進し、地域の活性化を推進します。
- ・農家との協働によるグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・中山間地域の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、農村集落との連携による環境の保全と活用に努めます。
- ・各主体での役割分担を明確にし、鳥獣被害対策を効果的に推進します。
- ・森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)束稲山麓地域農業システムの世界農業遺産への認定推進

2市1町に跨る束稲山麓地域において、中山間地域を中心に伝統的な農業・農法を核として、生物多様性や優れた景観等が一体となって保全・活用されている農業システムを継承し、世界農業遺産への認定を目指すとともに、地域の活性化を図ります。

(2)都市と農村との交流の推進

緑豊かな農村地域における都市と農村の交流の推進に向けて、学校や旅行エージェントに対し農業・農村体験のPR活動を展開しながら、教育旅行によるグリーン・ツーリズムをゆるやかに維持していくとともに、個人旅行者や外国人旅行者の農家民泊による受け入れを推進します。

(3)農地の保全と集落機能の維持
<p>多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度等により、地域力を高め、農地の適切な保安全管理と良好な農村環境の維持を図ります。</p> <p>また、地域の農業や生活を支え、世界かんがい施設遺産にも登録された「照井堰用水」を後世に守り伝えていくため、適切な維持管理に努めます。</p>
(4)鳥獣被害防止対策の推進
<p>関係機関との連携により、町民からの捕獲要請に的確に対応するとともに、侵入防止柵の設置等、捕獲と防除を基本とした鳥獣被害対策を推進します。</p>
(5)適正な管理による森林資源の保全
<p>森林環境譲与税を有効活用し、森林所有者の合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や委託、私有林の管理受託を促進するとともに、共通の認識と目標のもと、森林病害虫等の防除と合理的な森林整備を行う体制の確立に努めます。</p> <p>また、大文字キャンプ場や木工芸館、西行桜の森ウォーキングルートの利用促進を図ります。</p>

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
グリーン・ツーリズム受入学校数	校	11	11
多面的機能支払交付金取組面積	ha	908	908
中山間地域等直接支払制度取組面積	ha	406	420
野生鳥獣による農作物被害額	円	13,400,000	10,720,000
森林経営管理制度に基づく森林整備面積(累計)	ha	0	50

6. 関連する分野別計画

- ・平泉農業振興地域整備計画
- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」平泉町活性化計画
- ・平泉町鳥獣被害防止計画
- ・平泉町森林整備計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール				
				
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)				
・束稲山麓地域農業システムについて学び、地域全体で盛り上げましょう。				

- ・都市部との交流を通して、平泉地域の文化や伝統の魅力を伝えましょう。
- ・体験農業や生産者との交流イベントに積極的に参加しましょう。
- ・有害鳥獣を目撃した場合は、関係機関に通報しましょう。
- ・美しい農山村環境を保つために、ゴミ拾いなどの美化活動を積極的に行いましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策

3 観光の振興

1. 現 状

本町では、平成 23 年の世界遺産登録から、多様な連携と広域的な交流を図りながら国内外における観光プロモーションを積極的に展開してきたことにより、観光客の入込数は年間 200 万人台を推移しています。しかし、その多くは「通過型観光」が占め、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動・交流人口が低迷する中、地域経済への波及効果を増大させるためには、観光関係団体・企業のみならず、あらゆる主体との連携によって、体験・交流・回遊による「滞在型観光」への転換を推進し、新たな観光コンテンツの創出と情報発信が必要となっています。

2. 課 題

- ・町民、事業者等との協働による通年型・滞在型の観光地づくり
- ・多様な連携による効果的なプロモーション活動の実施
- ・新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光施策の検討
- ・観光資源のブラッシュアップと新たな観光資源の掘り起こし
- ・道の駅平泉や浄土の館などを活用した町民と観光客との交流機会の創出

3. 基本方針

- ・観光資源の掘り起こしとブラッシュアップを図り、平泉の観光の価値を高めます。
- ・観光関連事業者と連携し、観光客の周遊促進と消費拡大を促す仕組みや体制を構築します。
- ・町民と観光客との交流による顔の見える観光地づくりを促進し、リピーターの獲得を目指します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)観光推進体制の強化

「平泉町観光振興計画」に基づき、観光関係機関や事業者、団体、町民と一体となって町内のあらゆる地域資源を活用しながら、体験・交流・回遊による「滞在型観光」を推進し、持続可能な地域社会づくりに取り組みます。

(2)プロモーション活動の推進

世界遺産登録10周年を契機とし、平泉観光推進実行委員会や観光まちづくり団体による観光プロモーション活動を積極的に行い、観光関連自治体との連携のもと、広域観光の促進による相乗的・効果的な活動を実施します。

また、ホームページや SNS 等を通じて、国内外に向けて本町の観光情報を発信します。

(3)あらゆる地域資源を活用した観光の推進

平泉の文化遺産を中心に、町内を歩いて散策するモデルルートのブラッシュアップを図るととも

に、既存の体験コンテンツの磨き上げと新たな体験プログラムを構築しながら、訪れる観光客の満足度向上に努めます。

また、平泉ウォーキングトレイルと西行桜の森ウォーキングルートの魅力化によって、ウォーキングと多様なコンテンツを結び付けた体験プログラムを構築します。

(4)観光客受入環境の整備

観光客の視点に立った案内板の整備や既存看板の更新を行うとともに、インバウンド観光の推進に向けて飲食店のメニューや店内の案内表示など、細部にわたる多言語の整備を図ります。

また、平泉スマートインターチェンジを活用した新たな観光客流入の受入態勢を整備しながら、パーク&ライドのよる周遊観光ルートを構築します。

さらに、町内事業所や町民の観光客に対するおもてなしの姿勢を醸成し、ガイドの会をさらに充実させることによって、リピーターの増大を図ります。

(5)地域間交流・国際交流の促進

平泉の文化遺産など、本町の特性や文化財などを活かしながら、ゆかりのある都市との交流事業により相互理解を深め、交流人口の拡大を図ります。

また、国際交流協会を中心として町民の国際化への意識を高め、外国人観光客への対応ができる人材育成や地域づくりに取り組みます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
観光客入込数	人	2,066,542	2,500,000
観光客宿泊者数	人	38,170	50,000
外国人観光客入込数	人	59,089	100,000
観光客体験コンテンツ数	個	8	12
姉妹都市等との交流回数	回	7	10
国際交流、国際理解を促す事業数	回	3	5

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町観光振興計画
- ・平泉町ウォーキングトレイル魅力化計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・平泉の歴史と文化を学び、理解を深め、その魅力を積極的に発信しましょう。
- ・一人ひとりが平泉の顔としての意識をもち、おもてなしの心を持って迎え入れましょう。
- ・平泉の伝統行事などに参加し、地域の理解を深めましょう。
- ・国際化への意識を高め、外国人観光客への対応力を高めましょう。

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策

4 商工業の振興

1. 現 状

本町では、人口減少や少子高齢化の進展による需要の縮小などにより、町内の事業者数は年々減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営環境はより一層厳しさを増していることから、商工会をはじめとする関係機関と連携し、商工業者の経営が持続的に発展するよう、伴走型の支援を強化するとともに、創業希望者の創出や後継者の育成、事業承継の促進など切れ目のない支援を展開していくことによって、地域経済の維持と活性化を図っていくことが求められています。

2. 課 題

- ・商業の再生、活性化による魅力ある観光地づくりの推進
- ・商工業者の経営力向上のための支援
- ・創業及び事業承継に関する相談支援体制の充実
- ・特産品や土産品等の開発促進と町内外へのPR
- ・事業者が主体的に行うにぎわいづくり活動の創出

3. 基本方針

- ・平泉商工会等と連携し、商工業者の経営の持続的発展に資する取り組みを推進します。
- ・新たな販路開拓や新商品、新技術開発等の生産性・付加価値向上の取り組みに向けた支援を推進します。
- ・事業者が主体的に取り組むにぎわいづくりやイベント等の活動を支援します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)商業の再生・活性化

商工会と連携した支援体制により、地元に着した魅力ある商店づくりを促進し、商業活動の活性化・再生を目指します。

また、経営環境改善の一助となる店舗リフォームや空き店舗に出展した場合の家賃支援制度、各種融資制度等の周知と活用を促し、中小企業の振興と経営の安定に努めます。

(2)創業と事業承継の促進

商工会等と連携し、創業支援事業の実施や創業後の経営相談などの支援を実施し、町内における創業と事業継続を促進します。

また、「平泉町創業支援ネットワーク会議」において、各々の創業支援施策を共有し、相談窓口のワンストップ化による創業の円滑化を図るとともに、創業希望者とのマッチングによる事業承継の

促進に取り組みます。
(3)新たなビジネスモデルの創出支援 <p>新たな販路の開拓、技術開発、販売方式、商品開発及びサービス提供等への取り組みを支援するため、特産品開発支援事業、取引支援促進事業等を継続的に実施するとともに、体系的な支援体制の構築を進め、海外等への販路開拓を推進します。</p> <p>また、企業懇談会の開催を通じて、町内企業の異業種交流を積極的進め、新たな技術開発や販売方法、サービス提供等につなげます。</p>
(4)中心街路のにぎわいづくり <p>商工会や事業者等が主体的に行う集客につながるイベント開催などの活動を支援し、中心街路のにぎわい創出を目指します。</p> <p>また、世界遺産平泉・一関DMO等と連携し、中心街路の周遊を促進する活動を検討します。</p>


5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
創業・事業承継数	件	1	3
経営革新計画策定件数	件	3	4
新商品開発件数	件	1	3
商工業者や立地企業との懇談回数	回	6	15
事業者主体のにぎわい創出事業活動件数	件	1	3

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町経営発達支援計画(平泉商工会との共同作成)
- ・平泉町事業継続力強化支援計画(平泉商工会との共同作成)
- ・平泉町創業支援等事業計画
- ・平泉町導入促進基本計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール			
			
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)			
<ul style="list-style-type: none"> ・町内での消費(買い物・食事など)を心がけましょう。 ・平泉町産の製品や特産品に関心を持ちましょう。 ・消費活動やイベントを通して、町内の事業者と積極的に交流しましょう。 			

基本目標3 新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまち

基本施策

5 働く場の充実

1. 現 状

本町では、進学や就職を機に若者世代が町外へ流出することによって生産年齢人口が減少し、事業継続または拡大のための人材確保が困難な状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴い、雇用を取り巻く環境は大きな影響を受けています。

そのため、既存企業への支援や新たな企業の誘致によって、魅力ある仕事と安定的な雇用の確保及び拡充を図るとともに、性別、年齢、障がいの有無に関わらず地元で就業できるよう、就労環境の多様化と充実に促進していくことが求められています。

2. 課 題

- ・長期的に働くことができる魅力的な雇用機会の創出と確保
- ・事業活動の発信による地元企業の情報紹介
- ・移住・定住施策と連動した地元就職及びUIターン等の促進
- ・女性、高齢者及び障がい者等の雇用促進
- ・新しい働き方への支援

3. 基本方針

- ・企業や商工会と連携し、多様な就業機会の拡大を図ります。
- ・地元企業の情報を発信し、町民の雇用と地元就職の促進につなげます。
- ・女性、高齢者及び障がい者等が働きやすい環境の普及に努めます。
- ・地元企業の「働き方改革」を支援します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)企業誘致の推進

平泉スマートインターチェンジからの導線を意識した新たな企業立地の場の確保を検討するとともに、立地企業や関連会社への訪問、ふるさと平泉会や県と連携した情報収集活動によって、雇用の創出と地域経済の活性化に向けて、将来を見据えた企業誘致活動に取り組みます。

(2)地域雇用の確保と地元就職の促進

企業訪問や企業懇談会等を通じて企業間の情報交換を積極的に推進し、町内企業との情報共有を図りながら、地域の雇用確保に努めます。

また、雇用要請活動や地元就職に関する新規高等学校卒業者へのガイダンス、インターンシップによる企業との交流の場を提供するとともに、地域雇用と地元就労者への支援を推進するため、

企業及び就労者への助成制度の創設を検討します。
(3)多様な雇用環境の促進 女性、高齢者及び障がいのある人も働きやすいワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境の整備を支援し、育児・介護休暇の普及、短時間勤務制度の導入などの多様な働き方を促進します。 また、就業を希望する高齢者の雇用を拡大するため、定年制の延長や再雇用制度の普及、シルバー人材センターの充実によって、安心して働きやすい環境の実現に努めます。
(4)新しい働き方への支援 立地やネームバリューといった本町の特性を活かし、IT関連企業や在宅勤務が可能な企業など、新たな分野の企業進出を促進し、新しい働き方の浸透に取り組みます。
(5)地域企業の人材確保と育成 誘致企業等への地元就職を促進するため、関係団体等と連携し、広報紙等による地元企業の活動状況の見える化を進めるなど、情報提供の充実を図ります。 また、企業が求める技術を取得した人材を確保・育成するため、県及び職業訓練センターと連携し、社会情勢や企業のニーズに応じた職業能力開発を支援します。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
誘致企業数(累計)	社	5	7
シルバー人材センター研修等開催回数	回	1	3
町内企業の情報交換会等の開催回数	回	1	5

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町特定事業主行動計画
- ・一関・平泉定住自立圏共生ビジョン

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール				
				
町民の皆さんや地域に期待すること				
<ul style="list-style-type: none"> ・就業意欲を持ち、働くことで地域経済に貢献しましょう。 ・誰もが働きやすく、働きがいのある職場づくりを目指しましょう。 ・新しい知識や技術を学び、スキルアップに努めましょう。 				

基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち

基本施策

1 消防・救急体制の充実

1. 現 状

本町では、地域や一関西消防署平泉分署との緊密な連携によって消防・救急体制を構築し、知識の普及と消防団活動に対する理解を促進するとともに、各種講習会等を通じて地域の消防力向上を図っています。

高齢化の進展など、社会環境や生活環境の変化により、消防・救急需要は多様化していることから、生涯に渡って安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、様々な災害に迅速かつ的確に対応できる消防・救急の質の向上が求められています。

2. 課 題

- ・消防・救急に関する情報及び知識の普及啓発
- ・人口減少と高齢化による消防団の団員確保
- ・消防施設・設備の充実と計画的な更新

3. 基本方針

- ・消防団や婦人消防協力隊等と連携し、消防活動の強化に努め、火災予防と地域の安全確保に努めます。
- ・救急の正しい知識や適切な救護方法など、救助知識と技術の普及を図ります。
- ・計画的な消防施設の整備と充実を図ります。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)救急・救命体制の充実
一関西消防署平泉分署をはじめとする消防関係機関との連携強化を図るとともに、普通救命講習会などを通じて AED の使用を含めた応急手当方法の普及を促進し、救急・救命体制の充実に努めます。
(2)消防団の体制強化
消防団との情報共有や団員優遇制度創設の検討を行い、団員確保に努めるとともに、各種訓練や研修会の充実により、消防団の体制強化を推進します。
(3)消防施設及び設備の整備
無水利地域への消火栓や防火水そうの整備に努めるとともに、消防車両などの既存消防施設・設備の適切な維持管理と計画的な更新を行います。



5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
消防団員の充足率	%	81.2	86.0
人口に占める普通救命講習等受講者数の割合	%	3.6	4.5
消防水利(消火栓・防火水槽)の更新及び新設の数 (累計)	箇所	4	20

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町地域防災計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>
<p>町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の消防団や婦人消防協力隊、自主防災組織に協力し、その活動を支援しましょう。 ・応急手当講習会などに積極的に参加し、適切な救護方法を身に付けましょう。 ・火の取り扱いには十分に注意し、火災予防に努めましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち

基本施策

2 地域防災力の強化

1. 現 状

本町では、「地域防災計画」等に基づき、防災体制の充実に努め、避難場所や災害情報を掲載した防災マップや避難行動要支援者名簿を作成し、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における支援体制の充実に取り組んでいます。

近年、急激な気候変動などの影響により、全国的に地震や集中豪雨による激甚災害が多発していることから、情報伝達及び避難対策の確立や災害防止に向けた施設の計画的な整備等、地域防災体制のより一層の充実が求められています。

2. 課 題

- ・町民と関係機関が一体となった総合的な防災体制の確立
- ・災害発生想定区域の周知徹底
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を踏まえた災害対応
- ・頻発する豪雨災害に備えた河川等の管理

3. 基本方針

- ・消防団や自主防災組織の防災活動を支援し、地域防災体制の強化に努めます。
- ・他の自治体や民間企業等との防災協定により、相互協力体制を構築します。
- ・総合的な防災訓練に取り組み、防災意識の高揚を図ります。
- ・地域防災計画等に基づく各課や職員一人ひとりの役割の認識し、行政の対応力向上を図ります。
- ・災害に備えて、河川・水路の巡視を定期的実施します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)防災・危機管理体制の充実

状況に応じて地域防災計画等の見直しを行いながら、防災関連計画の指針等に沿って地域防災体制の充実を図ります。

また、大規模災害に備えて食料品や飲料水などの防災備蓄品の整備を進めるとともに、民間企業等との防災関連協定の締結により、相互協力体制の構築に努めます。

(2)自主防災組織の育成と強化

自助・共助・公助の基本理念に基づき、自主防災組織の活動を支援し相互の連携強化を促進するとともに、防災士の育成や防災セミナーへの参加促進に努め、地域防災力の向上を図ります。

(3)地域防災情報の普及啓発と情報伝達の充実

防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と、防災訓練及び研修会を実施し、防災意識の高

揚を図ります。

また、防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、スマートフォンのアプリなどを活用した防災情報発信の検討を進め、確実な防災情報の伝達に努めます。

(4)河川等の管理

河川及び水路の巡視によって河道の土砂の堆積状況を把握し、河川氾濫危険箇所の土砂除去を適切に実施することで、河川及び水路の機能維持と災害防止に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
防災関連協定締結数	件	7	10
防災士の育成数	人	—	5
自主防災組織を対象とした訓練・研修会の開催数	回	1	3
防災情報配信サービス登録者数(累計)	人	—	2,000
浚渫を実施した河川数(累計)	河川	0	3

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町地域防災計画
- ・平泉町国土強靱化計画
- ・河川堆積土砂管理計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・災害用備蓄や住宅の耐震補強など、家庭での防災対策に取り組みましょう。
- ・防災訓練に積極的に参加し、防災力を高めましょう。
- ・防災マップなどの防災に関する情報を確認し、どのような災害が起こりやすいか確認しましょう。
- ・地域の避難弱者の把握に努め、避難する体制を整えましょう。
- ・排水などに留意し、日頃から河川環境の維持に努めましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち

基本施策

3 防犯・生活安全の向上

1. 現 状

本町では、町民、地域、関係機関・団体等との協働による活動のもと、一人ひとりの防犯意識を高めることによって地域の防犯力向上に努めてきました。

近年は犯罪の巧妙化が進み、特に電話やハガキなどの通信手段を用いた特殊詐欺は後を絶たない状況にあるほか、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪が多発しています。

少子高齢化、核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されていることから、町民が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯設備の充実と地域における見守り体制をより一層強化するとともに、複雑・多様化する消費者問題に対する相談・指導体制の整備が求められています。

2. 課 題

- ・町民の防犯意識の向上
- ・地域のニーズに応じた防犯施設の整備
- ・消費者教育の推進と相談体制の充実

3. 基本方針

- ・町民の防犯意識向上のための啓発活動を実施します。
- ・関係機関、団体等との連携による防犯体制づくりを推進します。
- ・防犯灯などの防犯設備の設置と維持管理に努めます。
- ・消費生活についての情報収集や関係機関との連携を図り、啓発活動を実施します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)防犯意識の高揚
警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、防犯体制を強化するとともに、防犯に関わる行事や広報・啓発活動等を通じ、町民の防犯意識の高揚に努めます。
(2)防犯設備の整備推進
犯罪の防止と夜間の通行者の安全を確保するため、防犯灯などの設置・改修を推進します。
(3)地域防犯力の強化
町内の「防犯連絡所」や「子ども女性 110 番の家」、「鍵かけ推進モデル地域」の周知徹底を図ることで地域防犯力を強化し、犯罪を未然に防止する取り組みを推進します。
(4)消費者の安心・安全の確保
消費生活相談体制の充実を図るため、パンフレット配布や消費生活に関する講座の開催など、適切な消費生活情報と学習機会の提供を推進します。

また、専門知識を有する消費生活相談員による広域相談窓口を設置し、消費者の安心・安全の確保を促進します。




5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
犯罪発生率(人口1千人当たりの発生件数)	件	7.04	5.72
鍵かけ推進モデル地域の指定数	行政区	11	21
防犯灯の設置箇所数	箇所	600	660
消費生活に関する講座の開催数	回	1	3

6. 関連する分野別計画

・なし

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール		
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
<p>町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅、自動車、自転車への施錠を実施し、防犯意識を高めましょう。 ・地域やPTA等が行う防犯活動に参加し、地域の見守り体制の強化に積極的に協力しましょう。 ・消費者トラブルに巻き込まれないように、消費生活に関する知識を身に着けましょう。 		

基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち

基本施策

4 交通安全の推進

1. 現 状

本町では「交通安全対策協議会」を組織し、交通指導隊、交通安全母の会、学校及び地域等との連携によって、交通事故防止や交通安全意識の高揚を図るための啓発活動やキャンペーンの展開とともに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設や歩道整備を進め、総合的に交通安全対策を推進しています。

近年では、全国的にも高齢運転者の重大事故が社会問題となっており、高齢化が進展する本町においても、高齢者の交通安全の確保は交通安全対策の最重要課題の1つとなっています。

町民の安心・安全を守るため、町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するとともに、計画的に道路や交通安全施設の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

2. 課 題

- ・地域ぐるみで意識を高めるための交通安全教育の実施
- ・高齢運転者の事故防止対策の推進
- ・老朽化した交通安全施設の更新

3. 基本方針

- ・関係機関・団体等と連携し、交通安全の啓発活動や街頭指導などに取り組みます。
- ・あらゆる世代が交通安全について学べる機会を創出します。
- ・歩行者や自転車が安全に通行するための交通安全施設を整備します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)交通安全普及啓発活動の推進

警察や交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関・団体との連携により、交通安全に関する行事や広報・啓発活動の充実を図るとともに、保育所、学校、地域及び職場などで交通安全教育の徹底に努めます。

また、煽り運転や飲酒運転等の悪質な運転の追放に向けた取り組みを行うとともに、観光客等への事故防止啓発活動に努めます。

(2)交通安全施設等の整備

町道等の交通安全を確保するため、地域からの要望や通学路交通安全推進連絡協議会などからの情報をもとに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の充実と歩道の整備に努め、国道及び県道については、道路管理者に整備を要請します。

(3)高齢運転者に対する交通安全活動の推進

高齢運転者に対し、交通安全教室等の啓発活動を行い、交通事故防止を推進します。

また、免許返納者に対する支援を検討するとともに、交通環境の整備に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
交通事故発生件数(5年平均)	件	17	12
交通事故死者数	人	4	0
交通安全教室実施回数	回	13	20

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町第10次交通安全計画
- ・平泉町通学路交通安全プログラム

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・交通ルールを正しく理解し、遵守することによって、交通事故のないまちづくりに努めましょう。
- ・交通安全教室などに積極的に参加し、交通安全について理解を深めましょう。
- ・高齢者、子ども、障がい者などが事故に巻き込まれないように普段から見守りましょう。

基本目標4 支え合いの心でつくる安心・安全なまち

基本施策

5 道路の整備

1. 現 状

本町では、町民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めており、令和3年には平泉スマートインターチェンジが新たに整備され、町内外からのアクセス向上が期待されています。

また、環境と人にやさしい道路空間づくりとして、観光ルートと連動した歩行区間であるウォーキングトレイルの活用を進めています。

誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路及び橋梁等の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが求められています。

2. 課 題

- ・広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の計画的な整備に取り組みます。
- ・環境と人にやさしい道路空間づくりを進めます。
- ・国道、県道等の要望箇所の早期実現に努めます。

3. 基本方針

- ・主要幹線道路及び生活道路等の計画的な道路整備を推進します。
- ・安心・安全な道路利用に向け、日常的な維持管理に努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)町道等の整備

生活道路の安全性や利便性の向上を図るため、町道等の未舗装道路の舗装化、狭小道路の道路改良を計画的に進めます。

また、道路環境を維持するため、町道等の草刈りや除雪作業等、適切な維持管理に努めます。

(2)安全でやさしい道路環境の整備

舗装道路の効率的な維持管理と橋梁の修繕コストの縮減、さらに長寿命化を図るため、道路舗装及び橋梁修繕を計画的に進めます。

また、定期的な橋梁点検の実施により、劣化損傷等の早期発見に努めます。




5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
町道改良率(全路線)	%	76.2	77.0
町道舗装率(全路線)	%	61.4	63.0
橋梁修繕率(判定区分Ⅲ以上)	%	50.0	100.0

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町町道舗装個別施設計画
- ・平泉町社会資本総合整備計画
- ・平泉町橋梁長寿命化修繕計画
- ・平泉町都市計画マスタープラン

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール		
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)		
・道路清掃や草刈り等を行い、良好な道路環境の維持に取り組みましょう。		
・道路の補修が必要な箇所を発見した場合は、速やかに町に報告しましょう。		

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策

1 上下水道の整備

1. 現 状

本町の水道事業については、区域の拡張事業が終わり、本格的な維持管理の時代となっています。管路と施設の更新には多額の費用と時間を要するため、更新の優先順位を決定し、漏水防止対策とともに重点事業として効率的かつ効果的な実施が求められています。

また、下水道は、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を持ち、町民の快適な暮らしに大きな役割を果たすことから、今後さらに接続率の向上を促進していく必要があります。

2. 課 題

- ・水道施設の計画的な更新と災害対策の実施
- ・給水人口の減少に伴う料金収入の減少による財源の確保
- ・下水道への接続促進

3. 基本方針

- ・水道施設の更新・耐震化を進め、適切な維持管理を行います。
- ・水道事業の健全な運営に必要な収益の確保と経営基盤の強化を図ります。
- ・下水道等の意義や必要性を啓発し、接続を促進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)水道事業の健全な運営
給水人口の減少に伴う使用水量の減少と、今後の更新需要の増大に備え、適正な水道料金の設定によって水道事業の健全な運営に努めるとともに、「水道事業基本計画」に基づいた長期財政計画により、安定して持続する水道事業を目指します。
(2)計画的な水道施設の整備
老朽化した施設と管路の更新を継続しながら耐震化を図り、安心・安全かつ安定した水の供給に努め、「水道事業基本計画」に基づき計画的・効果的な更新を図っていきます。 また、管路の更新と鉛製給水管の更新により有収率の向上を図ります。
(3)水洗化の普及促進
水環境保全に関する広報、普及啓発活動や補助等を通じて、公共下水道への接続と合併処理浄化槽設備の整備促進に努めます。
(4)下水道事業の健全運営
公共下水道及び農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに、事務事業の効率化や経

費の節減などを進め、受益者負担の適正化の観点から、事業運営に必要な使用料水準への改定を検討し、下水道事業の健全な運営に努めます。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
有収率(上水道、簡易水道)	%	77.1	80.0
鉛製給水管残存数	箇所	263	0
水洗化率(公共下水道、農業集落排水事業)	%	82.8	89.6
合併処理浄化槽設置数	基	385	455

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町上水道事業基本計画
- ・平泉町簡易水道事業基本計画
- ・鉛製給水管更新計画
- ・磐井川流域関連平泉町公共下水道全体計画
- ・磐井川流域関連平泉町公共下水道事業計画
- ・平泉町生活排水処理基本計画
- ・辺地総合整備計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール				
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)				
<ul style="list-style-type: none"> ・水の無駄使いをしないようにしましょう。 ・安定した水の供給が維持できるよう、水道料金を適切に納付しましょう。 ・生活排水等による水質汚濁に留意し、水源と水質の保全に努めましょう。 				

2 住宅地・市街地・公園の整備

1. 現 状

本町は、少子高齢化の急速な進行や若年層の流出などによって人口は減少傾向にあり、定住を促進するにあたり、町営住宅の管理や宅地の整備、空き家バンクの実施によって住まいの量的な確保を行ってきましたが、町民の生活に身近な交流や憩いの場、子どもの遊び場としての公園・緑地の整備は十分とは言えず、子育て世代の多くが町外の公園を利用している状況です。

住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル、居住ニーズの多様化などによって大きく変化し、住環境に対する関心も高まっていることから、平泉スマートインターチェンジ周辺の土地活用も見据えながら、新たな住宅地や生活に身近な公園・緑地を整備し、多世代に魅力的な住環境づくりを推進していく必要があります。

2. 課 題

- ・市街地整備や住宅建設の促進等を通じた新たな住宅地の形成
- ・町営住宅の適正管理と新たな整備の検討
- ・平泉スマートインターチェンジ周辺の土地利用の具体化
- ・子どもたちが安心して利用できる公園・緑地の整備

3. 基本方針

- ・魅力的かつ快適な住環境を整備し、定住人口の増加に努めます。
- ・町営住宅を適正に管理し、住まいの確保に努めます。
- ・町民のニーズに合った公園・緑地の整備を推進します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)総合的な住環境の整備

町民の快適な住環境を守るため、都市計画区域内の無秩序な開発の防止を図り、計画的な土地利用を推進します。

また、地域の実情を踏まえながら、適正な時期に必要な応じた見直しを行い、生活水準の向上に努めます。

(2)住宅建設の促進

遊休町有地の分譲宅地の販売、民間企業による宅地整備や住宅建築を促進し、未利用地の有効活用と合わせて移住・定住のための住宅及び宅地の供給促進を図ります。

(3)町営住宅の適正管理

町営高田前団地の6号棟から20号棟の完全水洗化を図ります。

また、現在再策定している「平泉町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な住宅管理に取り組みます。

(4)平泉スマートインターチェンジ周辺の土地活用

平泉スマートインターチェンジの周辺の土地を活用し、官民の連携によって商業施設等を集積し、本町の新たな魅力の創出と活力ある産業振興を目指します。

(5)公園・緑地の整備

子育て世代の支援のため、児童館の活用を含めた公園の整備を検討します。

また、北上川の平泉地区水辺プラザの親水広場や多目的広場としての活用方法を検討するとともに、地内の町民農園については自主的な維持管理を支援します。

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
定住促進宅地(坂下地区)の売却区画数	区画	1	3
町営高田前団地の水洗化率	%	0	100
平泉スマートインターチェンジ周辺の 開発計画エリアにおける整備率	%	0	50
公園の整備数	箇所	0	1

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町都市計画マスタープラン
- ・平泉町住宅マスタープラン
- ・平泉町公営住宅等長寿命化計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・自然や街並みに配慮した土地利用に努めましょう。
- ・公園が整備された際は、積極的に利用するとともに、行政と連携して維持管理に努めましょう。
- ・町営住宅の適切な利用に努めましょう。
- ・住宅の耐震化や定期的な補修を行い、長く住み続けられる環境をつくりましょう。

3 地域公共交通の充実

1. 現 状

本町では、人口の減少や自家用車の普及によって公共交通の利用者は減少していますが、高齢者や子ども等の交通弱者の通院や買物、通学時の交通手段として、また、町外から訪れる観光客等にとっては巡回バス「るんるん」を中心とした観光路線として重要な役割を担っていることから、交通事業者との連携を図りながら運行を維持するとともに、町独自にバス路線でカバーされていない交通空白地域を解消するための「患者送迎バス」を運行し、地域における公共交通の維持と町民及び観光客等の利便性向上に努めてきました。

公共交通の利便性は利用者の暮らしの質を維持し、近年増加する高齢運転者による交通事故の防止にも直結することから、新たな交通体系の構築が求められています。

2. 課 題

- ・既存の地域公共交通体系の維持
- ・効果的な生活交通手段の確立
- ・交通空白地域の解消
- ・公共交通機関の利用促進

3. 基本方針

- ・町民や観光客等の移動の利便性確保に努めます。
- ・交通空白地域の解消のため、新たな移動手段の確保に向けた取り組みを推進します。
- ・高齢者が運転免許証を返納した後も安心して外出できる環境づくりに努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)公共交通体系の維持
地域公共交通会議を中心に実態や課題を共有し、運行維持費などを考慮した運行形態の検討を行いながら、現行の利用ニーズに応じた効率的な公共交通の運行に努め、持続可能な公共交通の構築を目指します。
(2)町民や観光客にとって快適な公共交通網の整備
地域によって異なる特性や利用者の移動需要に即した公共交通サービスの見直しを行い、誰もが不安なく利用しやすい公共交通の確立に取り組みます。
(3)広報紙等を活用した公共交通の利用促進
公共交通機関の乗継方法や金額などが一目でわかる「公共交通早見表」を作成し、公共交通に対する不安を解消することにより、公共交通の利用促進を図ります。



5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
路線バス(幹線)路線数	路線	4	4
町が実施する交通事業の利用者数	人	2,038	2,500
公共交通利用促進広報回数	回	1	6

6. 関連する分野別計画

・なし

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール
 
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)
・地域公共交通の役割について理解し、積極的に利用しましょう。 ・普段の買い物などに公共交通を利用してみましょう。 ・公共交通を利用する際は、乗車マナーを守りましょう。

4 環境保全の推進

1. 現 状

本町は、中尊寺や毛越寺をはじめとする多くの歴史的文化遺産とともに豊かな自然環境を有しており、町全体で未来に向けた環境保全の取り組みを推進しています。

ごみ処理については、一関地区広域行政組合において広域的に収集と処理を行っており、本町では広報・啓発活動によるごみの減量化や分別排出を推進し、町民や企業、団体等が主体となって適正処理やリサイクルに努めながら、町内の環境美化活動にも積極的に取り組んでいます。

健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる豊かな環境を保持するため、新エネルギーの積極的な導入や町民の環境意識の向上など、あらゆる主体が協働して環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくことが求められています。

また、福島第一原発事故による放射能影響については、引き続き町民の安心・安全を確保するため、放射線量の定期的な測定等、適切な放射線対策を継続していく必要があります。

2. 課 題

- ・町民や企業等の環境意識の向上
- ・集団回収活動の活性化
- ・新たなエネルギー活用の促進
- ・広域のごみ処理体制の充実

3. 基本方針

- ・5R運動の促進によって廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の構築を推進します。
- ・自然環境を守るため、公害が発生しないよう事前監視や対策を行います。
- ・クールビズ等を推進し、温室効果ガス排出の抑制に努めます。
- ・新エネルギーの普及と活用を推進します。
- ・町内の放射線量を定期的に測定し、結果を公表します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)廃棄物処理対策の充実

広報、啓発活動によって分別排出の徹底を図るとともに、ごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制、町民との協働によるごみ集積所の管理、一関地区広域行政組合との連携による廃棄物の収集運搬・処理・最終処分体制、リサイクル体制の充実に努めます。

また、集団回収に取り組みやすい体制を整備し、実施回数数の増加を図りながら、ごみの減量、分別の促進及びリサイクル率の向上に努めます。

(2)公害防止対策の推進

<p>河川の水質汚濁をはじめ、騒音・悪臭・振動等の公害発生時は関係機関と連携して適切に対応し、広報・啓発活動を通じて町民、企業等の協力のもと、未然防止に努めます。</p> <p>また、町民との協働により、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化を図ります。</p>
<p>(3)地球温暖化対策の推進</p> <p>啓発・広報活動を通じて温室効果ガス等の排出の抑制を図るとともに、ひらいずみ地球温暖化対策協議会との連携により、町民・企業・行政等が協力して地球温暖化防止に向けた実践活動を推進します。</p>
<p>(4)環境負荷の少ないエネルギー施策の推進</p> <p>公共施設や公用車等において新エネルギー等を率先して導入するとともに、家庭や事業所等に対しては設備等の設置を支援し、新エネルギー等の導入を促進することによって、環境に配慮したまちづくりを推進します。</p>
<p>(5)循環型社会の形成</p> <p>町民や企業の自主的な5R運動による、ごみの発生抑制及び分別再資源化を促進するとともに、地域が一体となって環境美化活動に取り組むことによって町内の環境保全に努めます。</p> <p>また、行政ではグリーン購入を積極的に利用し、環境負荷の低減に努めながら、環境教育活動等を通じて持続的な循環型社会の形成を推進します。</p>
<p>(6)適切な放射線対策の実施</p> <p>定期的に放射線量を測定し、町民の安心・安全の確保に努めるとともに、国・県等の関係機関と連携して適切な放射線対策を推進します。</p> <p>また、原子力損害賠償紛争解決センター等の関係機関と連携し、引き続き東京電力に対して放射線対策事業に係る損害賠償請求を行います。</p>

5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
1日1人当たりの生活系ごみ排出量	g	575	500
一般廃棄物リサイクル率	%	10.7	25
集団回収の実施回数	回	14	20
不法投棄発生箇所数	箇所	12	3

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町環境基本計画
- ・平泉町分別収集計画
- ・平泉町地球温暖化対策実行計画
- ・循環型社会形成推進地域計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・ごみの分別や収集に協力しましょう。
- ・エコバックの使用など、ごみの抑制とリサイクルを心がけましょう。
- ・清掃活動や草刈り活動などの地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・環境保全に関する学習会に参加し、環境に対する意識を高めましょう。
- ・二酸化炭素や温室効果ガスの排出削減を行いましょう。

5 空き家対策の推進

1. 現 状

本町では、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅や建築物が年々増加しています。この状況から、平成30年に「平泉町空き家等対策計画」を策定し、実態に合わせた空き家等対策を推進しています。

空き家の適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、利活用を含めた早急な対策の実施が求められています。

2. 課 題

- ・防災、防犯、安全の確保
- ・周辺地域の生活環境、景観の保全
- ・所有者への啓発と相談体制の充実
- ・地域活性化や移住・定住促進につながる利活用の推進

3. 基本方針

- ・空き家所有者に適切な管理を促し、地域の生活環境と景観を守ります。
- ・リノベーション等による空き家等の活用を支援します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1) 空き家等の実態把握と適正な管理の推進

定期的な実態調査により空き家等の実態を把握するとともに、防災・防犯・安全の確保の観点から、衛生上著しく有害であるものや倒壊の危険性のある空き家等について、所有者による適正管理の促進に努めます。

(2) 空き家等の予防対策

広報紙やホームページへの情報掲載等を通じ、空き家等の予防の普及啓発に努めるとともに、専門家等と連携した相談体制を構築し、空き家等予防対策の円滑化を図ります。

(3) 空き家等の活用促進

空き家等の有効活用の促進及び移住・定住人口の増加に向けた支援として、空き家・空き地バンク事業の推進やリノベーションの促進など、空き家の活用に努めます。

また、不動産仲介業者等の関係事業団体と連携し、所有者等に対して利活用の企画・提案等を実施するよう努めます。




5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
特定空家数	戸	4	0
空き家・空き地バンク登録件数(累計)	件	3	10

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町空家等対策計画

7. 生活の中でのSDGs

該関するSDGsのゴール		
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること		
・空き家となる場合は、町に事前に相談し、適切に管理しましょう。		
・空き家の有効活用に積極的に協力しましょう。		

基本目標5 環境と調和した快適で美しいまち

基本施策

6 情報環境の充実

1. 現 状

本町においても、高度情報化の急速な進展に伴い、インターネットに加え、携帯電話網等によるモバイルICT利用の増加などによって、情報通信基盤の確保は経済活動や町民の生活に欠かせないものとなっています。

また、全国的な行政サービスのオンライン化が進む中、その提供手段としてICTが担う役割の重要性が増していることから、情報資産の適切な管理や個人情報の流出防止を図るため、業務システムの適正化と情報セキュリティ対策の強化に継続的に取り組んでいます。

今後は、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化への対応を踏まえ、さらなる行政サービスの向上と行政運営の高度化・効率化に向け、デジタル化・ネットワーク化を基本とする地域情報化を積極的に推進していく必要があります。

2. 課 題

- ・光ファイバ未整備地域の解消
- ・情報セキュリティ対策のさらなる強化
- ・個人情報に配慮した情報公開制度の運用
- ・行政サービス提供手段の多様化への対応
- ・マイナンバー制度の理解とマイナンバーカード取得の促進

3. 基本方針

- ・高度情報化社会に対応したまちづくりを推進し、町民の生活の利便性向上に努めます。
- ・個人情報保護の対策を強化し、職員のセキュリティ意識の醸成を図ります。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)情報通信基盤の整備
町民の日常生活の利便性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークやオンライン学習など「新しい生活様式」への対応を加速させるため、インターネットが快適に利用できる環境の拡大を促進し、高速通信回線網未整備地区の解消に努めます。
(2)情報セキュリティ対策の強化
職員の個人情報の取扱いに関する意識を高め、適正かつ厳正な運用を図るとともに、個人情報の流出を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
(3)開かれた町政の推進
情報公開制度の適正かつ円滑な運営によって、公正で透明な開かれた町政を推進します。

また、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進し、データの活用によって、行政の効率化や町民及び企業との協働による地域活性化につなげます。

(4) 公共サービスにおけるICT利活用の推進

公共サービスにおけるICTの積極的な利用を推進し、町民一人ひとりの暮らし、仕事、学びにおける利便性を高めるとともに、地域が抱える課題の解決に活用します。

また、ICTの導入によって、業務の効率化と職員の負担軽減を図ります。

(5) マイナンバー制度の普及促進

マイナンバーカードやマイナポータルを利用することによって、自治体間の情報連携と行政手続きの簡素化による行政サービスの効率化と利便性の向上が図られることから、マイナンバー制度の普及啓発及びマイナンバーカードの取得率向上を促進します。

5. 目標指標

指 標	単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)
光ファイバ整備率	%	97.6	100
情報セキュリティに関する会議・研修会の開催 (職員向け)	回	2	5
オープンデータの掲載数	件	0	12
ICTを活用した行政サービスの実施数	件	4	10
マイナンバーカード取得率	%	11.4	45

6. 関連する分野別計画

・なし

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること

- ・ICTなどの新しい情報技術を学び、生活の中で活用しましょう。
- ・個人情報の保護など、情報に関する正しい知識を身に着けましょう。
- ・積極的に町の情報を収集し、町政への関心を高めましょう。
- ・マイナンバーカードを取得し、生活の利便性を向上させましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策

1 文化遺産の保存と活用

1. 現 状

本町は、中尊寺や毛越寺に代表される世界文化遺産をはじめとして、貴重な歴史文化遺産が数多く残されており、調査・保存に取り組みながら世界遺産を活かしたまちづくりを推進しています。

史跡の整備では、無量光院跡の北側を除く池の全域及び中島・東島・北小島の復元整備が完了したほか、平泉文化遺産センターでは、幅広い年齢に対応した学習機会の創出、国内外から訪れる幅広い来訪者の受入れにも対応し、平泉の歴史文化を伝える拠点施設としてその機能を発揮してきました。

今後も「世界遺産のまち」の責務として、「平泉の文化遺産」を未来に継承していく取り組みを推進するとともに、全容が明らかになっていない史跡地の調査や調査成果に基づく史跡公園等の整備・修復をしていくことによって新たな魅力を発信していく取り組みが求められています。

2. 課 題

- ・世界遺産登録 10 周年を契機とした「平泉の文化遺産」の本質的な価値の再発信
- ・県が整備する「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)との展示内容の連携
- ・平泉文化遺産センターの老朽化に伴う補修や更新
- ・最新技術等を活用した来訪者に分かりやすい復元整備の推進
- ・保存管理計画の策定と計画的な調査の実施
- ・世界遺産拡張登録に向けた関係機関との連携

3. 基本方針

- ・文化遺産や史跡の適切な整備、維持管理及び活用を推進します。
- ・文化遺産の保存に対して、町民からの理解が得られるよう、情報提供及び幅広い年代への学習機会を創出します。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)「平泉の文化遺産」の調査・保全

「平泉の文化遺産」の適切な保護に取り組むとともに、全容が明らかになっていない浄土庭園の発掘調査を推進し、適切な保護を図りながら、調査終了後は復元整備を行い価値の伝達に努めます。

また、柳之御所遺跡及び達谷窟の世界遺産への追加登録に向けた調査研究を関係機関との連携によって推進します。

さらに、文化遺産の保全については、所有者に対して必要な支援を行っていきます。

(2)歴史文化資源の魅力発信

町内外の人々が本町の歴史文化に触れあえる場として、平泉文化遺産センターのさらなる充実を図ります。

また、史跡整備では VR 等の復元映像を活用し、双方の相乗効果による来訪者に分かりやすい公園整備を推進します。

さらに、県が整備する「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)をはじめとする関係施設と連携し、平泉の文化遺産の価値に触れる場の創出に努めます。

(3)史跡地の調査・整備、史跡公園の整備・活用

全容が分かっていない文化遺産の調査研究を進め、成果の公表と価値の伝達に取り組みます。

史跡公園については、調査成果に基づき復元整備を推進し、平泉文化に触れる場の創出に努め、VR等の復元映像等を併用しながら来訪者に分かりやすい整備を目指します。

また、観自在王院跡については、整備完了から40年が経過していることから、将来の再修復時における史跡情報の取得を目的とした発掘調査を実施します。

5. 目標指標

指 標	単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)
文化遺産センター入館者数(累計)	人	506,272	706,000
企画展の実施及び展示品の更新(累計)	回	2	12
史跡公園の整備数	箇所	3	4
調査報告書等の刊行数(累計)	冊	95	107

6. 関連する分野別計画

- ・名勝旧観自在王院庭園整備計画
- ・国指定名勝おくのほそ道の風景地「金鶏山・高館・さくら山」保存活用計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール



町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)

- ・平泉の文化遺産について学び、保全に協力するとともに、その魅力をPRしましょう。
- ・一人ひとりが平泉のガイドであるという気持ちをもって、平泉の文化遺産への理解を深めます。
- ・「世界遺産のまち」で暮らしていることに誇りを持ち続けましょう。

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策

2 芸術・文化の振興

1. 現 状

本町では、町民や地域を主体とした芸術文化団体の活動によって、地域の歴史に根差した個性豊かな芸術文化が生まれ、その活動を通じた交流がまちづくりの活力となってきました。

先人たちがそれぞれの地域で守り伝えてきた伝統を次世代に継承し、芸術文化活動を持続的に発展させていくためには、担い手となる人材の育成が急務となっていることから、多くの町民が芸術文化や伝統に身近に触れられる環境づくりを推進するとともに、その魅力を積極的に発信していく取り組みが求められています。

2. 課 題

- ・芸術や伝統文化に身近に触れることのできる環境づくり
- ・地域における伝統芸能等の実態把握
- ・各団体の情報や活動状況の発信
- ・団体や指導者の育成支援

3. 基本方針

- ・町民や団体による主体的な芸術文化活動を支援します。
- ・指導者の育成や伝統文化の保存と継承を支援するとともに、鑑賞の機会の提供を行います。
- ・様々な人が自らの興味や関心に応じて、芸術文化や伝統に親しむことができる環境づくりに努めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)地域の伝統文化の保存と継承

地域に伝承される郷土芸能の後継者育成と伝統文化の継承のためには、町民の理解が不可欠であることから、継承機会の創出を目的とした郷土芸能体験講座や発表機会の充実に努めます。
また、各団体の活動を後押しするため、町指定文化財補助金の活用を促進します。

(2)芸術文化に触れることができる環境づくり

町民ニーズの把握に努め、音楽・演劇等を鑑賞できる機会の充実に努めます。
また、芸術文化団体と連携し、芸術文化祭をはじめとする自己の取り組みを発表する機会の確保に努めます。

(3)芸術文化団体と担い手の育成

指導者及びボランティアの確保と育成を図り、芸術文化団体の活動継続を支援するとともに、町民の自主的な芸術文化活動の一層の活発化を促進し、担い手となる人材づくりに努めます。



5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
芸術文化発表事業参加者数(累計)	人	503	2,500
町指定文化財補助金対象事業実施件数(累計)	件	4	7
郷土芸能体験講座の実施件数(累計)	件	1	7

6. 関連する分野別計画

・なし

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール	
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)	
<ul style="list-style-type: none"> ・芸術や伝統文化の活動に関わり、親しむ生活を送りましょう。 ・取り組んだ成果は発表し、芸術・文化で得られた感性を大切にしましょう。 	

基本目標6 歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまち

基本施策

3 景観の保全・整備

1. 現 状

本町には、世界文化遺産に登録された「平泉の文化遺産」などの歴史文化的景観のほか、山々や河川などの自然、適切に管理された農村など、豊富な景観資源を有しています。これらの景観は、町の財産として今後も守り続けるとともに、後世に残さなければならないものです。

このため、「平泉町の自然と歴史を生かしたまちづくり条例」、「平泉町景観計画」等に基づき、貴重な景観に配慮した整備を町民、地域及び企業等との協働で推進していくため、景観保全点検と景観形成を促進するための説明会及び学習会を実施し、景観づくりの理念を理解・共有することによって、平泉の歴史と調和した美しい景観形成に向けて、町全体が一体となって取り組んでいかなければなりません。

2. 課 題

- ・景観の保全と町民生活、事業活動との共生
- ・町民、地域及び企業等の景観意識の向上
- ・景観意識を醸成する活動の実施

3. 基本方針

- ・本町特有の歴史文化資源と自然が調和した美しい景観の整備を推進します。
- ・景観形成の普及活動を積極的に推進し、町民や企業等との共通理解を深めます。

4. 主要施策(主な取り組み)

(1)美しい景観づくりの推進

世界文化遺産である「平泉の文化遺産」などの歴史文化的景観と自然、農村等の豊富な景観資源を守るため、景観に関する条例に基づき、建築物、工作物及び広告物等を適切に規制・誘導します。特に、町民の日常生活や企業等の事業活動との共生は、景観を形成するための重要な要素であることから、専門家の意見を活用しながら、町民、地域及び企業等と共に「世界遺産のまち」にふさわしい景観形成を推進するための支援を行います。

(2)景観意識の醸成

町民、地域及び企業等との協働による「世界遺産のまち」にふさわしい景観づくりをさらに推進していくため、多様な普及啓発の取り組みによって関心を高めながら、景観に対する理念の共有と意識の向上に努め、自発的な景観形成活動を促進します。




5. 目標指標

指 標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
景観意識醸成活動回数	回	0	2
景観パトロール実施回数	回	12	21
景観阻害要因撤去数(累計)	件	1	7

6. 関連する分野別計画

- ・平泉町景観計画

7. 生活の中でのSDGs

関連するSDGsのゴール		
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>
町民の皆さんや地域に期待すること(生活の中での取り組み方)		
<ul style="list-style-type: none">・景観形成の取り組みに関心を持ち、理解を深めましょう。・家屋や庭先の個人空間を綺麗に保ち、道路等の公共空間の美化活動に参加しましょう。・建築物等については、周辺と調和のとれたデザイン・色彩の設定に努めましょう。		